

官報

号外

昭和四十八年九月十七日

○第七十二回 参議院會議録第三十四号

昭和四十八年九月十七日(月曜日)

午前十時五分開議

○議事日程 第三十七号

昭和四十八年九月十七日

午前十時開議

- 第一 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 覚せい剤取締法の一部を改正する法律案

(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

日程第一 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長長田裕二君。

審査報告書

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年七月十七日

運輸委員長 長田 裕二
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本国有鉄道の財政の实情にかんがみ、その財政再建を推進するため、運賃を改定するとともに、昭和四十八年度以降十年間を新たな再建期間とし、あらためて財政再建に関する基本方針及びこれに基づく再建計画を策定し、国のとるべき援助の措置を強化しようとするもので、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、昭和四十八年度一般会計予算に工事費補助金七百三億円、財政再建債利子補給金百九十二億円、鉄道建設事業出資金八百億円、合理化促進特別交付金五億円が計上されている。

なお、日本国有鉄道の昭和四十八年度予算に千八百五十五億円の運賃改定による増収額が見込まれている。

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年六月十四日
衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

別表第一

第四条の規定による航路の普通旅客運賃表

航路		運賃
青森	函館	600円
宇野	高松	150
仁方	堀江	370
宮島	宮島	60
大島	小松	70

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案
国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律(国有鉄道運賃法の一部改正)
第一条 国有鉄道運賃法(昭和二十三年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「五百キロメートル」を「六百キロメートル」に、「四円二十銭」を「五円十銭」に、「二円五銭」を「二円五十銭」に改める。
第六条中、「急行料金及び準急行料金」を「及び急行料金」に改める。
第七条第一項及び第三項中「小口扱貨物運賃」を「コンテナ貨物運賃」に改める。
第九条の二第二号を次のように改める。
二 コンテナ貨物運賃
第九条の二第五号中、「急行料金及び準急行料金」を「及び急行料金」に改める。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

(小字及び一は衆議院修正)

昭和四十八年九月十七日 参議院會議録第三十四号 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

別表第二

第七条第二項の規定による車扱貨物賃率表

(1トンにつき)

等級	1	2	3
キロ程			
キロメートルまで			
5	198 円	177 円	160 円
10	234	210	190
15	270	242	219
20	307	275	248
25	343	307	277
30	378	339	306
35	415	372	336
40	451	404	365
45	488	437	395
50	524	469	423
55	559	501	452
60	596	534	482
65	632	566	511
70	669	599	541
75	705	631	570
80	740	663	599
85	777	696	628
90	813	728	657
95	850	761	687
100	885	793	716
110	928	831	750
120	971	870	786
130	1,014	908	820
140	1,057	947	855
150	1,100	985	889
160	1,142	1,023	924
170	1,186	1,062	959
180	1,228	1,100	993
190	1,272	1,139	1,028
200	1,314	1,177	1,063
210	1,357	1,215	1,097
220	1,400	1,254	1,132
230	1,443	1,292	1,167
240	1,486	1,331	1,202
250	1,528	1,369	1,236
260	1,571	1,407	1,270
270	1,614	1,446	1,306
280	1,657	1,484	1,340
290	1,700	1,523	1,375
300	1,743	1,561	1,409
310	1,785	1,599	1,444
320	1,829	1,638	1,479
330	1,871	1,676	1,513
340	1,915	1,715	1,548
350	1,957	1,753	1,583
360	2,000	1,791	1,617
370	2,043	1,830	1,652
380	2,086	1,868	1,687
390	2,129	1,907	1,722
400	2,172	1,945	1,756
410	2,214	1,983	1,790
420	2,258	2,022	1,826
430	2,300	2,060	1,860
440	2,344	2,099	1,895
450	2,386	2,137	1,930
460	2,428	2,175	1,964
470	2,472	2,214	1,999
480	2,514	2,252	2,033
490	2,558	2,291	2,069
500	2,600	2,329	2,103
525	2,708	2,425	2,190
550	2,815	2,521	2,276
575	2,922	2,617	2,363
600	3,029	2,713	2,450
625	3,134	2,807	2,534

昭和四十八年九月十七日 参議院会議録第三十四号 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

昭和四十八年九月十七日 参議院會議録第三十四号 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

650	3,239	2,901	2,619
675	3,344	2,995	2,704
700	3,449	3,089	2,789
725	3,554	3,183	2,874
750	3,659	3,277	2,959
775	3,764	3,371	3,044
800	3,869	3,465	3,129
825	3,968	3,554	3,209
850	4,067	3,643	3,289
875	4,167	3,732	3,370
900	4,266	3,821	3,450
925	4,366	3,910	3,530
950	4,465	3,999	3,611
975	4,564	4,088	3,691
1,000	4,664	4,177	3,771
1,050	4,862	4,355	3,932
1,100	5,061	4,533	4,093
1,150	5,260	4,711	4,254
1,200	5,459	4,889	4,414
1,250	5,657	5,067	4,575
1,300	5,856	5,245	4,736
1,350	6,055	5,423	4,896
1,400	6,254	5,601	5,057
1,450	6,452	5,779	5,218
1,500	6,651	5,957	5,379
1,550	6,850	6,135	5,539
1,600	7,048	6,313	5,700
1,650	7,247	6,491	5,861
1,700	7,446	6,669	6,022
1,750	7,645	6,847	6,182
1,800	7,843	7,025	6,343
1,850	8,042	7,203	6,504
1,900	8,241	7,381	6,664
1,950	8,440	7,559	6,825
2,000	8,638	7,737	6,986
2,050	8,837	7,915	7,147
2,100	9,036	8,093	7,307
2,150	9,235	8,271	7,468
2,200	9,433	8,449	7,629
2,250	9,632	8,627	7,789
2,300	9,831	8,805	7,950
2,350	10,030	8,983	8,111
2,400	10,228	9,161	8,272
2,450	10,427	9,339	8,432
2,500	10,626	9,517	8,593
2,550	10,825	9,695	8,754
2,600	11,023	9,873	8,914
2,650	11,222	10,051	9,075
2,700	11,421	10,229	9,236
2,750	11,619	10,407	9,397
2,800	11,818	10,585	9,557
2,850	12,017	10,763	9,718
2,900	12,216	10,941	9,879
2,950	12,414	11,119	10,039
3,000	12,613	11,297	10,200
以上50キロメートルまでを増すごとに	199	178	161

昭和四十八年九月十七日 参議院會議録第三十四号 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

九一四

(日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二条 日本国有鉄道財政再建促進特別措置法(昭和四十四年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和五十三年度」を「昭和五十七年度」に改める。

第三条第一項中「昭和四十四年度」を「昭和四十八年度」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

(出資)
第四条の二 政府は、再建期間中の毎年度、予算の範囲内において、日本国有鉄道に対し、当該年度に相当する日本国有鉄道の事業年度における工事勘定の支出に充てられるべき資金の一部に相当する金額を出資するものとする。

第五条中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に、「債権に關し受け取るべき」を「日本国有鉄道の債務に關し日本国有鉄道が支払うべき」に改め、同条第一号中「政府が引き受けた」を削り、「債権」を「債務」に改め、同条第二号中「債権」を「債務」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 その他日本国有鉄道が政府から貸付けを受けた長期資金に係る債務

第七条中「昭和四十四年度から昭和五十七年度まで」を「昭和四十八年度から昭和六十七年度まで」に、「前七箇事業年度」を「前十箇事業年度」に、「昭和五十年年度」を「昭和五十七年度」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条及び附則第五項の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正前の日本国有鉄道財政再建促進特別措置法(以下「旧法」という。)第五条の規定により政府が日本国有鉄道に対し貸し付けた長期資金は、この法律による改正後の日本国有鉄道財政再建促進特別措置法第五条の規定の適用については同条第三号の長期資金ではないものとし、同法第六条の規定の適用については同法第五条の規定により貸し付けた長期資金とする。

3 政府が昭和四十七年度において日本国有鉄道に対し貸し付けた長期資金(旧法第五条の規定により貸し付けたものを除く。)のうち、昭和四十七年三月三十一日における同条各号に掲げる債権(同条の規定により貸し付けた長期資金に係るものを除く。)に關し同年度において政府が受け取るべき利子の額及び同日における鉄道債券に係る日本国有鉄道の債務で政府が保証契約をしたものに關し同年度において日本国有鉄道が支払うべき利子の額の合算額に相当する金額(同条の規定により同年度において貸し付けた長期資金の額に相当する金額を除く。)の範囲内において運輸大臣が大蔵大臣と協議して指定するものについては、同条の規定により貸し付けたものとみなして、前項の規定の適用する。

4 旧法第四条第一項の規定により運輸大臣の承認を受けた再建計画の昭和四十七年度に相当する日本国有鉄道の事業年度における実施状況の報告については、なお従前の例による。

5 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中「小口扱貨物運賃」を「小荷物運賃」に改める。

〔長田裕二君登壇、拍手〕

○長田裕二君 ただいま議題となりました国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果について御報告

申し上げます。

本案は、日本国有鉄道の財政の实情にかんがみ、その再建を強力に推進するため、運賃を改定するとともに、昭和四十八年度以降十年間を新たな再建期間とし、あらためて国鉄財政の再建に関する基本方針及びこれに基づく再建計画を策定し、国のとるべき援助の措置を強化しようとするものでありまして、そのおもなる内容は次のとおりであります。

まず、国有鉄道運賃法の改正内容は、第一に、旅客運賃については、鉄道の普通旅客運賃の増率をおおむね二・五％引き上げるとともに、遠距離減制を是正することとし、航路の旅客運賃については、鉄道の普通旅客運賃とはほぼ同程度の改定等を行なうとするものであります。

第二に、貨物運賃については、車扱貨物運賃の等級数を四等級から三等級に圧縮することとするとともに、その増率をおおむね二・五％引き上げるほか、小口扱貨物を小荷物に統合し、小口扱貨物運賃を廃止することとし、また新たにコンテナ貨物運賃を設け、その運賃は、日本国有鉄道が運輸大臣の認可を受けて定めることとしております。

次に、日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の改正内容は、第一に、日本国有鉄道の財政再建期間を昭和四十八年度以降の十年間に改定しようとするものであります。

第二は、政府は再建期間中の毎年度、国鉄に対し工事資金の一部に相当する金額を出資するものとしたほか、工事費補助金の対象工事年度を昭和五十七年度まで延長するとともに、補助金の交付期間を十年間に延伸し、その交付年度を昭和六十七年度までとしたことであります。

第三に、財政再建債及び同利子補給金の対象を昭和四十七年度末政府管掌債務及びすべての鉄道債券にかかわる債務に拡大することとしたこととあります。

委員会におきましては、公聴会の開会、地方行政委員会外四委員会との連合審査会を開く等、慎重な審議が行なわれましたが、その質疑のおもなる点は、国鉄運賃値上げと物価政策との関係、総合交通体系から見た国鉄の位置づけとその役割、十一年の再建対策の妥当性と達成の見通し、そのほか国鉄をめぐる各般の問題について質疑が行なわれ、採決を行ないましたが、国会正常化の趣旨に沿い質疑を続行いたしました。

そのおもなる内容は、国家助成の方式とその基準、国鉄の持つ公共性と独立採算制との調整、新幹線の今後の建設計画及びその公害対策等であり

ます。

なお、社会労働委員会外四委員会との連合審査、武蔵野線の現地調査を行ないました。

かくて質疑を終わり、日本社会党瀬谷委員、公明党阿部委員、民社党栗林委員、第二院クラブ青島委員よりそれぞれ反対、自由民主党岡本委員より賛成の意見が述べられ、さらに採決を行ないました。

以上が本法律案の審査の経過であります。

本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここに御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 本案に対し、米田正文君外一名から、成規の賛成者を得て、修正案が提出されております。

この際、修正案の趣旨説明を求めます。米田正文君。

第二は、政府は再建期間中の毎年度、国鉄に対し工事資金の一部に相当する金額を出資するものとしたほか、工事費補助金の対象工事年度を昭和五十七年度まで延長するとともに、補助金の交付期間を十年間に延伸し、その交付年度を昭和六十七年度までとしたこととあります。

第三に、財政再建債及び同利子補給金の対象を昭和四十七年度末政府管掌債務及びすべての鉄道債券にかかわる債務に拡大することとしたこととあります。

委員会におきましては、公聴会の開会、地方行政委員会外四委員会との連合審査会を開く等、慎重な審議が行なわれましたが、その質疑のおもなる点は、国鉄運賃値上げと物価政策との関係、総合交通体系から見た国鉄の位置づけとその役割、十一年の再建対策の妥当性と達成の見通し、そのほか国鉄をめぐる各般の問題について質疑が行なわれ、採決を行ないましたが、国会正常化の趣旨に沿い質疑を続行いたしました。

そのおもなる内容は、国家助成の方式とその基準、国鉄の持つ公共性と独立採算制との調整、新幹線の今後の建設計画及びその公害対策等であり

ます。

なお、社会労働委員会外四委員会との連合審査、武蔵野線の現地調査を行ないました。

かくて質疑を終わり、日本社会党瀬谷委員、公明党阿部委員、民社党栗林委員、第二院クラブ青島委員よりそれぞれ反対、自由民主党岡本委員より賛成の意見が述べられ、さらに採決を行ないました。

以上が本法律案の審査の経過であります。

本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここに御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 本案に対し、米田正文君外一名から、成規の賛成者を得て、修正案が提出されております。

この際、修正案の趣旨説明を求めます。米田正文君。

第二は、政府は再建期間中の毎年度、国鉄に対し工事資金の一部に相当する金額を出資するものとしたほか、工事費補助金の対象工事年度を昭和五十七年度まで延長するとともに、補助金の交付期間を十年間に延伸し、その交付年度を昭和六十七年度までとしたこととあります。

第三に、財政再建債及び同利子補給金の対象を昭和四十七年度末政府管掌債務及びすべての鉄道債券にかかわる債務に拡大することとしたこととあります。

委員会におきましては、公聴会の開会、地方行政委員会外四委員会との連合審査会を開く等、慎重な審議が行なわれましたが、その質疑のおもなる点は、国鉄運賃値上げと物価政策との関係、総合交通体系から見た国鉄の位置づけとその役割、十一年の再建対策の妥当性と達成の見通し、そのほか国鉄をめぐる各般の問題について質疑が行なわれ、採決を行ないましたが、国会正常化の趣旨に沿い質疑を続行いたしました。

そのおもなる内容は、国家助成の方式とその基準、国鉄の持つ公共性と独立採算制との調整、新幹線の今後の建設計画及びその公害対策等であり

ます。

なお、社会労働委員会外四委員会との連合審査、武蔵野線の現地調査を行ないました。

以上が本法律案の審査の経過であります。

本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここに御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 本案に対し、米田正文君外一名から、成規の賛成者を得て、修正案が提出されております。

この際、修正案の趣旨説明を求めます。米田正文君。

第二は、政府は再建期間中の毎年度、国鉄に対し工事資金の一部に相当する金額を出資するものとしたほか、工事費補助金の対象工事年度を昭和五十七年度まで延長するとともに、補助金の交付期間を十年間に延伸し、その交付年度を昭和六十七年度までとしたこととあります。

第三に、財政再建債及び同利子補給金の対象を昭和四十七年度末政府管掌債務及びすべての鉄道債券にかかわる債務に拡大することとしたこととあります。

委員会におきましては、公聴会の開会、地方行政委員会外四委員会との連合審査会を開く等、慎重な審議が行なわれましたが、その質疑のおもなる点は、国鉄運賃値上げと物価政策との関係、総合交通体系から見た国鉄の位置づけとその役割、十一年の再建対策の妥当性と達成の見通し、そのほか国鉄をめぐる各般の問題について質疑が行なわれ、採決を行ないましたが、国会正常化の趣旨に沿い質疑を続行いたしました。

そのおもなる内容は、国家助成の方式とその基準、国鉄の持つ公共性と独立採算制との調整、新幹線の今後の建設計画及びその公害対策等であり

ます。

なお、社会労働委員会外四委員会との連合審査、武蔵野線の現地調査を行ないました。

かくて質疑を終わり、日本社会党瀬谷委員、公明党阿部委員、民社党栗林委員、第二院クラブ青島委員よりそれぞれ反対、自由民主党岡本委員より賛成の意見が述べられ、さらに採決を行ないました。

以上が本法律案の審査の経過であります。

本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここに御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 本案に対し、米田正文君外一名から、成規の賛成者を得て、修正案が提出されております。

この際、修正案の趣旨説明を求めます。米田正文君。

第二は、政府は再建期間中の毎年度、国鉄に対し工事資金の一部に相当する金額を出資するものとしたほか、工事費補助金の対象工事年度を昭和五十七年度まで延長するとともに、補助金の交付期間を十年間に延伸し、その交付年度を昭和六十七年度までとしたこととあります。

第三に、財政再建債及び同利子補給金の対象を昭和四十七年度末政府管掌債務及びすべての鉄道債券にかかわる債務に拡大することとしたこととあります。

委員会におきましては、公聴会の開会、地方行政委員会外四委員会との連合審査会を開く等、慎重な審議が行なわれましたが、その質疑のおもなる点は、国鉄運賃値上げと物価政策との関係、総合交通体系から見た国鉄の位置づけとその役割、十一年の再建対策の妥当性と達成の見通し、そのほか国鉄をめぐる各般の問題について質疑が行なわれ、採決を行ないましたが、国会正常化の趣旨に沿い質疑を続行いたしました。

そのおもなる内容は、国家助成の方式とその基準、国鉄の持つ公共性と独立採算制との調整、新幹線の今後の建設計画及びその公害対策等であり

ます。

なお、社会労働委員会外四委員会との連合審査、武蔵野線の現地調査を行ないました。

右の修正案を提出する。
提出者 米田 正文 船田 謙
賛成者 青木 一男 伊藤 五郎
岩動 道行 石本 茂

今泉 正二	岩本 政一
上田 稔	上原 正吉
植木 光教	植竹 春彦
江藤 智	小笠 公昭
大竹平八郎	大谷藤之助
大森 久司	岡本 悟
長田 裕二	鹿島 俊雄
梶木 又三	片山 正英
金井 元彦	亀井 善彰
川上 為治	川野辺 静
河口 陽一	河本嘉久蔵
木内 四郎	木島 義夫
木村 睦男	君 健男
久米健太郎	久保田藤磨
楠 正俊	熊谷太三郎
黒住 忠行	鈴木 亨弘
源田 実	小枝 一雄
小林 国司	小山邦太郎
古池 信三	古賀雷四郎
後藤 義隆	郡 祐一
今 春聰	佐田 一郎
佐藤 一郎	佐藤 隆
斎藤 十朗	斎藤 寿夫
迫水 久常	志村 愛子
堀見 俊二	重宗 雄三
柴田 栄	柴立 芳文
嶋崎 均	白井 勇
杉原 荒太	菅野 儀作
世耕 政隆	園田 清光
田口長治郎	高田 浩連
高橋 邦雄	高橋文五郎
高橋雄之助	竹内 藤男
橘 直治	棚田 四郎
玉置 和郎	玉置 猛夫
塚田十一郎	土屋 義彦
寺下 岩蔵	寺本 広作
徳永 正利	内藤三郎
中津井 真	中西 一郎

中村 楨二	中村 登美
中山 太郎	永野 鎮雄
長屋 茂	鍋島 直昭
西田 信一	西村 尚治
温水 三郎	長谷川 仁
橋本 繁蔵	初村源一郎
濱田 幸雄	林田悠紀夫
原 文兵衛	松垣徳太郎
平井 太郎	平泉 渉
平島 敏夫	藤田 正明
二木 謙吾	星野 重次
細川 護熙	堀本 宜実
増原 恵吉	町村 金五
松岡 克由	松平 勇雄
丸茂 重貞	宮崎 正雄
八木 一郎	安井 謙
安田 隆明	柳田桃太郎
山崎 五郎	山崎 竜男
山下 春江	山本 利壽
山本茂一郎	山内 一郎
吉武 恵市	若林 正武
渡辺一太郎	

別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案
について、その趣旨を御説明申し上げます。
今日の国鉄財政は累積赤字一兆一千四百億円余
に及び、きわめて憂慮すべき事態にあります。一
方、国民生活と国民経済の発展に寄与する国鉄の
使命はきわめて重要であり、その財政再建は一日
も放置できないのであります。
しかしながら、最近の物価動向、経済情勢の実
情にかんがみ、国民生活に与える影響の緩和をは
かることもまた必要であり、運賃値上げ及び一部
制度の改正の実施時期を、公布の日の翌日からと
なっているのを、昭和四十九年三月三十一日に修
正しようとするものであります。
何とぞ本修正案に御賛同の上、可決くださるよ
うお願いいたします。(拍手)
○議長(河野謙三君) 本修正案は、予算を伴うも
のでありますので、国会法第五十七条の三の規定
により、内閣の意見を聴取いたします。新谷運輸
大臣。
〔国務大臣新谷寅三郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(新谷寅三郎君) ただいま御提案の修
正案につきましては、政府としては、やむを得な
いものと認めます。(拍手)
○議長(河野謙三君) 本案に対し、討論の通告が
ございます。順次発言を許します。瀬谷英行君。
〔瀬谷英行君登壇、拍手〕
○瀬谷英行君 私は、日本社会党を代表して、こ
こに議題となりました国有鉄道運賃法及び日本国
有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する
法律案並びに米田議員提案の修正案に反対の討論
を行ないます。
反対の一般的な理由は、田中内閣発足以来の異
常な物価高をさらに刺激をし、促進をするとい
うことが明らかであります。いま国民が望ん
でいるところは、物価の安定であらうと思ひます。
国民が悩んでいるのは、打ち続く物価の上昇であ
ります。卸売り物価も消費者物価も、特に田中内
閣成立以来、遠慮なしに上がり続けております。

ここで公共料金、なかんずく運賃の引き上げを行
なうことは、物価の値上がりによる拍車をかける結果
となることは火を見るよりも明らかであります。
次に、反対の何よりの理由は、この法案の看板
と内容が全然違つておるといふことであります。
このことは長い審議の結果明らかになりました。
看板のほうには国有鉄道の財政再建を促進しよう、
十年後には黒字にしてやろうといふことになつて
おりますが、中身のほうは、とてもそれは問屋が
おろさないようになつております。なるほど、累
積赤字が一兆をこした、民間企業ならとくに破産
であるといふことは、しばしば耳にすることはあ
ります。しかし、何がゆゑに国鉄がこのような
なほりもない赤字を生み、気の遠くなるような
債務をしい込まなければならぬようになった
のか、それを追及しなければなりません。
高利貸しから借金をして慈善事業をしたり、仕
入れの値段より安い値段で品物を売っている限
り、どんなに一生懸命働いても金が残るはずはな
いのであります。だが、やっても残るのは借金だ
けであります。国鉄は独立採算制で多くの公共負
担を余儀なくされております。貨物の割引運賃で
大企業に出血サービスを行ない、日本国中に散在
する赤字ローカル線を維持し、さらに市町村納付
金であるとか、新聞雑誌の割引、通学通勤等々、
およそ採算の合わない仕事をことごとく引き受け
るような仕組みになつております。つまり、絶対
赤字になるような仕組みになつていたのでありま
す。この独立採算制のワクの中で、公共負担を全
部しい込んでなお黒字を生み出すといふことは、
手品師でなければできないことであります。
この仕組みをそのままにして、職員に企業努力を
要請しても効果があがるかどうか疑問でありま
す。なぜならば、底に穴のあいたおけに幾ら水
をくみ込んで、しよせん、水はたまらないとい
うことはみな承知をしているわけでありま
す。企業努力といふのは、おけの底の穴はそのままに
して、もつと一生懸命に水をくめといふことであり

この修正の結果、日本国有鉄道の運輸収入は、
本年度においておおよそ九百億円の収入減となる
見込みである。
〔米田正文君登壇、拍手〕
○米田正文君 私は、ただいま議題となりました
国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特
別措置法の一部を改正する法律案の一部を次の
ように修正する。
附則第一項ただし書中「公布の日の翌日」を「昭
和四十九年三月三十一日」に改める。

この修正の結果収入減となる見込額
本年度においておおよそ九百億円の収入減となる
見込みである。
〔米田正文君登壇、拍手〕
○米田正文君 私は、ただいま議題となりました
国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特
別措置法の一部を改正する法律案の一部を次の
ように修正する。
附則第一項ただし書中「公布の日の翌日」を「昭
和四十九年三月三十一日」に改める。

この修正の結果収入減となる見込額
本年度においておおよそ九百億円の収入減となる
見込みである。
〔米田正文君登壇、拍手〕
○米田正文君 私は、ただいま議題となりました
国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特
別措置法の一部を改正する法律案の一部を次の
ように修正する。
附則第一項ただし書中「公布の日の翌日」を「昭
和四十九年三月三十一日」に改める。

ます。借金の利子だけで一日に五億も六億も払わなければならぬような財政の状態に、企業努力がついていけるかどうか、もっと冷静に考えるべきであります。

計画によりまると、昭和五十七年度には国鉄財政も黒字になるということですが、十兆五千億を投ずる計画のうちで、新たな政府出資は一兆五千億であります。新幹線の整備計画が四兆八千億であります。委員会の審議で明らかにされたところによれば、青函トンネルだけで二千億、さらに、青函トンネルで結ばれた東北・北海道新幹線が、概算で二兆何百億の巨費を要し、北陸新幹線、これまた一兆一千億ということであり、東北・北海道新幹線と北陸新幹線だけでも三兆をこすことになり、かりに昭和五十二年間に完成をしたとしても、五年で元を取るためには、年に六千億の収益をあげなければなりません。東北、山陽新幹線等の場合と異なり、従来赤字の線区が、新幹線の完成によって急に黒字に転ずるといふようなことがあり得るでしょうか。北海道が北陸に首都が移転でもない限り、常識的には考えられないことでもあります。

新幹線公害が、いまやかましい問題となつて住民の関心を集めるようになってまいりました。いまの計画では、高架で、側道わずか四メートルを残すのみで市街地に割り込むことになっております。住民の側からいへば、最悪の場合、わずか四メートルを隔てて高さ十メートル以上の高架橋がで上がり、朝から晩まで、二百キロのスピードで電車が走り続けることになるのであります。反対ののろしが上がるのも当然と言わなければなりません。線路と民家の間隔をもっとあけたければ、自治体で持てと、こういうことでございしますが、それでは地方自治体の財政が持ち切れなくなり、市街地の沿線住民にとってきわめて深刻な新幹線公害を十分考慮しない計算で、なおかつ五兆に及ぶ予算でありますから、今後、関係地域住民の理解を得られる条件や、とどまるどころ

を知らない土地価格の暴騰を考慮に入れるならば、さらに新幹線建設資金はふくれ上がるものと見なければなりません。これからの新幹線整備費が、ほとんど元の取れない投資になるだけではない、安全、公害をはじめ、大都市通勤や在来線輸送改善等のために投ぜられる五兆七千億の、どちらかといえば見返りの期待できない国家的投資の性格を持つておりますところの予算も考えなければなりません。工事費に対する利子補給は、三割以上に及ぶ部分について行なうということであり、また、三割であろうとも利子は利子、借金は借金で、けたが大きいだけに、財政上の大きな負担になるということは、これまた明白であります。

狭い日本何でそんなに急ぐのか、こういう交通標識が、参議院の議長公邸の前にも立っており、これから予定されている新幹線は、いずれも簡単に収支の償う見込みは立たない線区であります。それだけに、その建設は慎重を期し、いたずらに公害問題だけが残ることのないようにすべきであります。しかし、それだけに、合理化を至上命令とする考え方で強引に建設を進められるならば、必ず問題は残るであろうことを心配せずにはおられません。

さらに、この法案の中の十一万人合理化の思想は、十月のダイヤ改正にもはつきりとあらわれております。いたずらに特急列車のみを増発をさせ、料金をせきをやつて、通勤通学輸送は相変わらずなおざりにされております。上尾事件、首都圏の暴動事件等は、通勤輸送に対するふんまんが背景にあったのでありますけれども、このようないくつかの指摘をしただけでも、今回の法律案によって約束をされることは、今後十年間に運賃値上げだけを四回も続けるということだけであり、その結果は、なお二兆六千億の累積赤字、十一兆に及ぶ債務であり、要員の合理化によるサービスタウンということになります。このような無

責任な結論しか予想できないプランに、われわれはとうてい賛成できません。国鉄の財政は、確かに破局に直面をしております。思い切った大手術をしなければならぬのであります。ところが、政府は、手術を避けて、おまじない痛みどめでもって当座をしのごうとしております。真に国鉄を国民の足として、さらに、日本の動脈としてその機能を發揮せしめようとするならば、鉄道、飛行機、船舶、自動車等、あらゆる交通機関の役割を、今後の輸送需要に必ずしよるよう計画をすることの総合交通政策をまず確立すべきであります。そのような基本的な計画がないまま、当座しのぎの運賃値上げ案が、旅客運賃、貨物運賃のアンバランス等、多くの矛盾をはらんだまま提出されたことはきわめて遺憾であります。政府の見解によれば、今回の政府補助は画期的だということであり、今日までの政府補助がゼロにひついたのでありますから、なるほど画期的かも知れません。しかし、赤字の内容が今日まで当然行なうべき政府の投資の怠慢によることを考えれば、スズメの涙ほどの投資がカラの涙になった程度にすぎないのであります。国鉄は国民の足であり、政府も、わが身の足である、人の足ではないという認識を持って進められるより強く再考を促し、反対討論を終わります。

(拍手)

議長(河野謙三君) 木村睦男君。

〔木村睦男君登壇、拍手〕

○木村睦男君 私は、自由民主党を代表して、ただいま報告のありました国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案並びに動議のありました修正案に対し賛成の討論をしますものであります。

日本国有鉄道は、百年の輝かしい歴史の中で、かつては国の予算のドル箱とまで言われたのであります。昭和三十九年度には黒字経営から一挙に三百億円の赤字に転じ、その後、さらに悪化の

一途をたどり、昨年度の決算におきましては赤字が三千四百億、累積赤字は実に一兆一千四百億、長期借入れ金は総額三兆八千億となり、その利息の支払いだけでも毎日六億を要し、いまや国鉄経営は崩壊寸前と言わざるを得ない状況なのであります。政府は、昭和四十四年短期再建計画に次いで、昨年運賃改定を含む長期十年の再建計画を立てたのであります。残念ながら関係法案が不成立に終わり、一年繰り下げて今回の提案となつたのであります。

再建計画は三本の柱からなり、その第一は、政府の大幅な助成であります。すなわち、再建期間中の工事費の一部として一兆五千七百億円の出資を行なうほか、工事費に要する利子負担を三割に押えるため一兆五千二百億円の補助金を交付し、過去の長期債務については、その利子相当額一兆七千億を貸し付け、その利子五千三百億を補助するなど、合計十年間に三兆六千二百億円の補助金及び出資を行ない、その上、九兆三百億円の財政融資を行なうのであります。この政府の大幅な助成は、なお十分とは言えないまでも、きびしい国家財政の現状を考えますとき、従来に比較してかなり思い切つたものであります。これによって、新幹線の建設、複線化、通勤通学、貨物輸送力の増強が行なわれるのであります。

世間では、国鉄に比較し、同じ輸送施設であります道路や空港の整備は、大部分が国費でまかなわれておるのに、国鉄に対しては助成が不十分であるとの批判があります。しかし、その国費たるや、ガソリン税など、運賃と同様利用者負担によるひもつき国費が大部分であるのであります。また、道路公団の高速道路の建設に対し、国は資金コストが六割になるよう助成しておりますが、今回の国鉄工事費については、資金コストが三割になるよう補助することになり、この点では国鉄のほうが優遇されていると言えるのであります。再建計画の第二は、経営の合理化の徹底であります。ここでは特に人件費が問題であります。

国鉄はすでに昭和四十四年以來五十三年度までに十一万人を削減すべく実施に入っておりますが、五十三年度以降も、再建期間中は特段の措置を講じ、人員の削減をはかることになっておるのであります。

現在の国鉄は、運輸収入の七〇％を人件費に充たなければならぬという異常な経営の実体でありまして、人を養うために交通事業をやっていると極言されてもおかたのないような状態です。再建計画では前半一・三％、後半一・〇・三％のペースアップを見込んで組み立ててありますが、ことしの公労委の勧告は一・六五％でありまして、ここにきわめて容易ならぬ国鉄再建の難関があるのであります。十一万人の削減は、首切なしの減額不補充という極端な方法によるのであります。ペースアップによる人件費の増加分だけでも、運賃値上げによる増収分でまかなってなお足らないという現在の状態から早く脱し、五十七年度には、運輸収入に對し人件費が四九％以下になるよう合理化計画の実施に努力することを強く要望するものであります。

再建計画の第三の柱は、運賃値上げであります。再建計画におきましては、今年を第一回とし、三年ごとに四回、毎回実収一五％、ただし最終回は一〇％の値上げを行なうことになっております。今回の値上げ率は旅客二三％、貨物二四％であります。この運賃値上げについてはいろいろの反対論が戦わされております。その一つは、現在の物価高にさらに拍車をかけ、インフレを助長するということでありまして、もとより、交通運賃は安いほどよく、値上げなどやらぬことが一番に喜ばれるにきまつております。しかし、国鉄経営の現状は崩壊の危機にあり、その改善のためには、利用者からも協力を仰がねば再建は不可能であります。国鉄を利用する交通費が家計消費に占める割合は〇・七三％程度と言ふものの、心理的な影響は見るがすことはできません。その上げ幅は極力抑える

必要があります。今回の再建には、四兆円にのぼる国の大幅な助成をすることによって、値上げの幅も実収は一五％程度になりましたが、もしこの助成がなければ、値上げ幅は四六％にもなる計算であります。この程度の値上げは真にやむを得ないものと言わざるを得ないのであります。(拍手)

国鉄は新聞、食糧品、通商通学等、輸送上政策的割引を行なっておりまして、今日のような国鉄が大赤字をかかえておられながら、このような社会政策的あるいは文教政策上の公共負担をいられることは、適当とは言えません。これらの点をまず見直すべきであります。ただ、利用者が長きにわたつてなれ親しんでまいつた沿革の経緯もありまして、この点は国または地方公共団体が肩がわりをするなど、あわせ考え直していく必要があらます。今回の値上げの中で旅客が二三％、貨物が二四％というのは、旅客が黒字で貨物が赤字であるという一般通念から適切に欠くという意見もあらます。両者の経費の区分は正確にできるものでもなく、物価に對する影響は、貨物運賃の場合特に考慮する必要があること、総合原価主義のためからいへばやむを得ないものと認めざるを得ないのであります。

以上、今回の二法案による国鉄再建十カ年計画が、国の大幅な助成、経営の合理化、運賃値上げ、この三本の柱からなっていることは、国鉄の使命と経営の現状、国の財政状況等から勘案し、ますます妥当であり、再建に對してもこの三通りのシニアがおおむね均衡がとれて適切であると判断し、賛意を表するものであります。

しかしながら、今日の憂うべき国鉄財政の現状を立て直すためには、単に財政面の措置のみでは足りるものではありません。国鉄は管理者である一般職員であることを問はず、一丸となって再建の意欲に燃え、その体制を整えなければなりません。しかるに、今日の国鉄労使の關係はこのような状態にあると言えず、まことに寒心にたえないものがあります。国鉄の危機に際し、窮状打開

のため、国会においても真剣に検討審議が行なわれておる事態にもかかわらず、国鉄労使間では十分な話し合いも行なわれず、信頼感に欠け、一部組合の中には運賃改定反対と称し、順法と偽って違法ストを繰り返して行なつて、国民に多大の迷惑をかけておることは言語道断と言わざるを得ないのであります。(拍手)

国鉄は使用者のものでもなければ、一部労働組合のものでもありません。私は、本二法案の成立に際し、国鉄労使、特に一部組合幹部の諸君が深く反省をし、あらためてその使命を自覚し、打つて一丸となって本再建計画の実施に邁進し、真に愛される国鉄になるよう広く国民的立場から要望して、賛成の討論を終わります。(拍手)

○議長(河野隆三君) 阿部憲一君。

〔阿部憲一君登壇、拍手〕

○阿部憲一君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案並びに修正案に對し反対の討論を行なうものであります。(拍手)

わが党がこの法案に反対する第一の理由は、国鉄の再建は、国鉄だけを見ての単純な再建案では不可能であるということでありまして、まず、総合交通政策を樹立して、その中で、航空、海運、陸運等の交通機関の中に国鉄の位置づけを行ない、それに適応した再建を行なうべきであります。しかるに、政府の総合交通政策の欠除は、国鉄財政を赤字に転落させる原因をつくつてきたのであります。すなわち、モーターゼーションの急速な発達をはじめとした各交通機関の輸送構造の変化に對処できず、国鉄の近代化の立ちおくれをきたらしてきたものであり、政府の無策に基因しているものであります。したがって、国鉄をめぐる総合的な社会要因を根本から改正し、早急に具体的総合交通政策の確立をはかななければならぬのであります。それが行なわれな

り、ひつきょう根なし草であり、その脆弱な基盤の上にどのような財政再建計画を立てたとしても、実を結ぶわけはないのであります。このままでは、国鉄は膨大な投資財源の調達と赤字の穴埋めに追われ、また、国民は運賃値上げの負担を、国鉄労働者は人員削減による労働強化を強要されることになるのであります。したがって、政府みずからが国鉄の赤字財政の原因をつくりながら、その責任を放置して、国民と国鉄労働者に犠牲をしいる今回の国鉄再建計画には絶対に反対するものであります。

次に、反対する第二の理由は、この再建案のささえになつてゐる運賃値上げについてであります。すなわち、旅客二三・二％及び貨物二四・一％の大幅値上げであります。しかも、十年間に四回もの値上げを前提とするに至つては、全く利用者である国民を無視した暴挙であると断ぜざるを得ないのであります。運賃値上げは、言うまでもなく直接に国民にとつて多大な負担となるだけではなく、物価高騰を引き起こすことは必定であります。ただでさえ、いま国民は異常な物価高騰によつて生活を脅かされております。田中総理は日本列島改造論を提唱しましたが、そのために過剰流動性を背景に、土地の投機に火をつけ、地価の高騰を促し、次いで商品の買い占め、売り惜しみへと新たな投機を誘発し、急激にインフレマインドを醸成したことは、疑うことのできない事実であります。このような物価高騰に悩む国民生活の実情を深刻に受けとめるならば、さらにインフレを推し進める公共料金の値上げは行なえないはずであります。国鉄運賃の値上げが、他の交通料金や諸物価の値上げに波及することは明らかであり、すでに昨年から値上げ申請を行なつてゐる私鉄各社は、国鉄運賃値上げを手ぐすね引いて待つてゐる状況であります。政府のつづてきたインフレ政策によつて国民生活が破綻を來たそうとしてゐる現状を直視するならば、それに拍車をかける国鉄運賃の値上げは絶対に行なうべきではな

昭和四十八年九月十七日 参議院會議録第三十四号 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

いのであります。

反対の第三の理由は、旅客運賃の値上げを行なうことによつて利用者に貨物部門の赤字を負担させようとするのであります。すなわち、旅客運賃は貨物とほとんど同じ値上げ率であるのは、利用者にコスト以上の負担をかけるものであり、理不尽の上もないことではあります。まして旅客部門は赤字であり、貨物部門の赤字を総合原価主義という会計技術論的な口実で隠し続け、それを公表されたとしても、客観性に乏しいなどと釈明することは、国民を愚弄するもはなはだしと言わねばなりません。国鉄がいかに弁解されようと、貨物部門の赤字は、国鉄の貨物輸送近代化の立ちおくれが原因であり、その根底に総合交通政策の欠陥があつたのであります。この失敗のしわ寄せを、一方的に国民に押しつけるようなやり方を認めることはできないのであります。

反対の第四の理由は、国鉄の独立採算制の問題であります。国鉄の赤字財政の原因は、時代に即応しない独立採算制に固執し、国鉄への財政援助を怠つたためであります。この独立採算制の前提は、国鉄が独占的輸送機関であつた時代に成り立つものであつて、総合交通政策を必要とする今日におきましては、かえつてみずからの足かせになるだけで、国鉄の財政危機を深めるものでしかないのであります。この独立採算制は、無謀な借金政策によつてまかなうはかなく、多額の債務とその支払いに狂奔せざるを得なくなつたのであります。今回、政府の提出した再建案では、十年間に一兆五千七百億円の政府出資金を約束しておりますが、この間の国鉄の工事規模は、十兆円をこえる膨大な金額が見込まれてゐるのであります。この工事費の主要部分が借金でまかなわれることは必至であります。したがつて、国鉄再建といつても、借金による経営の拡大と、利払いによる経営難といつたこれまでのパターンを変えることはできないのであります。

そこでわが党は、国鉄財政の健全化をはかるた

めには、過去の債務を一時たな上げし、国鉄が投資する財源と利子に対し、大幅な財政援助を行なうとともに、総合交通政策をより具体的に確立し、時代に対応できる国鉄にすべきであると提案してきたのであります。それにもかかわらず、政府・自民党は、これらの提案を無視し、また、法案の審議も十分行なわれなかつた一カ月前の十七日、運輸委員会が強行採決までして押し通そうとしたのであります。これでは、政府・自民党の政治感覚を疑わざるを得ないのであります。

反対する第五の理由は、国鉄当局の再建に取り組む姿勢が示されていないことではあります。国鉄再建の根本をなすものは、国鉄当局の企業努力であり、労使の人間関係の改善であります。国鉄の再建は決して財政問題だけではなく、それと同じ比重で職場の人間関係の改善がなされなければなりません。ところが、国鉄経営の官僚制は、いまだ遺憾ながら改善されておられません。国鉄当局が国民に多大な負担を課し、国鉄労働者に合理化を要求しながら、みずからは国鉄の再建に取り組む姿勢を正そうとしないならば、国民にどのような理解と協力を訴えたとしても、それはむなしい幻想でしかありません。さらに、労使間の非常識なあつれきと、無秩序な闘争の繰り返しは、国民生活に重大な支障と損害を与え、国鉄に対する国民の信頼は漸次失われつつあります。また、新幹線の住民は、日夜の騒音等の公害によつて、生活権を脅かされてゐるにもかかわらず、一向に解決されてゐないのであります。このような国鉄当局の企業努力の欠陥、国民軽視の姿勢に対し、強く反省を求めるものであります。

以上、列挙した理由により、わが党はこの法案に絶対反対であり、すみやかに撤回することを要求いたします。そして真に国民本位の、国民生活に寄与する抜本的な国鉄再建案をもつて出直すことを主張して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(河野三三) 田淵哲也君。

〔田淵哲也君登壇、拍手〕

○田淵哲也君 私は、民社党を代表して、国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案並びに米田議員の修正案に対し、反対の討論を行ないます。

反対の理由の第一は、国鉄運賃の値上げが最近の異常な物価上昇にさらに拍車をかけるおそれがあるからであります。

七月の全国消費者物価指数は、前年同期と比べ一・九％、また卸売物価においても一・五・七％と記録的な上昇を続けております。そして相次ぐ公定歩合の引き上げ、金融引き締め政策によつても、依然として物価の上昇はとどまらず、国民生活を不安のどん底におとし入れております。このようなときに、公共料金の中でも横綱格といわれる国鉄運賃の値上げを行なうことは、インフレーションをますます激しくし、物価上昇の火に油を注ぐ結果となることは明らかであります。たとえ実施期日が来年三月末日まで延期されたとはいへ、物価鎮静のめどがつかない現在、値上げを決定することはまさに暴挙と言わざるを得ません。また、国鉄財政再建計画によれば、今後十年間に四回もの値上げが行なわれ、十年後には現在の二倍以上の運賃となることの方針として定められております。これが一般物価の上昇の牽引車とならないはずはありません。政府がもし物価抑制、インフレーションを現在最も緊急を要する政治課題と考えるならば、このような国鉄運賃の値上げや国鉄財政の再建計画は、絶対に行なうべきではないのであります。

反対理由の第二は、国鉄再建の基本方針が明確にされていない点であります。

最近の交通革命ともいふべきモータリゼーションの進行や、航空機の発達、利用の増大等に見られるごとく、交通手段は多様化し、国民の交通需要も高度化しつつあります。今日の国鉄の経営難を招いた大きな理由は、これらの情勢の変化に対応し得る

政策的要素に左右されるというきわめて不安定な状態を招くことになり得る。このようなやり方は、行き当たりつらりの、その場限りのつじつま合わせと言われてもしかたがなく、恒久的な国鉄再建につながるものとはとうてい考えられないのであります。

反対の第三の理由は、国鉄再建計画は、総合交通体系と無関係につくられたものであるという点であります。

政府は、昭和四十六年に、総合交通体系についての指針を作成しております。国鉄の経営方針も、当然それとの関連において立てられなければならないが、今回の再建計画にそれがどのように反映されているのか、全く理解に苦しみます。特に、赤字ローカル線に対する考え方が、日本列島改造論に便乗して、あいまいになっておる点は問題であります。総理並びに運輸大臣は、国鉄の公共的使命から見て、赤字路線だからと言って廃止するわけにいかぬと述べておられますが、私は、赤字だから廃止せよと主張しているわけではありせん。赤字路線を存続し、あるいは建設する場合、基本になる考え方や一定の基準がなければならぬということを言っているのではありません。ナシ・ナルミニマムの確保と言っても、しよせん全国民が、鉄道の恩恵を均等に受けることは不可能であります。そして交通手段が多様化している現在、ナシ・ナルミニマムは鉄道のみにたよるべきではなく、各交通機関の組み合わせで考えるべきであります。とすると、赤字路線の場合も、何でも残す、何でもつくるといふのではなく、資源の有効配分の原則に基づく一定の基準がなければならぬことは当然であります。無原則な赤字路線の存続や新設は、国の資源の浪費以外の何ものでもありません。この点について私は繰り返して質問しましたが、ついに抽象的答弁しか得られませんでした。

私は、このことは、新幹線建設についても当てはまると言えます。これからの日本列島の動脈と

して新幹線の持つ役割の重要性は、私も認めるのにやぶさかではありません。しかし、ばく大な国の資本の投資である新幹線建設には、それなりの慎重さが必要であります。将来にわたつての交通量、投資効率、採算などの検討はもちろん、現在建設が進められている高速自動車道との関係等、多角的な検討が必要なのは言うまでもありません。しかし、新幹線建設を審議する鉄道建設審議会では、ある新幹線の建設はわずか一時間そこそこの審議で済んだ事実でも見られるように、きわめておざなりな論議しか行なわれていないのが実態ではないでしょうか。このようなことから見ても、私は、政府がほんとうに国鉄の再建を真剣に考えているのかどうか、疑問を禁じ得ません。

反対理由の第四は、国鉄の経営姿勢の問題であります。国鉄再建のために、国と国民の負担を求めるならば、国鉄は、労使をあげて、まず、みずからの近代化、合理化に邁進すべきであります。しかるに、現状はどうでしょうか。まず第一に、今日の国鉄労使は、国民の足としての公共サービス精神が欠落しておる点をあげなければなりません。そして再三の指摘にもかかわらず、それが改善されつつあるとは思えないのであります。第二に、かつてのマル生運動は論外としても、国の資源をより有効に活用するための、正しい意味の生産性向上は必要と思ふけれども、いまだにこれについて労使の合意が得られないということはどういうことか、納得しかねます。第三に、国民に多大の迷惑を及ぼす順法闘争が依然としてあつたを断つ。また、職場では、順法闘争に参加しない職員が拉致されたり、いやがらせを受けるといった事件が、日常茶飯事のごとく起こつております。これについて国鉄当局は何らなすところなく、国鉄の職場規律は乱れに乱れている現状であります。以上のような状況を放置して

おいて国民に運賃値上げを認めてくれといつても無理であります。

以上四つの反対理由をあげましたが、私はこのような点から考えて、たとえ、今回の法律案を政府・自民党が無理やり成立させても、それで国鉄再建ができるものとは考えられません。

以上の点に対する運輸大臣はじめ政府関係大臣の再考を要請して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(河野三三) 河田賢治君。

〔河田賢治君登壇、拍手〕

○河田賢治君 私は、日本共産党を代表して、国鉄運賃法及び日本国有鉄道財政促進特別措置法の一部を改正する法律案並びに修正案に反対の討論を行なうものであります。

まず最初に私は、政府・自民党が、国民生活に重大な影響を与える本法案の成立をはかるために、手段を選ばず、憲法、国会法を踏みにじり、強行採決、大幅会期延長をあえて行ない、さらに運輸委員会に対するわが議員の再三にわたる委員外発言の要求を拒否するなど、議会の民主的運営を踏みにじつて省みないファシシの態度に、強く抗議し、糾弾するものであります。本法案に反対する第一の理由は、国鉄運賃の大幅引き上げが、今日の異常な物価高にこそ拍車を加え、いわば火に油を注ぐことになるからであります。

現在、消費者物価の上昇は、すでに連続三カ月も一〇％をこえ、特に八月の卸売物価は一七・四％と、朝鮮戦争以来の暴騰を示すなど、悪性化しているインフレは国民生活に重大な打撃を与えているのであります。このようなときに平均二三％をこえる国鉄運賃の大幅引き上げを断行することは、国民の絶対的容認できないものであります。しかも今回の引き上げは、十年間に四回予定された値上げの出発点であり、公共料金の制度的引き上げに道を開くものではありません。政府は、物価

への影響はわずか〇・四％にすぎないなどと強弁しています。しかし、国鉄運賃値上げを引き金として、すでにメジロ押しとなっている電気、ガス、私鉄、航空料金、さらには郵便料金に至る一連の公共料金大幅引き上げがまさに実施されようとしているのであります。いまや、政府の宣伝がまづかな偽りであったことは、天下に周知の事実と言わねばならないのであります。

第二に、国鉄の運賃体系が、ますます国民には重く、大企業には軽いものになっている点であります。国鉄は公共企業体であり、その運賃は、国民生活に打撃を与えるような運賃であつてはなりません。国鉄運賃法第二条も「賃金及び物価の安定に寄与すること」を運賃決定の原則として規定しているではありませんか。ところが、現実の運賃体系は、四十六年に、旅客輸送で三百七十一億円の黒字を出し、貨物輸送では二千五百億円の赤字を出し、貨物輸送を出していることが明白に示しているように、旅客に不当に高く、大企業の貨物には不当に安く設定され、これこそが国鉄財政赤字の最大の原因となっているのであります。しかるに、この運賃体系を何ら改めず、貨物輸送の赤字を旅客運賃に肩がわりさせ、依然として大企業率仕の政策を続けることは断じて許されないのであります。

しかも政府は、わが党が強く提出を要求した大企業に対する特別割引、大企業からの資材調達や工事発注状況などを示す資料を最後まで拒否し、大資本率仕の実態を国民の目からおおい隠したのであります。まさに、言語道断と言わねばなりません。わが党は、このような国鉄の運賃体系を根本的に転換し、旅客運賃は据え置き、大企業貨物への不当な割引引きをやめ、貨物運賃を適正化することを要求するものであります。これこそが公共企業としての当然あるべき運賃体系であり、また、国鉄の赤字を、真に国民の立場で解決する道であ

昭和四十八年九月十七日 参議院會議録第三十四号

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案 健康保険法等の一部を改正する法律案外五件

九二〇

第三は、今回の投資計画が、大企業の貨物輸送力増強を第一とし、国民のための安全かつ快適な輸送の確保をいかにして行っている点であります。

十年間で十兆五千億円にのぼる国鉄の投資計画は、四兆八千億円が新幹線の増強に、三兆五千億円が在来線の貨物輸送力増強に向けられており、大都市通勤対策はわずかに七千億円にすぎないものであります。これでは国民の通勤地獄の解消は全く不可能であり、旅客は高い運賃の新幹線に追いやられ、その上、ローカル線の改善の放棄、貨物駅の廃止、旅客列車ダイヤの間引きなどによってその足を奪われるばかりであります。ひとり、大企業の貨物輸送力のみが大増強されているではありませんか。このような投資計画が、日本列島改造計画が強調している大企業のための全国輸送ネットワークの確立を最大の眼目とするものであり、国民を犠牲にしたものであることは、たれの目にも明らかであります。

本来、公共輸送機関である国鉄の任務は、国民に安く、安全で、便利な輸送を提供することにあります。この任務を全く放棄して、国民に重大な打撃を与える大企業奉仕のこの投資計画を、わが党は断じて許すことはできません。

第四に、今回の財政再建計画が、何らその名に値しない財政破綻計画にすぎない点であります。

もともと、国鉄がその公共性を保つためには、線路、駅などの基礎施設の建設、改良などの費用を国が負担すべきことは、イギリス、フランスなど諸外国の実例に照らしても明白であります。ところが政府は、今回もまた総投資額のわずか一五%を出資するにすぎず、このために国鉄は、大幅な運賃値上げにもかかわらず、十年後の累積債務は十一兆円になり、年間支払い利子が六千四百億円に達するという惨憺たるありさまになるのであります。

わが党は、国鉄財政を破綻させた歴代自民党政

府の責任をきびしく糾弾するとともに、国鉄の基礎施設の建設は国の負担とし、ばく大な債務と金利負担の解消措置を国の責任でとること、今回の過大な投資計画は圧縮して、投資順位を通勤通学列車やローカル線の改善、増強などを第一とするものに変えることを重ねて強調するものであります。

第五に、この計画は、国鉄労働者十一万人を削減し、輸送の安全を一そう脅かしている点であります。

国鉄が、三方一両損の国鉄側の負担として強調している十一万人の人員削減と合理化は、政府、国鉄、大企業奉仕の政策の最大の犠牲を労働者に強要するものであり、また、労働者の犠牲によってかろうじてささえられている国民のための輸送の安全を、一そう危険に導くものであります。

わが党は、このような人員削減計画を中止して、十分な定員と生活できる賃金を確保し、スト権をはじめ民主的権利を保障してこそ、労働者の知恵とエネルギーが結集され、国鉄の安全輸送と真の再建が可能となることを強く指摘するものであります。

最後に、私は、国鉄運賃値上げに反対して展開された広範な国民各層の抗議運動をはじめ、圧倒的な世論の批判に対して耳をかさず、手段を選ばぬ暴挙を重ねて本法案の成立をはかってきた政府・自民党の反国民的な態度をきびしく糾弾して、反対討論を終わるものであります。(拍手)

○議長(河野謙三君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決をいたします。

まず、米田正文君外一名提出の修正案の採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本修正案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案の採決をいたします。修正部分を除いた原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。右の結果、本案は修正議決されました。(拍手)

○議長(河野謙三君) 日程第二 健康保険法等の一部を改正する法律案

日程第三 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

日程第四 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

日程第五 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案

日程第六 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

日程第七 覚せい剤取締法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上六案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長大橋和孝君。

審査報告書

健康保険法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって別紙の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年九月十四日

社会労働委員長 大橋 和孝

衆議院議長 河野 謙三殿

第一条中第三条の次に一条を加える改正規定の次に次の改正規定を加える。

第四十九条第一項中「金額」の下に「(其ノ額三

万円ニ滿タザルトキハ三万円)を加える。

第一条のうち第五十条第一項の改正規定中「四万円」を「六万円」に改める。

第一条中第五十九条ノ二第二項の改正規定を次のように改める。

第五十九条ノ二第二項中「百分ノ五十」を「百分ノ七十」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十九条ノ二ノ二 療養ニ要シタル費用著シク高額ナリシトキハ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ高額の療養費ヲ支給ス

高額療養費ノ支給要件、支給額其ノ他高額療養費ノ支給ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一条のうち第五十九条ノ三の改正規定中「二万円」を「三万円」に改める。

第一条のうち第五十九条ノ四第一項の改正規定中「四万円」を「六万円」に改める。

第一条のうち第七十条ノ三の改正規定中同条第一項中「家族療養費」の下に「高額療養費」を加え、同条第二項中「千分ノ七十三」を「千分ノ七十二」に改め、「家族療養費」の下に「及高額療養費」を加え、「千分ノ六」を「千分ノ八」に改める。

第一条のうち第七十一条ノ四の改正規定中「千分ノ七十三」を「千分ノ七十二」に改める。

第二条を削る。

第三条のうち目次の改正規定中「に改める」を「に、」第三十一条ノ二を「第三十一条ノ三」に改める」に改める。

第三条のうち第五十条第一項の改正規定中「第五十条第一項中」の下に「家族療養費」の下に「高額療養費」を加え、」を加える。

第三条中第三十一条ノ二第三項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三十一条ノ三 療養ニ要シタル費用著シク高額ナリシトキハ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付

家族療養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ高額の療養費ヲ支給ス

高額療養費ノ支給要件、支給額其ノ他高額療養費ノ支給ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

家族療養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ高額療養費ヲ支給ス
高額療養費ノ支給要件、支給額其ノ他高額療養費ノ支給ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三条の改正規定中「四万円」を「六万円」に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

第五十条ノ九第一項中「金額」の下に「(其ノ額三万円ニ滿タザルトキハ三万円)を加える。」

第三十三条の改正規定中「四万円」を「六万円」に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三十三条の改正規定中「四万円」を「六万円」に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三十三条の改正規定中「四万円」を「六万円」に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三十三条の改正規定中「四万円」を「六万円」に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三十三条の改正規定中「四万円」を「六万円」に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三十三条の改正規定中「四万円」を「六万円」に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

昭和四十八年九月十七日 参議院會議録第三十四号 健康保険法等の一部を改正する法律案外五件

当該標準報酬月額額の基礎となつた報酬月額をこの法律による改正後の健康保険法第三十三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、保険者が改定する。

前項の規定により改定された標準報酬額は、昭和四十八年十月一日から昭和四十九年九月三十日までの標準報酬とする。

附則第二條第三項及び第四項中「昭和四十八年八月一日を昭和四十八年十月一日に改める。」

附則第三條第三項中「(昭和三十三年法律第百二十八号)を加える。」

附則第三條第三項中「(昭和三十三年法律第百二十八号)を加える。」

附則第三條第三項中「(昭和三十三年法律第百二十八号)を加える。」

附則第三條第三項中「(昭和三十三年法律第百二十八号)を加える。」

附則第三條第三項中「(昭和三十三年法律第百二十八号)を加える。」

附則第三條第三項中「(昭和三十三年法律第百二十八号)を加える。」

昭和四十八年九月十七日 参議院會議録第三十四号 健康保険法等の一部を改正する法律案外五件

め、家族療養費の給付率の引上げ、高額療養費の支給等の給付の改善を行なうとともに、標準報酬の合理化、政府管掌健康保険に係る国庫補助の定率化、保険料率の改定等の措置を講じようとするものであり、また衆議院において、家族療養費の給付率、特別保険料の徴収規定、保険料率及び国庫補助の弾力の調整規定、厚生保険特別会計の借入規定及び施行期日等について修正が行なわれ、おおよそ妥協的な措置と認め、家族療養費、分べん費、家族埋葬料及び弾力調整措置による国庫補助率の引き上げ、保険料率の引き下げ等の修正を行なつた。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

費用
本法施行に要する経費として、昭和四十八年度一般会計予算に厚生保険特別会計繰入れとして八百十一億三千四百三十七万六千円が計上されている。

衆議院における修正により、本年度の厚生保険特別会計健康勘定において特別保険料の修正による収入減は約二百一十一億、施行期日の修正による収入減は約二百七十三億(一般会計より繰入減約二百一十一億、保険料の収入減約二百六十一億、給付改正の支出減約百九十九億)、船員保険特別会計疾病部門の施行期日の修正による収入減は約二億一千万、支出減は約七億七千万であり、家族療養費の給付率の修正による年度の健康勘定の支出増は約四百億、船員保険特別会計疾病部門の支出増は約十七億七千万の見込みである。

さらに、本院の修正により昭和四十八年においては、厚生保険特別会計健康勘定において、十月実施による収入減百三十七億、保険料率引下げによる収入減四十九億、給付改善による支出増二百八億、支出増は合計三百九十四億である。

また、船員保険特別会計疾病部門において、給付改善による支出増九億二千円であるが十月実施による影響額を控除すると、六億三千円の見込みである。

一、国会法第五十七條の三に基づき内閣の意見修正は、止むを得ない。

附帯決議
一、懸案とされてきた医療制度の抜本的対策につ

いて、早急に具体的な実施計画を樹立すること。

二、政府管掌健康保険の運営については、必要なる人員及び予算を確保し、行政面においてより一層の努力を行なうとともに、国の助成措置の強化を図り、被保険者負担が急増しないよう配慮すること。

三、技術を中心とした合理的な診療報酬・調剤報酬体系の確立を図るとともに、医薬分業の実現を期すること。

四、保健所の整備を強化し地域における保健予防体制の確立を図ること。

五、公費負担医療の充実に努めるとともに、国民医療の確立を図るため、医療従事者の確保、医療供給体制の整備等につき、計画的にこれが実現に努めること。

なお、公的病院の病床規制の撤廃及び差額ベッドの規制については、すみやかにその対策を講ずるものとする。

六、本人と家族との給付格差を解消するため、家族給付率の引上げを図るとともに、当面家族高額療養費制度の運用にあつては、極力患者負担の軽減を図るよう努めること。

七、薬価調査のあり方及び薬価基準の算定方式に抜本的な検討を加えること。

八、保険医療機関に対する指導監査の徹底を期すること。

九、国民健康保険組合に対する助成については、市町村の国民健康保険事業に対する定率補助を考慮し、その改善を図ること。

十、船員保険(疾病部門)に対する国庫補助の増額を講ずるよう努力すること。

健康保険法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和四十八年六月二十九日
衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三郎

昭和四十八年九月十七日 参議院會議録第三十四号 健康保険法等の一部を改正する法律案外五件

(小字及び一は衆議院修正)

健康保険法等の一部を改正する法律案

健康保険法等の一部を改正する法律

(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「及子」を、「子、孫及弟妹」に改める。

第二条第二項中「価格」を「価額」に改める。

第三条第一項の表を次のように改める。

等級	標準報酬額	日額	報酬月額額
第一級	二〇、〇〇〇円	六七〇円	二一、〇〇〇円未満
第二級	二二、〇〇〇円	七三〇円	二一、〇〇〇円以上 二三、〇〇〇円未満
第三級	二四、〇〇〇円	八〇〇円	二三、〇〇〇円以上 二五、〇〇〇円未満
第四級	二六、〇〇〇円	八七〇円	二五、〇〇〇円以上 二七、〇〇〇円未満
第五級	二八、〇〇〇円	九三〇円	二七、〇〇〇円以上 二九、〇〇〇円未満
第六級	三〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上 三一、五〇〇円未満
第七級	三三、〇〇〇円	一、一〇〇円	三一、五〇〇円以上 三四、五〇〇円未満
第八級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円	三四、五〇〇円以上 三七、五〇〇円未満
第九級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円	三七、五〇〇円以上 四〇、五〇〇円未満
第一〇級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円	四〇、五〇〇円以上 四三、五〇〇円未満
第一級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四三、五〇〇円以上 四六、五〇〇円未満
第二級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上 五〇、〇〇〇円未満
第三級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上 五四、〇〇〇円未満

第一四級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上 五八、〇〇〇円未満
第一五級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上 六二、〇〇〇円未満
第一六級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上 六六、〇〇〇円未満
第一七級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上 七〇、〇〇〇円未満
第一八級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上 七四、〇〇〇円未満
第一九級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上 七八、〇〇〇円未満
第二〇級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上 八三、〇〇〇円未満
第二級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上 八九、〇〇〇円未満
第三級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上 九五、〇〇〇円未満
第四級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第五級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第六級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第七級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第八級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第九級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第三〇級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第三一級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満

第三級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第三級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第三級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第三級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	一九五、〇〇〇円以上

第三條の次に次の一條を加える。

第三條ノ二 前條第一項ノ規定ニ依ル標準報酬ノ區別ハ被保險者ノ受クル報酬ノ水準ニ著シキ變動アリタル場合ニ於テハ變動後ノ水準ニ即シ速ニ改定ノ措置ヲ講ゼラルベキモノトス

第八條中「報酬等」を「報酬(第七十九條ノ三第二項ニ規定スル賞与等ヲ含ム以下第九條第一項、第八十七條第一項及第八十八條ノ三第一項ニ於テ之ニ同ジ)等」に改める。

第十一條第一項ただし書中「第七十九條ノ二の下に(第七十九條ノ六ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加える。

第五十條第一項中「二万円」を「四万円」に改める。

第五十九條ノ二第二項中「百分ノ五十」を「百分ノ六十」に改める。

第五十九條ノ三「二万円」を「二万円」に改める。

第五十九條ノ四第一項中「一万円」を「四万円」に改める。

第六十七條中「被保險者又ハ被保險者タリシ者」を「保險給付ヲ受クル權利ヲ有スル者(當該事故ガ被保險者ノ被扶養者ニ付生ジタル場合ニ於テハ當該被扶養者ヲ含ム次項ニ於テ之ニ同ジ)に改め、同條に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於テ保險給付ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ第三者ヨリ同一ノ事由ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ保險者ハ其ノ額ノ限度ニ於テ保險給付ヲ行フ責ヲ免ル

第六十九條ノ二中、「第六十五條並ニ第六十七條」を「並ニ第六十五條」に改める。

第七十條ノ三を次のように改める。

第七十條ノ三 國庫ハ第七十條ノ規定スル費用ノ外政府ノ管掌スル健康保險事業ノ執行ニ要スル費用ノ中療養ノ給付並ニ家族療養費、傷病手当金及出產手当金ノ支給ニ要スル費用(療養ノ給付ニ付テハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス)ノ百分ノ十ヲ補助ス

國庫ハ前項ノ規定ニ依ルモノノ外第七十一條ノ四第三項ノ規定ニ依リ保險料率ガ變更セラレタル場合ニ於テ其ノ變更後ノ保險料率ガ千分ノ七十三ヲ超ユルトキハ其ノ超ユル保險料率千分ノ一ニ付其ノ變更セラレタル日ヨリ變更後ノ保險料率ガ變更セラレタル迄ノ間ニ行ハルル療養ノ給付、其ノ期間ニ行ハルル療養ニ係ル家族療養費ノ支給並ニ其ノ期間ニ係ル傷病手当金及出產手当金ノ支給ニ要スル費用(療養ノ給付ニ付テハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス)ノ千分ノ四ヲ補助ス

第七十一條ノ四第一項中「千分ノ七十」を「千分ノ七十三」に改め、同條第二項中「千分ノ八十」を

「千分ノ九十」に改め、同條第一項の次に次の二項を加える。

社會保險庁長官ハ保險料及國庫補助ヲ以テ保險給付費及保健施設費ニ充ツル費用ニ不足若ハ剩余ヲ生ジ又ハ生ズルコト明ナリタルトキハ厚生大臣ニ對シ前項ノ保險料率ノ變更ニ付申出ヲ為スコトヲ得

前項ノ申出ニシテ保險料率ノ引上ニ係ルモノハ保險給付ノ内容ノ改善又ハ診療報酬ノ改定ヲ伴フ場合ニ限リ之ヲ為スコトヲ得

厚生大臣ハ前項ノ申出ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ社會保險審議會ノ意見ヲ聴キ千分ノ六十六乃至千分ノ八十ノ範圍内ニ於テ第一項ノ保險料率ヲ變更スルコトヲ得

政府ハ厚生大臣ガ前項ノ規定ニ依リ保險料率ヲ變更シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ國會ニ報告スベシ

第七十五條ノ二中「千分ノ三十五」を「千分ノ四十」に改める。

第五章中第七十九條ノ二の次に次の四條を加える。

第七十九條ノ三 政府ハ當分ノ間其ノ管掌スル健康保險事業ニ要スル費用ニ充ツル為第七十一條乃至第七十二條及第七十七條乃至前條ノ規定ニ依リ徵收スル保險料ノ外本條、次條及第七十九條ノ六ノ規定ニ依リ保險料(以下第七十九條ノ六迄ニ於テ特別保險料ト稱ス)ヲ徵收スル特別保險料ノ額ハ被保險者(標準報酬ノ等級第一級乃至第十二級ナル被保險者、第二十條ノ規定ニ依ル被保險者及第七十一條ノ三ノ規定ニ依リ其ノ月ニ係ル保險料ヲ徵收セラレザル被保險者ヲ除ク)ガ賞与等

(第二條第一項ニ規定スル賞金、給料、俸給、手当又ハ賞与及之ニ準ズベキモノニシテ三月ヲ超ユル期間毎ニ受クルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲ受ケタル月ニ付其ノ額(其ノ額五十万円ヲ超ユルトキハ五十万円)ニ千分ノ十ヲ乗ジテ得タル額トス

賞与等ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノモノナル場合ニ於ケル其ノ額額ノ算定ニ付テハ第二條第二項ノ規定ヲ準用ス

第七十二條本文ノ規定ハ特別保險料ニ付テハ準用ス

第七十九條ノ四 事業主ハ被保險者ニ對シ金銭ヲ以テ賞与等ヲ支払フ場合ニ於テハ被保險者ノ負担スベキ特別保險料ヲ賞与等ヨリ控除スルコトヲ得

第七十八條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十九條ノ五 健康保險組合ハ當分ノ間第七十一條乃至第七十二條、第七十五條、第七十七條乃至第七十九條ノ二ノ規定ニ依リ徵收スル保險料ノ外其ノ規約ヲ以テ第七十九條ノ三第一項及第二項並ニ前條ノ規定ノ例ニ依リ特別保險料ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルベキ第七十九條ノ三第二項中千分ノ十トアルハ千分ノ十ノ範圍内ニ於テ規約ヲ以テ定ムル事トス

第一項ノ場合ニ於テ賞与等ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノモノナル場合ニ於ケル其ノ額額ノ算定ニ付テハ第二條第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

第七十二條本文及第七十五條ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ特別保險料ニ付テハ準用ス

第七十九條ノ六 第七十七條、第七十九條及第七十九條ノ二ノ規定ハ第七十九條ノ三第一項又ハ前條第一項ノ規定ニ依リ特別保險料ニ付テハ準用ス

第八十七條第四項中「第七十七條本文」の下に(第七十九條ノ六ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)を加

昭和四十八年九月十七日 参議院會議録第三十四号 健康保険法等の一部を改正する法律案外五件

える。

第二条 健康保険法の一部を次のように改正する。

第五十九条ノ二の次に次の一条を加える。

第五十九条ノ二ノ二 療養ニ要シタル費用著シク高額ナリシトキハ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ高額療養費ヲ支給ス

高額の療養費ノ支給要件、支給額其ノ他高額療養費ノ支給ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十条ノ三第一項中「家族療養費」の下に、「高額療養費」を加え、同条第二項中「家族療養費」の下に「及高額療養費」を加える。

(船員保険法の一部改正)

第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条ノ三」を「第二十七条ノ四」に改める。

第一条第二項第一号中「及子」を、「子、孫及弟妹」に改める。

第四条第一項の表中

第三四級 一五〇、〇〇〇円五、〇〇〇円		第三四級 一五〇、〇〇〇円五、〇〇〇円	
第三四級	一五〇、〇〇〇円五、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満	
第三五級	一六〇、〇〇〇円五、三三〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満	
第三六級	一七〇、〇〇〇円五、六七〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満	
第三七級	一八〇、〇〇〇円六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満	
第三八級	一九〇、〇〇〇円六、三三〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満	
第三九級	二〇〇、〇〇〇円六、六七〇円	一九五、〇〇〇円以上	

に を

改める。

第四条ノ二の次に次の一条を加える。

第四条ノ三 第四条第一項ノ規定ニ依ル標準報酬ノ区分ハ被保険者ノ受クル報酬ノ水準ニ著シキ変動アリタル場合ニ於テハ変動後ノ水準ニ即シ速ニ改定ノ措置ガ講ゼラルベキモノトス

第五条第一項中「又ハ家族葬祭料」を、「家族葬祭料又ハ第二十七条ノ四ノ規定ニ依ル給付」に改める。

第二十五条中「保険給付ヲ受クベキ者」を「保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者(当該事故ガ被保険者ノ被扶養者ニ付シタル場合ニ於テハ当該被扶養者ヲ含ム次項ニ於テ之ニ同ジ)」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於テ保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ第三者ヨリ同一ノ事由ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ政府ハ其ノ額ノ限度ニ於テ保険給付ヲ行フ責ヲ免ル

第三章第一節中第二十七条ノ三の次に次の一条を加える。

第二十七条ノ四 政府ハ政令ノ定ムル所ニ依リ本章第二節及第三節並ニ第五十条ノ九及第五十条ノ

十二規定スル保険給付ニ併セテ保険給付トシテ其ノ他ノ給付ヲ為スコトヲ得

第三十一条ノ二第三項中「百分ノ五十」を「百分ノ六十」に改める。

第三十二条第一項中「二万円」を「四万円」に改める。

第三十三条第一項中「一万円」を「四万円」に改める。

第五十条ノ十中「標準報酬月額ノ一分ニ相当スル金額」を「前条第一項ノ規定ニ依ル葬祭料ノ金額ノ百分ノ六十ニ相当スル金額(其ノ額二万円ニ滿タザルトキハ二万円)に改める。

第五十六条ノ二中「第二十五条」を削る。

第五十八条第一項中「及家族葬祭料」を、「家族葬祭料及第二十七条ノ四ノ規定ニ依ル給付」に改める。

第五十九条第六項中「前項」を「第五項」に改め、同条第五項の次に次の二項を加える。

社会保険庁長官ハ療養ノ給付、療養費、家族療養費、傷病手当金、分擔費、出産手当金、育児手当金、配偶者分擔費、葬祭料、家族葬祭料及第二十七条ノ四ノ規定ニ依ル給付ニ要スル費用ノ額ガ保険料ノ額ノ中命令ヲ以テ定ムル額及国庫補助ノ額ノ合算額ヲ超エ若ハ之ニ滿タザルトキ又ハ其ノ合算額ヲ超エ若ハ之ニ滿タザルトキハ厚生大臣ニ対シ前項第一号又ハ第二号ノ保険料率ノ変更ニ付申出ヲ為スコトヲ得

前項ノ申出ニシテ保険料率ノ引上ニ係ルモノハ同項ノ保険給付ノ内容ノ改善又ハ診療報酬ノ改定ヲ伴フ場合ニ限リ之ヲ為スコトヲ得

第六項

厚生大臣ハ前項ノ申出ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ社会保険審議会ノ意見ヲ聴キ第五項第一号又ハ第二号ニ掲グル率ニ千分ノ七ヲ増減シタル率ノ範囲内ニ於テ同項第一号又ハ第二号ノ保険料率ヲ変更スルコトヲ得

第六項

政府ハ厚生大臣ガ前項ノ規定ニ依リ保険料率ヲ変更シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ国会ニ報告スベシ

第六十条第一項第一号中「千分ノ七十四・五」の下に「(第五十九条第七項ノ規定ニ依リ保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率)」を加え、同項第二号中「千分ノ六十九」の下に「(第五十九条第七項ノ規定ニ依リ保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率)」を加える。

第四条 船員保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条ノ二」を「第三十一条ノ三」に改める。

第五条第一項中「家族療養費」の下に、「高額療養費」を加える。

第三章第二節中第三十一条ノ二の次に次の一条を加える。

第三十一条ノ三 療養ニ要シタル費用著シク高額ナリシトキハ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ高額療養費ヲ支給ス

高額療養費ノ支給要件、支給額其ノ他高額療養費ノ支給ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八條第一項及び第五十九條第六項中「家族療養費」の下に、高額療養費を加える。
(国民健康保険法の一部改正)

第五條 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。
目次中第五十七條を第五十七條の二に改める。
第四章第一節中第五十七條の次に次の一條を加える。

(高額療養費)

第五十七條の二 保険者は、被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額療養費を支給する。ただし、当該療養について療養の給付若しくは療養費の支給又は第五十六條第二項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。
2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に關して必要な事項は、政令で定める。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第六條 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第十八條ノ七の次に次の二條を加える。

第十八條ノ八 健康勘定ノ負担ニ於テ為ス借入金ニ付テハ昭和四十九年度以降ニ於テハ当分ノ間第十條ノ規定ニ拘ラズ次項及第三項ノ定ムル所ニ依ル
政府ハ健康勘定ノ昭和四十八年度末ニ於ケル借入金ニ係ル債務ヲ弁済スルタメ必要アルトキハ同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

前項ニ定ムルモノノ外政府ハ健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十一條ノ四第三項ノ規定ニ依ル保険料率ノ引上ニ拘ラズ引上ガレタル年度ニ於ケル健康勘定ノ歳計ニ不足ヲ生ズル虞アル場合ニ於テ一年ノ内ニ保険料ヲ以テ其ノ償還ヲ為シ得ルコト明ナルトキハ当該不足スル金額ヲ限リ同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得
前二項ニ定ムルモノノ外政府ハ健康保険法第七十一條ノ四第三項ノ規定ノ内各ノ改善又ハ診療報酬ノ改定ノ行ハレザル年度ニ於テ健康勘定ノ歳計ニ不足ヲ生ズル虞アルトキハ当該不足スル金額ヲ限リ同勘定ノ負担ニ於テ一年ノ内ニ償還スベキ借入金ヲ為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ借入金ノ借換ノタメ政府ハ一年ノ内ニ償還スベキ借入金ヲ為スコトヲ得其ノ借換ニ付亦同ジ
第十八條ノ九 政府ハ昭和四十八年度以前ニ健康勘定ニ於テ生ジタル損失ノ額トシテ政令ヲ以テ定ムルモノニ対応スル借入金ノ償還及当該借入金ニ係ル経費トシテ政令ヲ以テ定ムルモノノ支払ノ財源ニ充ツルタメ当分ノ間一般會計ヨリ予算ニ定ムル金額ヲ限リ同勘定ニ繰入ルルコトヲ得

附則
(施行期日)
第一條 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。ただし、第二條及び第四條の規定並びに附則第三條中「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第五十一條の改正規定、第六十條の次に一條を加える改正規定及び第百二十條第一項の改正規定、附則第四條中公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号)第三十一條の改正規定及び第三十六條の次に一條を加える改正規定並びに附則第五條中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百一十二号)第

昭和四十八年九月十七日 参議院會議録第三十四号 健康保険法等の一部を改正する法律案外五件

五十三條の改正規定、第六十二條の次に一條を加える改正規定及び第百三十六條第一項の改正規定は同年十月一日から、第五條の規定は昭和五十年十月一日から施行する。

(健康保険法及び船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 昭和四十八年四月一日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(健康保険法第二十條の規定による被保険者の資格を有する者を除く。)のうち、昭和四十八年三月の標準報酬月額が一萬八千円以下である者又は十萬四千円である者の同年四月一日から同年九月三十日までの標準報酬月額が一萬八千円以下であるときは、健康保険法第三條第三項の規定にかかわらず、それぞれ、その者の同年三月の標準報酬の基礎となつた報酬月額又はその者の同年四月における厚生年金保険法による標準報酬の基礎となつた報酬月額を、この法律による改正後の健康保険法による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。

昭和四十八年八月一日から昭和四十九年九月三十日までの間においては、改正後の健康保険法第五十九條ノ二並びに改正後の船員保険法第三十一條ノ二及び第五十條ノ十中「百分ノ七十」とあるのは、「百分ノ六十」とする。
この法律による改正後の健康保険法第六十七條又はこの法律による改正後の船員保険法第二十五條の規定は、第三者の行為により昭和四十八年四月一日以後に保険事故が生じた場合について適用し、同日前に保険事故が生じた場合については、なお従前の例による。

この法律による改正後の健康保険法第七十條ノ三第一項の規定は、昭和四十八年四月一日前に行なわれた療養の給付、同日前に行なわれた療養に係る家族療養費の支給並びに同日前の期間に係る傷病手当金及び出産手当金の支給に要する費用については、適用しない。
この法律による改正後の健康保険法第七十一條ノ四第二項の規定による保険料率の変更についての申出は、昭和四十九年度以降の年度に係る保険料及び国庫補助をもつて当該年度に係る保険給付費、保健施設費その他政令で定める経費に於ける費用に不足若しくは剰余を生じ又は生ずることが明らかとなつたときに限り、行なうことができる。

第三條 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第三條 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第三條 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第三條 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

昭和四十八年九月十七日 参議院會議録第三十四号 健康保険法等の一部を改正する法律案外五件

第五十一条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 高額療養費

第五十七条第二項及び第六項中「百分の五十」を「百分の六十」に改める。
第六十条の次に次の一条を加える。

(高額療養費)

第六十条の二 療養に要した費用が著しく高額であるときは、その療養に要した費用につき家族療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に關し必要な事項は、政令で定める。
第六十一条第一項ただし書中「二万円」を「四万円」に改め、同条第三項中「給料の半月分」を「第一

項本文の規定による出産費の金額の百分の六十」に、「一万円」を「四万円」に改める。

第六十三条第一項ただし書を削り、同条第三項中「百分の五十」を「百分の六十」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その金額が二万円に満たない場合には、二万円とする。

第七十条中「給料の半月分」を「当該金額の百分の六十」に改める。

第二百二十条第一項中「第五十九条まで」の下に「及び第六十条の二」を加え、「第三十一条及び第三十一条ノ二」及び第三十一条から第三十一条ノ三までに改める。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第四条 公共企業体職員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第三十一条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 高額療養費

第三十四条中「半額」を「十分の六」に相当する金額に改める。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(高額療養費)

第三十六条の二 療養に要した費用が著しく高額であるときは、その療養に要した費用につき家族療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に關し必要な事項は、政令で定める。
第三十七条第一項ただし書中「二万円」を「四万円」に改め、同条第三項中「給料の半月分」を「第一

項本文の規定による出産費の金額の十分の六」に、「一万円」を「四万円」に改める。

第三十九条第一項ただし書を削り、同条第三項中「二分の一」を「十分の六」に改める。

第四十二条中「給料の半月分」を「当該金額の十分の六」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第五条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第五十三条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 高額療養費

第五十九条第二項及び第六項中「百分の五十」を「百分の六十」に改める。
第六十二条の次に次の一条を加える。

(高額療養費)

第六十二条の二 療養に要した費用が著しく高額であるときは、その療養に要した費用につき家族療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に關し必要な事項は、政令で定める。
第六十三条第一項ただし書中「二万円」を「四万円」に改め、同条第三項中「給料の半月分」を「第一

項本文の規定による出産費の金額の百分の六十」に、「一万円」を「四万円」に改める。

第六十五条第一項ただし書を削り、同条第三項中「百分の五十」を「百分の六十」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その金額が二万円に満たない場合には、二万円とする。

第七十二条中「給料の半月分」を「当該金額の百分の六十」に改める。

第三百二十六条第一項中「第六十一条まで」の下に「及び第六十二条の二」を加え、「第三十一条及び第三十一条ノ二」及び第三十一条から第三十一条ノ三までに改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第六条 昭和四十八年八月一日から昭和四十九年九月三十日までの間においては、改正後の国家公務員共済組合法第五十七条第二項及び第六項、第六十一条第三項、第六十三条第三項並びに第七十条並びに改正後の地方公務員等共済組合法第五十九条第二項及び第六項、第六十三条第三項、第六十五条第三項並びに第七十二条中「百分の七十」とあるのは「百分の六十」と、改正後の公共企業体職員等共済組合法第三十四条、第三十七條第三項、第三十九条第三項及び第四十二条中「十分の七」とあるのは「十分の六」とする。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第六条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の表第六十一条第一項及び第三項の項中「及び第三項」を削る。

審査報告書

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて別紙の通り修正すべきものと
議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年九月十四日

社会労働委員長 大橋 和孝

参議院議長 河野 謙三殿

附則第一条第一号を削り、同条第二号中「第七

十九条の二第四項の改正規定」の下に「並びに第五
条」を、「附則第十二条第一項」の下に「附則第十
九条、附則第二十条及び附則第三十二条から附則
第三十四条まで」を加え、同号を同条第一号とし、
同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「前
三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、
同条第五号を同条第四号とする。

附則第二十条第一項第一号及び第二号中「八月
一日」を「十月一日」に改める。

附則第二十一条第二項中「四万二千元」を「四万八千元」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における国民生活水準の向上と人口構造の老齢化傾向とに鑑み、年金受給者の福祉の向上を図るため、厚生年金保険、船員保険及び提出制国民年金の各制度について、給付内容を改善し、年金額を物価の変動に応じて自動的に改定し、保険料率等を改定するとともに、福祉年金の額を引き上げ、あわせて年金福祉事業団にこれらの年金制度の被保険者のための住宅資金の貸付けを行なわせようとするものであり、また、衆議院において、老齢特別給付金、厚生年金の基本年金額の定額部分、厚生年金の遺族年金、障害年金及び国民年金の障害年金の最低保障額、障害福祉年金の支給対象等について修正が行なわれており、おのおの適切な措置と認められ、老齢特別給付金を増額する修正を行なつた。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十八年度一般会計予算に、厚生年金保険給付費財源繰入れとして百五億一千六百七十一万一千円、船員保険年金給付費財源繰入れとして五億三千七百十六万四千円、国民年金における拠出年金国庫負担金として百八十八億二千六百六十八万六千円、福祉年金給付費財源繰入れとして二百九十九億三千七百五十二万七千円が計上されている。

衆議院において修正により、昭和四十八年度において厚生年金特別会計及び船員保険特別会計の年金部門における保険料の収入減は、二百六十五億八千二百万円（厚生年金二百六十一億五千六百万円、船員保険四億二千六百万円）、並びに右の両特別会計及び国民年金特別会計における年金給付費の増は、八十四億二千九百円（厚生年金七十五億二千九百円、船員保険一億七千四百万円、国民年金六億九千九百九十九円）であり、これに伴う国庫負担額の増は、十四億六千五百万円（厚生年金十二億八千五百万円、船員保険四千五百万円、国民年金一億三千五百万円）の見込みである。さらに、本院修正により昭和四十九年一月から三月までの老齢特別給付

金については、約十五億円の支出増になるが、昭和四十九年度一般会計予算に計上される見込みである。

一、国会法第五十七条の三に基づき内閣の意見修正は、止むを得ない。

附帯決議

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一、年金の財政方式、特に賦課方式への移行については、将来にわたる人口老齢化の動向を勘案しつつ、積極的に検討を進めること。

二、最近における物価高騰の事態に鑑み、関係審議会の意見を求め、財政再計算期を早めて、賃金、生活水準の動向に即した改善を図ること。

三、各拠出制の年金については、さらにその年金額の引き上げを図るとともに、各年金、手当の合理的な併給及び障害等級の統一について検討すること。

四、各福祉年金については、その年金額をさらに大幅に引き上げ、その範囲の拡大を図るとともに、本人の所得制限及び他の公的年金との併給制限についても改善を図ること。

五、国民年金の保険料免除者に対する年金給付については、さらにその増額を図ること。

六、遺族給付及び障害給付に係る通算措置の実現に努めること。

七、年金未済事業所の従業員に対する厚生年金の適用の問題については、具体的方策の樹立に努めること。

八、掛け捨て及び脱退手当金受給者の年金受給権の方策を検討すること。

九、積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、拠出者の意向が十分反映するよう民主的な運用に努め、そのための措置を検討すること。

十、厚生年金基金制度のあり方について、早急に根本的検討を加え、その合理的改善のための方策を考究すること。特に免除料率の問題について、十分検討のうえ措置すること。

十一、二級障害者に対する障害福祉年金の支給については、昭和四十九年一月を目途として実施するよう努めること。

右決議する。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十八年六月二十九日

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 前尾繁三郎

(小字及び一は衆議院修正)

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
厚生年金保険法等の一部を改正する法律
(厚生年金保険法の一部改正)
第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
第二十条の表を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報 酬 月 額
第一級	二〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円未満
第二級	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円以上 二三、〇〇〇円未満
第三級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上 二五、〇〇〇円未満
第四級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上 二七、〇〇〇円未満
第五級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上 二九、〇〇〇円未満
第六級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上 三一、五〇〇円未満
第七級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上 三四、五〇〇円未満
第八級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上 三七、五〇〇円未満
第九級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上 四〇、五〇〇円未満
第一〇級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上 四三、五〇〇円未満
第一級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上 四六、五〇〇円未満
第一二級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上 五〇、〇〇〇円未満
第一三級	五二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上 五四、〇〇〇円未満

昭和四十八年九月十七日 参議院會議録第三十四号 健康保険法等の一部を改正する法律案外五件

第一四級	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第一五級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第一六級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第一七級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第一八級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第一九級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第二〇級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第二一級	八六、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第二二級	九二、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第二三級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第二四級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第二五級	一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第二六級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二一、〇〇〇円未満
第二七級	一二六、〇〇〇円	一二一、〇〇〇円以上	一二三、〇〇〇円未満
第二八級	一三四、〇〇〇円	一二三、〇〇〇円以上	一二八、〇〇〇円未満
第二九級	一四二、〇〇〇円	一二八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第三〇級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第三一級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満

第三二級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第三三級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第三四級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第三五級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	

第三十四条第一項第一号中「四百六十円」を「九百三十円」に改め、同条第五項中「一万二千元」を「二万八千八百円」に、「一人については七千二百円」を「一人までについては、それぞれ九千六百円」に改める。

第四十一条第一項ただし書中「ただし、」の下に「年金たる保険給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合及び」を加え、「権利については、」を「権利を」に改める。

第四十二条第三項中「第五級」を「第十二級」に改める。

第四十三条に次の一項を加える。

5 前条第四項の規定によつて支給する老齢年金については、被保険者である受給権者が六十五歳に達した後においては、第三項の規定にかかわらず、その者の請求により、六十五歳に達した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、その請求をした日の属する月の翌月から、当該老齢年金の額を改定する。

第四十六条第一項中「第三級、第四級又は第五級」を「第五級から第七級までの等級である期間、第八級から第十級までの等級である期間又は第十一級若しくは第十二級の等級」に改め、同条第三項中「第五級」を「第十二級」に改める。

第四十六条の三第二項中「第五級」を「第十二級」に改める。

第四十六条の四第三項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第四十六条の七第一項中「第三級、第四級又は第五級」を「第五級から第七級までの等級である期間、第八級から第十級までの等級である期間又は第十一級若しくは第十二級の等級」に改め、同条第二項中「第五級」を「第十二級」に改める。

第五十条第一項第三号中「十万五千六百円」を「二十万八千八百円」に改める。

第五十三条中「該当しなくなつた」を「該当しなくなつた日から起算して同表に定める程度の廃疾の状態に該当することなく三年を経過した」に改める。

第五十四条に次の一項を加える。

2 障害年金は、受給権者が別表第一に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、その廃疾の状態に該当しない間、その支給を停止する。

第六十条第二項中「十万五千六百円」を「二十万八千八百円」に改める。

第八十一条第五項第一号中「千分の六十四」を「千分の七十九」に、「千分の三十八」を「千分の五十

三に改め、同項第二号中「千分の四十八」を「千分の六十三」に、「千分の二十六」を「千分の三十八」に改め、同項第三号中「千分の七十六」を「千分の九十八」に、「千分の三十八」を「千分の五十三」に改め、同項第四号中「千分の六十四」を「千分の九十八」に改める。
 第百三十条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
 3 基金は、加入員及び加入員であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができ、
 第百五十九条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第百三十条第四項」を「第百三十条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
 3 連合会は、基金の加入員及び加入員であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができ、
 第百七十六条中「第百三十条第三項」を「第百三十条第四項」に、「第百五十九条第三項」を「第百五十九条第四項」に改める。
 附則第十二条第三項中「第五級」を「第十二級」に改める。
 附則第十六条第二項中「十三万二千円」を「二十六万八千八百円」に改める。
 附則第二十八条の三第二項中「第五級」を「第十二級」に改める。
 (船員保険法の一部改正)
 第二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
 第四条第一項の表を次のように改める。

標 準	報 酬	報 酬
等 級	月 額	日 額
第一級	二四、〇〇〇円	八〇〇円
第二級	二六、〇〇〇円	八七〇円
第三級	二八、〇〇〇円	九三〇円
第四級	三〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円
第五級	三三、〇〇〇円	一、一〇〇円
第六級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円
第七級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円
第八級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円
第九級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円
		四三、五〇〇円以上 四六、五〇〇円未満

第一〇級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満
第二級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満
第三級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第四級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第五級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第六級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第七級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第八級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第九級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第一〇級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第十一級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第十二級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第十三級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第十四級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一三、〇〇〇円未満
第十五級	一一六、〇〇〇円	三、九三〇円	一一三、〇〇〇円以上	一二〇、〇〇〇円未満
第十六級	一二二、〇〇〇円	四、一三〇円	一二〇、〇〇〇円以上	一二七、〇〇〇円未満
第十七級	一二八、〇〇〇円	四、三三〇円	一二七、〇〇〇円以上	一三四、〇〇〇円未満
第十八級	一三四、〇〇〇円	四、五三〇円	一三四、〇〇〇円以上	一四一、〇〇〇円未満
第十九級	一四〇、〇〇〇円	四、七三〇円	一四一、〇〇〇円以上	一四八、〇〇〇円未満
第二十級	一四六、〇〇〇円	四、九三〇円	一四八、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第二十一級	一五二、〇〇〇円	五、一三〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六二、〇〇〇円未満
第二十二級	一五八、〇〇〇円	五、三三〇円	一六二、〇〇〇円以上	一六九、〇〇〇円未満
第二十三級	一六四、〇〇〇円	五、五三〇円	一六九、〇〇〇円以上	一七六、〇〇〇円未満
第二十四級	一七〇、〇〇〇円	五、七三〇円	一七六、〇〇〇円以上	一八三、〇〇〇円未満
第二十五級	一七六、〇〇〇円	五、九三〇円	一八三、〇〇〇円以上	一九〇、〇〇〇円未満
第二十六級	一八二、〇〇〇円	六、一三〇円	一九〇、〇〇〇円以上	一九七、〇〇〇円未満
第二十七級	一八八、〇〇〇円	六、三三〇円	一九七、〇〇〇円以上	二〇四、〇〇〇円未満
第二十八級	一九四、〇〇〇円	六、五三〇円	二〇四、〇〇〇円以上	二一一、〇〇〇円未満
第二十九級	二〇〇、〇〇〇円	六、七三〇円	二一一、〇〇〇円以上	二一八、〇〇〇円未満

第二十三条ノ七第三項中「第四十二条第二項乃至第四項」を「第四十一條第三項乃至第五項」に改める。
 第二十七条本文中「船員」の下に、「担保ニ供シを加え、同条ただし書中「船員」の下に「年金タル保険給付ヲ受クル権利ヲ別ニ

昭和四十八年九月十七日 参議院會議録第三十四号 健康保険法等の一部を改正する法律案外五件

法律ノ定ムル所ニ依リ担保ニ供スル場合及「權利ニ付テハ」を「權利ヲ」に改める。

第三十四条第四項中「第四級」を「第十級」に改める。

第三十五条第一号中「十一万四千四百円」を「二十万八千八百円」に、「七千三百六十円」を「一万四千七百二十円」に、「五万五千二百円」を「十一万四千四百円」に改める。

第三十六条第一項中「一万二千円」を「二万八千八百円」に、「七千二百円」を「子二人以上アルトキハ七千二百円ニ其ノ子ノ中一人」を「九千六百円」に、「子二人アルトキハ一万九千二百円」を「子三人以上アルトキハ一万九千二百円ニ其ノ子ノ中二人」に改める。

第三十八条第一項中「第二級」を「第三級」に改め、「第三級」を「第五級」に改め、「第五級」を「第六級」に改め、「第六級」を「第七級」に改め、「第七級」を「第八級」に改め、「第八級」を「第九級」に改め、「第九級」を「第十級」に改め、「第十級」を「第十一級」に改める。

第三十八条ノ二に次の一項を加える。

第三十四条第五項ノ規定ニ依リ老齡年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十五歳ニ達シタル後ニ於テハ其ノ者ノ請求ニ依リ六十五歳ニ達シタル月ノ前月迄ノ被保険者タリシ期間ヲ其ノ老齡年金ノ額ノ計算ノ基礎トスルモノトシ其ノ請求ヲ為シタル日ノ属スル月ノ翌月ヨリ老齡年金ノ額ヲ改定ス

第三十九条ノ二第二項中「第四級」を「第十級」に改める。

第三十九条ノ五第一項中「第二級」を「第三級」に改め、「第三級」を「第五級」に改め、「第五級」を「第六級」に改め、「第六級」を「第七級」に改め、「第七級」を「第八級」に改め、「第八級」を「第九級」に改め、「第九級」を「第十級」に改め、「第十級」を「第十一級」に改める。

第三十九条ノ六中「支給ヲ受クル被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ」を「額ノ改定ニ付」に改める。

第四十一条第一項第一号中「五万五千二百円」を「十一万四千四百円」に改め、同項第二号中「其ノ額ガ十萬五千六百円ニ滿タザルトキハ十萬五千六百円」を削り、同項の次に次の一項を加える。

障害年金ノ額ハ前項ノ規定ニ依リ計算シタル額ニ「二十万八千八百円」ニ滿タザルトキハ之ヲ「二十万八千八百円」トス

第四十一条ノ二第一項中「二万二千円」を「二万八千八百円」に、「七千二百円」を「子二人以上アルトキハ七千二百円ニ其ノ子ノ中一人」を「九千六百円」に、「子二人アルトキハ一万九千二百円」を「子三人以上アルトキハ一万九千二百円ニ其ノ子ノ中二人」に改める。

第四十二条第一項及び第四十四条中「至リタル」を「至リタル日ヨリ起算シ」に改め、同条に第一項として「至リタル日ヨリ起算シ」に改める。

第四十四条ノ二第三項中「第四十一条第三項」を「第四十一条第四項」に改める。

第四十四条ノ三第二項中「第四十一条第三項」を「第四十一条第四項」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

障害年金ハ其ノ支給ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ障害年金ヲ受クル程度ノ廃疾ノ状態ニ該當セザルニ至リタルトキハ其ノ廃疾ノ状態ニ該當セザル間其ノ支給ヲ停止ス

第五十条ノ二第一項第二号中「一万三千八百円」を「二万七千六百円」に改め、同項第三号中「二万七千六百円」を「五万五千二百円」に改め、同条第三項中「十萬五千六百円」を「二十万八千八百円」に改める。

第五十条ノ三第一項中「七千二百円」を「二人以上アルトキハ七千二百円ニ其ノ子ノ中一人」を「九千六百円」に改め、同条第二項中「七千二百円」を「三人以上アルトキハ七千二百円ニ其ノ子ノ中二人」に改め、同条第三項中「七千二百円」を「三人以上アルトキハ七千二百円ニ其ノ子ノ中二人」を「九千六百円」に改め、同条第四項中「七千二百円」を「四人以上アルトキハ七千二百円ニ其ノ子ノ中三人」に改める。

第五十条ノ四第五号中「又ハ孫」を「孫又ハ兄弟姉妹」に改め、同条第六号中「又ハ祖父母」を「祖父母又ハ兄弟姉妹」に改める。

第五十条ノ六第三号中「第四十一条第三項」を「第四十一条第四項」に改める。

第五十九条第五項第一号中「千分ノ百五十八」を「千分ノ百七十七」に改め、同項第二号中「千分ノ百四十七」を「千分ノ百六十六」に改め、同項第三号中「千分ノ八十」を「千分ノ九十九」に改める。

第六十条第一項第一号中「千分ノ七十四・五」を「千分ノ八十四」に改め、同項第二号中「千分ノ六十九」を「千分ノ七十八・五」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第三条 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条ただし書中「ただし、(下)に年金給付(第五十六条第一項、第六十一条第一項、第六十四条の三第一項又は第七十九条の二第一項の規定によつて支給されるものを除く)を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合及び」を加え、「権利」について「を」を「權利」に改める。

第二十七条第一項中「三百二十円」を「八百円」に改め、同条第二項中「百八十円」を「二百円」に改める。

第三十三条第一項ただし書中「十萬五千六百円」を「二十万八千八百円」に改める。

第三十五条第二号を削り、第三号を第二号とする。

第三十八条中「十萬八千八百円」を「二十万八千八百円」に改める。

第三十九条第一項中「子一人につき四千八百円」を「子につきそれぞれ四千八百円(そのうち一人については、九千六百円)」に改める。

第四十三条中「十萬八千八百円」を「二十万八千八百円」に改める。

第四十四条第一項中「子一人につき四千八百円」を「子につきそれぞれ四千八百円(そのうち一人については、九千六百円)」に改める。

第五十二条の二ただし書中「受給権者又は受給権者であつた」を「支給を受けた」に改める。

九三二

昭和四十八年九月十七日 参議院會議録第三十四号 健康保険法等の一部を改正する法律案外五件

る報酬月額とみなして、都道府県知事が改定する。

2 前項の規定によつて改定された標準報酬は、昭和四十八年十一月から昭和四十九年九月までの各月の標準報酬とする。

3 標準報酬月額が二万円未満である厚生年金保険の第四種被保険者の昭和四十八年十一月以後の標準報酬月額は、厚生年金保険法第二十六条の規定にかかわらず、二万円とする。

第三條 厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する障害年金の例による保険給付の額(従前の加給金に相当する給付の額を除く)は、同法別表第一に定める一級の廃疾の状態にある者については三十三万六千円とし、その他の者については二十六万八千八百円とする。

2 厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例による保険給付の額(従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く)は、二十二万八千八百円とする。

3 厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定による保険給付については、従前の加給金又は増額金に相当する給付の額は、配偶者については二万八千八百円とし、子については一人につき四千八百円とする。ただし、当該子のうち二人までについては、それぞれ九千六百円とする。

4 厚生年金保険法第五十二条の規定は、第一項に規定する保険給付の額の改定について準用する。この場合において、同条第一項中「その程度が従前の廃疾の等級以外の等級に該当すると認めるときは、その程度に応じて」とあるのは、「別表第一に定める一級の廃疾の状態にあつた受給権者が当該廃疾の状態に該当しないと認めるとき、又は同表に定める一級の廃疾の状態になかつた受給権者が当該廃疾の状態に該当すると認めるときは」と読み替へるものとする。

第四條 昭和四十八年十一月一日前に同日以後の期間に係る保険料を前納した厚生年金保険の第四種被保険者が当該前納に係る期間の各月につき追加して納付すべき保険料の額は、当該期間の各月につき、その者が前納しなかつたとしたならば、この法律による改正後の厚生年金保険法の規定により納付すべきこととなる保険料の額からこの法律による改正前の同法の規定を適用したとした場合において納付すべきこととなる保険料の額を控除した額とする。

2 前項の期間を有する者について、厚生年金保険法による老齢年金及び通算老齢年金につき同法第三十四条の規定により基本年金額を計算する場合において、同項に規定する額による保険料の納付が行なわれなかつた月があるときは、この法律による改正後の同条第一項第一号に掲げる額は、同

号の規定にかかわらず、同号に規定する額から四百六十円に当該保険料の納付が行なわれなかつた月に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額を控除した額とする。

第五條 次の表の上欄に掲げる期間に係る厚生年金保険の被保険者期間を有する者の平均標準報酬月額(厚生年金保険法第七十條第一項及び第三十二條第二項に規定する平均標準報酬月額を除く)を計算する場合においては、同法第三十四條第一項第二号中「各月の標準報酬月額」とあるのは、「各月の標準報酬月額(その月が厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第

号)附則第五條第一項の表の上欄に掲げる期間に属するときは、その月の標準報酬月額にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。)」とする。

昭和三十三年三月以前

昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで

昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで

昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで

昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで

昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで

昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで

昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで

昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで

昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで

昭和三十三年三月以前	三・八七
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	三・七九
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	三・七四
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	三・〇九
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	二・八六
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	二・五八
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	二・三七
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	二・一八
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	一・九〇
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	一・七五
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	一・七〇
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	一・五一
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	一・一五

2 昭和四十八年十一月一日前に厚生年金保険の被保険者であつた者の平均標準報酬月額が二万円に満たないときは、これを二万円とする。ただし、厚生年金保険法第七十條第一項、第八十條第一項第三号及び第三十二條第二項の規定を適用する場合は、この限りでない。

3 厚生年金保険法第四十四條の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「については、厚生年金基金の加入員であつた期間は」とあるのは、「については」と、「のうち第三十四條第一項第二号に掲げる額については、その計算(同条第四項の規定を適用して計算する場合を含む)の基礎とし、」とあるのは、第三十四條第一項第一号、第二項及び第三項の規定により計算した額と同条第一項第二号又は第四項本文の規定により計算した額との合算額から当該厚生年金基金の加入員であつた期間に係る第三十二條第二項第一号又は第二号に規定する額を控除した額とする」と、同条第三項及び第四項中「をその額の計算の基礎とする」とあるのは「に係る第三十二條

第二項第一号又は第二号に規定する額を当該老齢年金の額に算入する」とする。

4 厚生年金保険法第四十六條の五の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「については、厚生年金基金の加入員であつた期間は」とあるのは、「については」と、「のうちに第三十四條第一項第二号に掲げる額については、その計算の基礎としない」とあるのは、第三十四條第一項第一号の規定により計算した額と同項第二号の規定により計算した額との合算額から当該厚生年金基金の加入員であつた期間に係る第百三十二條第二項第一号又は第二号に規定する額を控除した額とする」と、同条第三項及び第四項中「をその額の計算の基礎とする」とあるのは、「に係る第百三十二條第二項第一号又は第二号に規定する額を当該通算老齢年金の額に算入する」とする。

第六條 昭和四十八年十月以前の月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。

(船員保険に關する経過措置等)

第七條 標準報酬月額が二万四千円未満である船員保険法第二十條の規定による被保険者の昭和四十八年十一月以後の標準報酬月額は、同法第四條第六項の規定にかかわらず、二万四千円とする。

第八條 船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百十六号)附則第七條の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付の額は、船員保険法第三十五條及び第三十六條第一項の規定の例により計算した額とする。

2 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百五号)以下「法律第百五号」といふ。附則第八條第一項の規定によつて支給する従前の例による障害年金(昭和二十九年五月一日において職務外の事由による障害年金を受ける権利を有していた者であつて、引き続き昭和四十年五月一日まで当該障害年金を受ける権利を有していたものに支給するものに限る。)の額(加給金の額を除く)は、二十七万八千四百円とし、その加給金の額は、船員保険法第四十一條ノ二第一項の規定により計算した額とする。

3 法律第百五号附則第八條第一項の規定によつて支給する従前の例による障害年金(前項に規定する障害年金を除く)の額(加給金の額を除く)は、船員保険法第三十五條の規定の例により計算した額(被保険者であつた期間の月数が百八十に満たないときは、百八十として計算した額とする。)とし、その加給金の額は、同法第四十一條ノ二第一項の規定により計算した額とする。

4 船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十八号)附則第三項の規定によつて支給する従前の寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付の額(加給金又は増額金の額を除く)は、二十二万八千円とし、その加給金又は増額金の額は、船員保険法第五十條ノ三の規定の例により計算した額とする。

5 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第七十二号)附則第十四條に規定する障害年金又は船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第七十二号)附則第二條第二項後段若しくは第三項後段に規定する遺族年金については、船員保険法第四十一條第一項第一号又は第五十條ノ二第一項第二号若しくは第三号の額は、平均標準報酬月額を二万四千円として計算した額とする。

第九條 昭和四十八年十一月一日前日以後の期間に係る保険料を前納した船員保険法第二十條の

規定による被保険者が当該前納に係る期間の各月につき追加して納付すべき保険料の額は、当該期間の各月につき、その者が前納しなかつたとしたならば、この法律による改正後の同法の規定により納付すべきこととなる保険料の額からこの法律による改正前の同法の規定を適用したとした場合において納付すべきこととなる保険料の額を控除した額とする。

2 前項の期間を有する者について、船員保険法第三十五條の規定により老齢年金の額を計算する場合(通算老齢年金の額の計算について同条の例による場合を含む)において、同項に規定する額による保険料の納付が行なわれなかつた月があるときは、この法律による改正後の同条第一号に掲げる額は、同号の規定にかかわらず、同号に規定する額から六百十三円に当該保険料の納付が行なわれなかつた月に係る船員保険の被保険者であつた期間の月数を乗じて得た額を控除した額とする。

第十條 次の表の上欄に掲げる期間に係る船員保険の被保険者であつた期間の月数を乗じて得た額を標準報酬月額(船員保険法第四十七條に規定する平均標準報酬月額を除く)を計算する場合においては、同法第二十七條ノ三第一項中「全期間ノ平均標準報酬月額」とあるのは、「全期間ノ各月ノ標準報酬月額(其ノ月ガ厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第十條第一項ノ表ノ上欄ニ掲グル期間ニ属スルトキハ其ノ月ノ標準報酬月額ニ夫々同表ノ下欄ニ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額)ヲ平均シタル額」とする。

昭和三十三年三月以前	三・七八
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	三・六一
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	三・五一
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	三・二七
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	二・七七
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	二・四六
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	二・二二
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	二・〇一
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	一・九〇
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	一・六六

昭和四十八年九月十七日 参議院會議録第三十四号 健康保険法等の一部を改正する法律案外五件

九三四

昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	一・五八
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	一・三九
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	一・一一

2 昭和四十八年十一月一日前に船員保険の被保険者であつた者の平均標準報酬月額額が二万四千円に満たないときは、これを二万四千円とする。ただし、船員保険法第四十七条の規定を適用する場合は、この限りでない。

3 昭和四十六年九月三十日以前に発した疾病又は負傷及びこれにより発した疾病により廃疾となつたことにより障害年金の支給を受けていた者の死亡に關し支給される船員保険法第五十条第二号の規定による遺族年金の額については、同法第五十条ノ二第二項第二号イ中「最終標準報酬月額」とあるのは、「最終標準報酬月額ニ廃疾ノ原因ト爲リタル疾病又ハ負傷ノ発シタル日ノ属スル月ニ応ジ厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第十條第一項ノ表ノ下欄ニ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額」とする。

第十一條 昭和四十八年十月以前の月分の船員保険法による年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。

(国民年金に關する経過措置等)

第十二條 昭和四十八年九月以前の月分の国民年金法による障害補恤年金、母子補恤年金、準母子補恤年金及び老齢補恤年金の額については、なお従前の例による。

2 国民年金法第七十五条第一項の規定による被保険者であつた者に支給する同法による通算老齢年金〇〇の額の計算については、同法第二十九条の四第一項の規定によりその例によることとされる同法第二十七條第一項中「八百円」とあるのは、「千二百円」とする。

3 昭和四十八年十二月以前の月分の国民年金法による年金たる給付の額については、なお従前の例による。

第十三條 第四條の規定の施行の日(以下この項において「施行日」という。)において二十歳をこえて二十歳未満である者が、廃疾認定日(国民年金法第三十条第一項に規定する廃疾認定日)をいふ。以下この条において同じ。が施行日前である者(初診日において同法第七條第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者のその傷病を除く。)により、施行日において同法別表に定める程度の廃疾の状態にあるときは、第四條の規定による改正後の同法第五十六條第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害補恤年金を支給する。

2 前項の規定は、初診日が昭和三十六年四月一日(同日において二十歳未満であつた者にあつては、二十歳に達した日)以後である傷病により同項に規定する廃疾の状態にある者については、次の各号のいずれかに該当する場合に限り適用し、初診日が同日以前である傷病による廃疾と初診日が同日以後である傷病による廃疾とを併合して同項に規定する廃疾の状態にある者については、初診日が同日以後である傷病による廃疾が生ずる大臣の定める程度以上のものであり、かつ、その傷病に係る廃疾認定日の前日において次の各号のいずれかに該当する場合に限り適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者)については、この限りでない。

一 初診日において国民年金の被保険者であつた者については、国民年金法第五十六條第一項各号のいずれかに該当したこと。
二 初診日において国民年金の被保険者でなかつた者については、国民年金法第七十九條の二第一項に規定する老齢補恤年金の支給要件に該当したこと。

第十三條 国民年金法第八十五条第一項の規定による国庫の負担については、当分の間、同項中「次に掲げる額」とあるのは、次に掲げる額及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号。以下「改正法」という。)附則別表に掲げる額と、同項第一号中「総額」とあるのは「総額(改正法附則別表第一号イに掲げる額を除く。)」とする。

2 国民年金法第八十五条第一項の改正規定及び前項の規定の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

第十四條 昭和四十九年一月一日前に同日以後の期間について前納された国民年金の保険料(国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号。以下「法律第八十六号」という。)附則第十五條第一項の規定による被保険者に係る保険料を除く。)は、この法律による改正後の国民年金法の規定により当該前納に係る期間の各月につき納付すべきこととなる保険料に、さきに到来する月の分から順次充当するものとする。

2 前項の前納に係る期間のうち、この法律による改正後の国民年金法の規定により納付すべき保険料の納付が行なわれなかつた国民年金の被保険者期間は、同法の規定(第八十五条第一項第二号の規定を除く。)の適用については、保険料免除期間とみなす。

第十五條 昭和四十九年一月一日前に同日以後の期間に係る国民年金の保険料を前納した法律第八十六号附則第十五條第一項の規定による被保険者が、当該前納に係る期間につき追加して納付すべき国民年金の保険料の額は、一月につき五百五十円とする。

2 前項の期間を有する者について、同項の規定による保険料の納付が行なわれなかつた月があるときは、法律第八十六号附則第十六條第二項に規定する老齢年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項に定める額から千五百円に当該納付が行なわれなかつた月数を乗じて得た額を控除した額とする。

第十六條 国民年金法第八十七條第三項及び前條第一項に定める保険料の額は、昭和五十年一月以後においては、法律で定めるところにより引き上げられるものとする。

第十七條 国民年金の被保険者又は被保険者であつた者(国民年金法による老齢年金及び通算老齢年金の受給権者を除く。)は、都道府県知事に申し出て、昭和四十八年四月一日前のその者の国民年金の被保険者期間(同法第七十五条第一項、附則第六條第一項及び附則第七條第一項並びに法律第八十六号附則第十五條第一項の規定による被保険者に係る被保険者期間を除く。)のうち、国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間(当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している期間に限る。)について、一月につき九百円を納付することができる。

2 前項の規定による納付は、昭和五十年十二月三十一日(同日以前に六十五歳に達する者にあつては、六十五歳に達する日の前日)までに行なわれなければならない。

3 第一項の規定による納付は、さきに経過した月の分から順次行なうものとする。

4 第一項の規定により納付が行なわれたときは、納付が行なわれた日に、納付に係る月の国民年金の保険料が納付されたものとみなす。

第十八条 明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までの間に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえ、五十五歳をこえない者）であつて、国民年金法第七條第二項第一号から第三号までのいずれにも該当しないもの（法律第八十六号附則第十五條第一項の規定による被保険者を除く）は、都道府県知事に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。ただし、その者が、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 日本国民でないとき。
- 二 日本国内に住所を有しないとき。
- 三 国民年金法による老齢年金若しくは通算老齢年金を受けることができるとき、又はこれらの年金の受給資格要件たる期間を満たしているとき。
- 四 国民年金法第五條第一項に規定する被用者年金各法による通算老齢年金若しくは通算退職年金を受けることができるとき、又はこれらの年金の受給資格要件たる期間を満たしているとき。

2 前項の申出は、昭和四十九年三月三十一日までに行なわなければならない。ただし、同項の規定による被保険者が、国民年金法第七條第二項第一号に該当するに至つたため被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合において行なう申出は、その者が同号に該当しなくなつた日から起算して三月以内に行なわなければならない。

3 第一項の申出をした者は、その申出をした日に被保険者の資格を取得するものとする。

4 国民年金法第十三條第一項の規定は、第一項の申出があつた場合に準用する。

5 第一項の規定による被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

6 第一項の規定による被保険者は、国民年金法第九條各号（第四号を除く）及び次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（次の第二号又は第四号に該当するに至つたときは、その日に被保険者の資格を喪失する）。

- 一 国民年金法第七條第二項第一号に該当するに至つたとき。
- 二 前項の申出が受理されたとき。
- 三 国民年金の保険料を滞納し、国民年金法第九十六條第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

四 国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金の受給資格要件たる期間を満たすに至つたとき。

7 第一項の規定による被保険者の昭和四十八年十二月までの月分の国民年金の保険料の額は、国民年金法第八十七條第三項の規定にかかわらず、一月につき九百円とする。

8 第一項の申出をした者は、昭和四十五年六月から当該申出をした日の属する月の前月までの期間（国民年金の保険料納付済期間及び他の公的年金制度に係る通算対象期間を除く）について、一月につき九百円を納付することができる。

9 前項の規定による納付は、昭和五十年六月三十日までに行なわなければならない。

10 第八項の規定により納付する金額は、国民年金法第八十五條第一項第一号の規定の適用については、保険料とみなす。

11 第一項の規定による被保険者については、国民年金法第八十七條の二、第八十九條、第九十條及び附則第七條の二の規定を適用しない。

昭和四十八年九月十七日 参議院會議録第三十四号 健康保険法等の一部を改正する法律案外五件

第十九条 前条第一項の規定により被保険者となつた者が、その者の次の各号に掲げる期間を合算した期間が五年に達した後に六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した後にその者の当該期間が五年に達したときは、国民年金法第二十六條に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢年金を支給する。

- 一 昭和四十八年七月一日以後の国民年金の保険料納付済期間
- 二 前号の期間が二年以上である者の昭和四十八年七月一日前の国民年金の保険料納付済期間
- 三 前条第八項の規定による納付に係る期間

2 前項の規定により支給する老齢年金の額は、国民年金法第二十七條第一項の規定にかかわらず、九万六千円とする。

3 国民年金法第二十八條及び第二十八條の二の規定は、第一項の規定により支給する老齢年金に關しては、適用しない。

4 第一項の規定により支給する老齢年金は、通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号）第五條の規定の適用については、国民年金法第七十八條第一項の規定により支給する老齢年金とみなす。

（老齢特別給付金）

第二十一條 明治三十九年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十五歳をこえた者）には、昭和四十九年一月から老齢特別給付金を支給する。ただし、その者が日本国民でないときは、国民年金法による老齢年金（以下この条において「老齢年金」という。）の受給資格であるときは、この限りでない。

2 老齢特別給付金の額は、四万二千円とする。

3 老齢特別給付金の受給権は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

- 一 死亡したとき。
- 二 老齢年金の受給権者となつたとき。
- 三 日本国民でなくなつたとき。
- 四 老齢特別給付金は、国民年金法第七十九條の二第六項を除く。及び第八十條を除く。の規定の適用については、老齢年金とみなす。

（年金額の自動的改定措置）

第二十條 厚生年金保険法による年金たる保険給付、船員保険法による年金たる保険給付（障害年金及び遺族年金については、職務外の事由によるものに限る。）及び国民年金法による年金たる給付（障害年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金を除く。以上同じ。）については、政府は、総理府において作成する年度平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が昭和四十七年度（この項の規定による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年度の前年度）の物価指数の百分の百五をこえ、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の十一月（国民年金法による年金たる給付にあつては、一月）以降の当該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置を講じなければならない。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。

（厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正）

昭和四十八年九月十七日 参議院會議録第三十四号 健康保険法等の一部を改正する法律案外五件

第二十一^三条 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第十一^一条の次に次の一条を加える。

(老齢年金の特例)

第十一^一条の二 第二条第一項又は第三条の二第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる者に対する厚生年金保険法による老齢年金の額は、同法第四十三^三条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額に加給年金額を加算した額とする。

一 厚生年金保険法第三十四^四条第一項第一号、第二項及び第三項の規定により計算した額

二 船員保険の被保険者であつた期間を除外して厚生年金保険法第三十四^四条第一項第二号又は第四項本文の規定により計算した額。ただし、同法第六^六条に規定する厚生年金基金(以下「基金」という。)の加入員であつた期間(同法第四十四^四条の二第二項各号に掲げる期間を除く。以下同じ。)があるときは、その額から当該加入員であつた期間に係る同法第三十二^二条第二項第一号又は第二号又は第二号に規定する額を控除した額とする。

三 船員保険の被保険者であつた期間について船員保険法第三十五^五条第二号の規定により計算した額

2 厚生年金保険法第四十四^四条の二第三項及び第四項の規定は、前項の老齢年金について準用する。

第十二^二条の見出しを削り、同条第一項第三号中「の規定により計算した額(厚生年金保険の被保険者であつた期間の一部が第三種被保険者であつた期間であるときは、同条第四項本文の規定により計算した額)」を「又は第四項本文の規定により計算した額。ただし、基金の加入員であつた期間があるときは、その額から当該加入員であつた期間に係る同法第三十二^二条第二項第一号又は第二号に規定する額を控除した額とする。」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に改め、同項後段を削り、同項を同条第二項とする。

第十六^六条第一項中「第五級」を「第十二級」に改める。

第十九^九条の三第一項中「第四級」を「第十級」に改め、同条第二項中「第五級」を「第十二級」に改める。

第二十五^五条の次に次の一条を加える。

(遺族年金の特例)

第二十五^五条の二 第二条第一項又は第三条の二第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる者が死亡した場合において、その者が死亡前に厚生年金保険法第四十二^二条第一項第一号に規定する期間を満たしていたときは、その者の遺族に支給する同法による遺族年金の額は、同法第六十^十条第一項の規定にかかわらず、第十一^一条の二第一項各号(第二号ただし書を除く。)に掲げる額を合算した額の二分の一に相当する額(その額が二十二^二万八千八百円に満たないときは、二十二^二万八千八百円)とする。ただし、妻又は子に対する遺族年金の額は、その額に加給年金額を加算した額とする。

第二十六^六条の見出しを削り、同条中「第十二^二条第一項の例により計算した額」を「第十二^二条第一項

各号(第三号ただし書を除く。)に掲げる額を合算した額に、「十^十万五千六百円」を「二十^二万八千八百円」に改める。

(厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四^四条 厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第四十四^四号)の一部を次のように改正する。

附則第十七^七条第一項及び附則第二十三^三条第一項中「十一年」を「十三年」に改める。

(厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十二^二条 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四^四年法律第七十八^八号)の一部を次のように改正する。

附則第十四^四条を次のように改める。

第十四^四条 削除

附則第三十一^一条を次のように改める。

第三十一^一条 削除

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三^三条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十六^六年法律第七十二^二号)の一部を次のように改正する。

附則第十^十条中「十三^三万七千二百八十^八円」を「二十^二万八千四百^四円」に改める。

(船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四^四条 法律第五^五号の一部を次のように改正する。

附則第十六^六条第三項中「四百六十^十円」を「九百二十^二円」に改め、同条第四項第一号中「四百六十^十円」を「九百二十^二円」に、「十六^六万五千六百^六円」を「三十^三万一千二百^二円」に改める。

附則第十七^七条第二項中「第四級」を「第十級」に改める。

附則第十九^九条第一項中「十一年」を「十三年」に改める。

第二十五^五条 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十五^五年法律第七十二^二号)の一部を次のように改正する。

附則第三^三条を次のように改める。

第三^三条 削除

(国民年金法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十六^六条 国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十^十一年法律第九十二^二号)の一部を次のように改正する。

附則第十四^四条第二項を削る。

第二十七^七条 法律第八十六^六号の一部を次のように改正する。

附則第十一^一条及び第十二^二条を次のように改める。

第三^三条 削除

(国民年金法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十六^六条 国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十^十一年法律第九十二^二号)の一部を次のように改正する。

附則第十四^四条第二項を削る。

第二十七^七条 法律第八十六^六号の一部を次のように改正する。

附則第十一^一条及び第十二^二条を次のように改める。

第三^三条 削除

(国民年金法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十六^六条 国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十^十一年法律第九十二^二号)の一部を次のように改正する。

附則第十四^四条第二項を削る。

第二十七^七条 法律第八十六^六号の一部を次のように改正する。

附則第十一^一条及び第十二^二条を次のように改める。

第三^三条 削除

(国民年金法の一部を改正する法律の一部改正)

第十一條及び第十二條 削除

附則第十五條中第七項を削り、第八項を第七項とする。

附則第十六條第二項中「三万円」を「九万六千円」に改める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三十一條 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律 (昭和三十六年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第三項中「第五級」を「第十二級」に改める。

附則第十四條第三項中「第四級」を「第十級」に改める。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第三十二條 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第八項中「の規定により」を「又は年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)第十八條第一項の規定により」に改め、「雇用促進事業団」の下に「又は年金福祉事業団」を加える。

(地方税法の一部改正)

第三十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 年金福祉事業団が年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)第十七條第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

(印紙税法の一部改正)

第三十一條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)第十七條第二号」の下に「及び第三号」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第三十二條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の六の項の第三欄を次のように改める。

- 一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記
- 二 厚生年金保険法第百三十條第三項又は第百五十九條第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

別表第三の二十五の項の第三欄及び第四欄を次のように改める。

昭和四十八年九月十七日 参議院會議録第三十四号 健康保険法等の一部を改正する法律案外五件

一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記

二 年金福祉事業団法第十七條第一号(業務の範囲)の業務の用に供する建物で政令で定めるものの所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記

三 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一條(公的医療機関)に規定する病院若しくは診療所の用に供する建物の所有権又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利を目的とする質権又は抵当権の設定の登記

第三欄の第二号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに
第三欄の第三号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに
限る。

附則別表

一 当該年度において国民年金法による給付に要する費用(同法第八十五條第一項第四号及び第二項に規定する費用を除く)の総額から同條第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除した額に次のイに掲げる額を次のロに掲げる額で除して得た数乗じて得た額の三分の一に相当する額

イ 当該年度において納付された国民年金法附則第六條第一項の規定による被保険者に係る保険料の総額に相当するものとして政令で定める額

ロ 当該年度において納付された保険料(国民年金法第八十七條の二第二項の規定による保険料を除く)の総額

二 当該年度において法律第八十六号附則第十六條第一項の規定により支給する老齢年金の給付に要する費用の総額の八分の一に相当する額

三 当該年度において附則第十二條第二項の規定によつてその額が計算される通算老齢年金の給付に要する費用のうち三百二十円に当該通算老齢年金の額の計算の基礎となつた国民年金の保険料納付済期間の月数を乗じて得た額に相当する部分の給付に要する費用の総額の四分の一に相当する額

四 当該年度において附則第十九條第一項の規定により支給する老齢年金の給付に要する費用の総額の八分の一に相当する額

審査報告書

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて別紙の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年九月十四日

社会労働委員長 大橋 和孝

参議院議長 河野 謙三殿

附則第一項中「八月一日」を「十月一日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和四十八年九月十七日 参議院会議録第三十四号

健康保険法等の一部を改正する法律案外五件

九三八

本法は、日雇労働者健康保険の給付内容の改善を図るため、療養の給付期間の延長、傷病手当金、埋葬料、分べん費及び出産手当金の額の引上げ等を行なうとともに、被保険者の賃金の実態にかんがみ、保険料額を改定しようとするものであり、また、衆議院において施行期日について修正が行なわれており、おおむね妥当な措置と認めるが、施行日について修正を行なつた。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十八年度厚生保険特別会計の日雇健康勘定において、保険料日額改正による収入増は九十二億六千七百二十二万五千円、保険給付の改正による支出増は二十二億五十四万七千円、保険給付の改正による一般会計よりの受入れは七億六千三百三十三万七千円の見込みである。

附帯決議

政府は、次の事項を実現するよう速かに法的並びに財政的措置を講ずべきである。

- 一、健康保険の給付水準にまで引き上げること。
- 二、財政状況の推移によつては国庫負担も含めて負担のあり方を検討すること。
- 三、日雇労働者が国民皆保険の網から洩れることのないよう適用面で配慮するとともに、給付要件も労働の実情に応じた緩和を検討すること。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年六月二十九日

衆議院議長 前尾繁三郎

衆議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律

日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「当該疾病又は負傷につき」を「その開始の日前に当該疾病又は負傷につき」に、「二年」を「三年六箇月」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該期間経過後においても、当該期間経過後の日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日分以上又は当該月の前六箇月間に通算して七十八日分以上の保険料が当該被保険者について納付されている場合における当該月については、この限りでない。

第十四条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定に該当することにより療養の給付を受ける場合における第十條第六項の規定の適用については、同項中「第三項に規定する受給要件」とあるのは、「第十四条第一項ただし書に規定する受給要件」とする。

第十六条の二第二項を次のように改める。

2 傷病手当金の額は、次の各号の区別に従い、一日につき、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、次の各号のいずれにも該当するときは、いずれか高い方の額とする。

一 当該被保険者について、その者がはじめて当該療養の給付を受けた日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日分以上の保険料が納付されている場合、当該期間の保険料の納付日数を第四級、第三級、第二級及び第一級の順に加算して合計が二十八に達した場合における当該各級の保険料の納付日数を、第四級の保険料の納付日数にあつては二千六百四十円に、第三級の保険料の納付日数にあつては

千八百円に、第二級の保険料の納付日数にあつては千二百円に、第一級の保険料の納付日数にあつては八百円に、それぞれ乗じて得た額の合算額の二十八分の一に相当する金額

二 当該被保険者について、その者がはじめて当該療養の給付を受けた日の属する月の前六箇月間に通算して七十八日分以上の保険料が納付されている場合、当該期間の保険料の納付日数を第四級、第三級、第二級及び第一級の順に加算して合計が七十八に達した場合における当該各級の保険料の納付日数を、第四級の保険料の納付日数にあつては二千六百四十円に、第三級の保険料の納付日数にあつては千八百円に、第二級の保険料の納付日数にあつては千二百円に、第一級の保険料の納付日数にあつては八百円に、それぞれ乗じて得た額の合算額の七十八分の一に相当する金額

第十六条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項中「二十一日」を「三十日」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 被保険者で被扶養者のない者が病院又は診療所に収容されている場合に支給すべき傷病手当金の額は、一日につき、前項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額の三分の二に相当する金額とする。

第十六条の三第一項中「四千元」を「一万元」に改める。

第十六条の四第一項中「四千元」を「二万元」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、分べんに関し病院又は診療所に収容されている被保険者に対して支給すべき分べん費の額は、一万元とする。

第十六条の五第一項中「分べんの日以後二十一日以内」を「分べんの日前九日以内及び分べんの日以後二十一日以内」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 出産手当金の額は、一日につき、当該被保険者について納付されている当該分べんの日の属する月の前四箇月間の保険料の納付日数を第四級、第三級、第二級及び第一級の順に加算して合計が二十八に達した場合における当該各級の保険料の納付日数を、第四級の保険料の納付日数にあつては二千六百四十円に、第三級の保険料の納付日数にあつては千八百円に、第二級の保険料の納付日数にあつては千二百円に、第一級の保険料の納付日数にあつては八百円に、それぞれ乗じて得た額の合算額の二十八分の一に相当する金額とする。

第十六条の五第三項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 被保険者で被扶養者のない者が病院又は診療所に収容されている場合に支給すべき出産手当金の額は、一日につき、前項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額の三分の二に相当する金額とする。

第十七条の三第一項中「二千元」を「一万元」に改める。

第十七条の五第二項を削る。

第三十条を次のように改める。

(保険料額)

第三十条 保険料は、被保険者の賃金日額が千五百円未満の場合は第一級、千五百円以上二千五百円未満の場合は第二級、二千五百円以上三千五百円未満の場合は第三級、三千五百円以上の場合は第四級とし、その額は、一日につき、第一級にあつては五十円、第二級にあつては九十円、第三級にあつては百三十円、第四級にあつては二百円とする。

2 被保険者及び事業主の負担すべき保険料額は、一日につき、それぞれ、第一級にあつては二十五円、第二級にあつては四十五円、第三級にあつては六十五円、第四級にあつては百円とする。

第四十五条中「療養の給付期間」を「第十四条第一項本文に規定する期間」に改める。

第四十五条中「療養の給付期間」を「第十四条第一項本文に規定する期間」に改める。

第四十五条中「療養の給付期間」を「第十四条第一項本文に規定する期間」に改める。

附 則

- 1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前に同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に關し療養の給付、特別療養費の支給又は家族療養費の支給開始後二年を経過した被保険者、被保険者であつた者又は被扶養者の当該疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に關する療養の給付又は家族療養費の支給に關する改正後の第十四条第一項第十七条第五項において準用する場合を含む。の規定の適用については、改正後の第十四条第一項中「三年六箇月」とあるのは、「二年」とする。
- 3 この法律の施行前に改正前の第十六条の第二項に規定する支給期間が満了した被保険者又は被扶養者であつた者に係る出産手当金の支給期間については、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行の日から昭和五十年三月三十一日までの期間に係る傷病手当金、出産手当金及び保険料に關する改正後の日雇労働者健康保険法の規定の適用については、同法第十六条の第二項及び第十六条の五第二項中「第四級、第三級」及び「第四級の保険料の納付日数」にあつては「二千六百四十円に、第三級」とあるのは、「第三級」と、同法第三十条第一項中「三千五百円未満の場合」は第三級、三千五百円以上の場合第四級とあるのは「第三級」と、「百三十円、第四級」にあつては「二百円」とあるのは「百三十円」と、同条第二項中「六十五円、第四級」にあつては「百円」とあるのは「六十五円」とする。
- 5 被保険者の賃金日額が四百八十円未満の場合における保険料並びに当該保険料が納付されたことにより支給される傷病手当金及び出産手当金に關する改正後の日雇労働者健康保険法の規定の適用については、当分の間、同法第十六条の第二項及び第十六条の五第二項中「及び第一級」とあるのは、「第一級及び特例第一級」と、

「八百円」とあるのは「八百円に、特例第一級の保険料の納付日数にあつては二百四十円」と、同法第三十条第一項中「千五百円未満」とあるのは「四百八十円未満の場合」は特例第一級、四百八十円以上千五百円未満」と、「第一級にあつては」とあるのは「特例第一級にあつては二百四十円、第一級にあつては」と、同条第二項中「第一級」とあるのは「特例第一級」にあつては「第一級」とする。

6 改正後の第十六条の第二項第一号に規定する二十八日分以上の保険料又は同項第二号に規定する二十八日分以上の保険料のうち改正前の第三十条第一項の規定による第一級（以下「旧第一級」という。）又は同項の規定による第二級（以下「旧第二級」という。）の保険料が含まれているときは、改正後の第十六条の第二項に規定する傷病手当金の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号の區別に従ひ、一日につき、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、次の各号のうち二に該当するときは、いずれか高い方の額とする。

一 改正後の第十六条の第二項第一号に規定する二箇月間に通算して二十八日分以上旧第一級又は旧第二級の保険料が納付されている場合（当該期間に第三級、第二級、第一級又は特例第一級の保険料が納付されている場合を除く。）改正前の第十六条の第二項本文の規定の例により算定した額

二 改正後の第十六条の第二項第二号に規定する六箇月間に通算して二十八日分以上旧第一級又は旧第二級の保険料が納付されている場合（当該期間に第三級、第二級、第一級又は特例第一級の保険料が納付されている場合を除く。）改正前の第十六条の第二項本文の規定の例により算定した額

三 第一号に該当する場合以外の場合であつて、改正後の第十六条の第二項第一号に規定する二箇月間に通算して二十八日分以上の

保険料が納付されている場合、当該期間の保険料の納付日数を第三級、第二級、第一級、旧第一級、特例第一級及び旧第二級の順に加算して合計が二十八に達した場合における当該各級の保険料の納付日数を、第三級の保険料の納付日数にあつては千八百円に、第二級の保険料の納付日数にあつては千二百円に、第一級の保険料の納付日数にあつては八百円に、旧第一級の保険料の納付日数にあつては三百三十円に、特例第一級及び旧第二級の保険料の納付日数にあつては二百四十円に、それぞれ乗じて得た額の合算額の二十八分の一に相当する金額

四 第二号に該当する場合以外の場合であつて、改正後の第十六条の第二項第二号に規定する六箇月間に通算して二十八日分以上の保険料が納付されている場合、当該期間の保険料の納付日数を第三級、第二級、第一級、旧第一級、特例第一級及び旧第二級の順に加算して合計が七十八に達した場合における当該各級の保険料の納付日数を、第三級の保険料の納付日数にあつては千八百円に、第二級の保険料の納付日数にあつては千二百円に、第一級の保険料の納付日数にあつては八百円に、旧第一級の保険料の納付日数にあつては三百三十円に、特例第一級及び旧第二級の保険料の納付日数にあつては二百四十円に、それぞれ乗じて得た額の合算額の二十八分の一に相当する金額

7 改正後の第十六条の五第二項に規定する四箇月間に納付されている保険料のうち旧第一級又は旧第二級の保険料が含まれているときは、同項に規定する出産手当金の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号の區別に従ひ、一日につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 改正後の第十六条の五第二項に規定する四箇月間に通算して二十八日分以上旧第一級又は旧第二級の保険料が納付されている場合

（当該期間に第三級、第二級、第一級又は特例第一級の保険料が納付されている場合を除く。）改正前の第十六条の五第二項本文の規定の例により算定した額

二 前号に該当する場合以外の場合であつて、改正後の第十六条の五第二項に規定する四箇月間に通算して二十八日分以上の保険料が納付されている場合、当該期間の保険料の納付日数を第三級、第二級、第一級、旧第一級、特例第一級及び旧第二級の順に加算して合計が二十八に達した場合における当該各級の保険料の納付日数を、第三級の保険料の納付日数にあつては千八百円に、第二級の保険料の納付日数にあつては千二百円に、第一級の保険料の納付日数にあつては八百円に、旧第一級の保険料の納付日数にあつては三百三十円に、特例第一級及び旧第二級の保険料の納付日数にあつては二百四十円に、それぞれ乗じて得た額の合算額の二十八分の一に相当する金額

審査報告書

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年九月十四日

社会労働委員長 大和 和孝
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給者の福祉の向上を図るため、これらの手当の額を引き上げるとともに、これらの手当と公的年金給付との併給制限を緩和しようとするもので妥當な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行なつた。

昭和四十八年九月十七日 参議院會議録第三十四号 健康保険法等の一部を改正する法律案外五件

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十八年度一般会計予算に児童扶養手当給付費として十億五百八十万六千円、特別児童扶養手当給付費として二億五千九百九十六千円がそれぞれ計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について、その実現に努力すべきである。

- 一、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給額を一層増額すること。
- 二、所得による支給制限をさらに緩和すること。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年六月二十九日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律

(児童扶養手当法の一部改正)

第一条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号中「公的年金給付」を「国民年金法に基づく障害補償年金及び老齢補償年金以外の公的年金給付」に改める。

第五条中「四千三百円」を「六千五百円」に改める。

第二条 児童扶養手当法の一部を次のように改正する。

する。

第五条中「二人以上」を「二人」に、「六千五百円にその児童のうち一人を」を「七千三百円とし、三人以上であるときは、七千三百円にその児童のうち二人に改める。

(特別児童扶養手当法の一部改正)

第三条 特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第四条第三項第三号中「父又は母の死亡について支給される公的年金給付」を「政令で定める法律に基づく年金たる給付で廃疾を支給事由とするもの」に改め、同項第四号から第六号までを削り、同条第四項第三号を削る。

第五条中「四千三百円」を「六千五百円」に改める。

第七条中「児童扶養手当法の下に」(昭和三十六年法律第二百三十八号)を加える。

第二十五条中「支給資格者、当該児童若しくは当該児童がその支給の要件となり、若しくはその額の加算の対象となつて公的年金給付を受けることができる者に対する公的年金給付」を「当該児童に対する公的年金給付」に改め、同条第三項第三号に規定する年金たる給付に改め、「公的年金給付に係る年金制度の管轄者たる組合若しくは国家公務員共済組合連合会」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、第二条及び次条第二項の規定は、昭和四十九年一月一日から施行する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和四十八年九月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

2 昭和四十八年十二月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現にこの法律による改正

九四〇

前の児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給要件に該当していない者であつて、この法律による改正後の同法の規定による児童扶養手当の支給要件に該当するものが、昭和四十八年十月三十一日までに同法第六条第一項の認定の請求をしたときは、その者に対する児童扶養手当の支給は、同法第七條第一項の規定にかかわらず、同月から始める。

(特別児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 昭和四十八年九月以前の月分の特別児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の特別児童扶養手当法の規定による特別児童扶養手当の支給要件に該当していない者であつて、この法律による改正後の同法の規定による特別児童扶養手当の支給要件に該当するものが、昭和四十八年十月三十一日までに同法第六條第一項の認定の請求をしたときは、その者に対する特別児童扶養手当の支給は、同法第十六條において準用する児童扶養手当法第七條第一項の規定にかかわらず、同月から始める。

3 この法律の施行の際現に特別児童扶養手当の支給を受けている者であつて、この法律による改正前の特別児童扶養手当法第四條第三項第三号から第六号までのいずれかに該当する児童(この法律による改正後の同法第四條第三項各号に該当する児童を除く)を監護し、又は養育しているものが、昭和四十八年十月三十一日までに、同法第十六條において準用する児童扶養手当法第八條第一項の認定の請求をしたときは、その者に対する特別児童扶養手当の額の改定は、同項の規定にかかわらず、同月から行なう。

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 労働者災害補償保険法の一部を改正する

法律(昭和四十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

附則第四十二條第六項中、「児童扶養手当法」を「並びに児童扶養手当法」に改め、「並びに特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第百三十四号)第四條第三項第三号ただし書及び第四項第三号ただし書を削る。

附則第三十二條を次のように改める。

第三十二條 削除

(執行官法の一部改正)

第六条 執行官法(昭和四十一年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二十七條中、「児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法」を「及び児童扶養手当法」に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第七条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第六條第四項中、「児童扶養手当法」を「並びに児童扶養手当法」に改め、「並びに特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第百三十四号)第四條第三項第三号ただし書及び第四項第三号ただし書を削る。

附則第六條第四項中、「児童扶養手当法」を「並びに児童扶養手当法」に改め、「並びに特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第百三十四号)第四條第三項第三号ただし書及び第四項第三号ただし書を削る。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
附則第六項を削る。

審査報告書

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年九月十四日

社会労働委員長 大橋 和孝
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、家庭用品に対する有害物質の使用状況にかんがみ、有害物質を含有する家庭用品による人の健康に係る被害の発生を防止するため、これらの家庭用品の販売等を規制しようとするもので、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年九月七日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律案

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、有害物質を含有する家庭用品について保健衛生上の見地から必要な規制を行なうことにより、国民の健康の保護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「家庭用品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品(別表に掲げるものを除く)をいう。

2 この法律において「有害物質」とは、家庭用品に含有される物質のうち、水銀化合物その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質をいう。

(事業者の責務)

第三条 家庭用品の製造又は輸入の事業を行なう者は、その製造又は輸入に係る家庭用品に含有される物質の人の健康に与える影響をばくし、当該物質により人の健康に係る被害が生ずることのないようにしなければならない。

(家庭用品の基準)

第四条 厚生大臣は、保健衛生上の見地から、厚生省令で、家庭用品を指定し、その家庭用品について、有害物質の含有量、溶出量又は発散量に關し、必要な基準を定めることができる。

2 厚生大臣は、保健衛生上の見地から、厚生省令で、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三十三号)第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物である有害物質を含有する家庭用品を指定し、その家庭用品について、その容器又は被包に關し、必要な基準を定めることができる。

3 厚生大臣は、前二項の規定により基準を定めようとするときは、あらかじめ、生活環境審議

会の意見をきくとともに、当該家庭用品についての主務大臣に協議しなければならない。

(販売等の禁止)

第五条 前条第一項又は第二項の規定により基準が定められた家庭用品の製造、輸入又は販売の事業を行なう者は、その基準に適合しない家庭用品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で陳列してはならない。

(回収命令等)

第六条 厚生大臣又は都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長とする。以下この条及び次条において同じ)は、第四条第一項又は第二項の規定により基準が定められた家庭用品の製造、輸入又は販売の事業を行なう者がその基準に適合しない家庭用品を販売し、又は授与したことに伴い人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認める場合において、当該被害の発生を防止するため必要があると認めるときは、その者に對し、当該家庭用品の回収を図ることその他当該被害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、家庭用品によるものと認められる人の健康に係る重大な被害が生じた場合において、当該被害の態様等からみて当該家庭用品に当該被害と関連を有すると認められる人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質が含まれている疑いがあるときは、当該被害の拡大を防止するため必要な限度において、当該家庭用品の製造又は輸入の事業を行なう者に對し、当該家庭用品の回収を図ることその他当該被害の拡大を防止するために必要な応急の措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入検査等)

第七条 厚生大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、家庭用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行な

う者に對し、必要な報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験に必要な限度において当該家庭用品を収去させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査、質問又は収去をする場合においては、その身分を示す証明書を持参し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(家庭用品衛生監視員)

第八条 前条第一項の規定による立入検査、質問及び収去に関する職務を行なわせるため、国、都道府県及び保健所を設置する市に、家庭用品衛生監視員を置く。

2 家庭用品衛生監視員は、国、都道府県又は保健所を設置する市の職員で、厚生省令で定める資格を有するもののうちから、厚生大臣、都道府県知事又は市長が任命する。

(経過措置)

第九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

(罰則)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第五条の規定に違反した者
二 第六条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

第十一条 第七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌

昭和四十八年九月十七日 参議院會議録第三十四号 健康保険法等の一部を改正する法律案外五件

避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条第三項の規定は、公布の日から施行する。

(毒物及び劇物取締法の一部改正)

2 毒物及び劇物取締法の一部を次のように改正する。

第二十二條の二及び第二十五條第八号を削る。

(毒物及び劇物取締法の一部改正に伴う経過措置)

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

4 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第三十五号の二の次に次の二号を加える。

三十五の三 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四十八年法律第

号)の定めるところにより、家庭用品に

ついて基準を定めること。

三十五の四 家庭用品衛生監視員をして、必要な立入検査を行なわせ、必要な場合において試験用物品を取去させること。

第九條の二第四号の次に次の一号を加える。

四の二 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律を施行すること。

別表

一 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二條第一項に規定する食品、同條第二項に規定する添加物、同條第四項に規定する器具及び同條第五項に規定する容器包装並びに同法第二十九條第一項に規定するおもちや及び同條第二項に規定する洗浄剤

二 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二條第一項に規定する医薬品、同條第二項に規定する医薬部外品、同條第三項に規定する化粧品及び同條第四項に規定する医療用具

三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める法律の規定に基づき、規格又は基準を定め、その製造、輸入又は販売を規制しており、かつ、当該規制によつて有害物質による人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められる製品で政令で定めるもの

審査報告書

覚え、刑取締法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年九月十四日

社会労働委員長 大橋 和孝

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における覚え、刑事犯の動向等にかんがみ、覚え、刑原料の輸入、輸出、製造、販売等の規制を強化するとともに、覚え、刑及び覚え、刑原料に関する違反行為に対する法定刑の引上げ等を行なうとするもので、妥当な措置と認める。

費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

覚え、刑取締法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十八年八月二十三日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

覚え、刑取締法の一部を改正する法律

覚え、刑取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十條の十四」を「第三十條の十七」に改める。

第二條第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 この法律で「覚え、刑原料輸入業者」とは、覚え、刑原料を輸入することを業とする者ができ、又は業務のため覚え、刑原料を輸入することができるとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

7 この法律で「覚え、刑原料輸出業者」とは、覚え、刑原料を輸出することを業とすることができるとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

第二十六條を次のように改める。

第二十六條 削除

第三十條の二各号列記以外の部分中「覚え、刑原料製造業者の指定は」を「覚え、刑原料輸入業者若しくは覚え、刑原料輸出業者又は覚え、刑原料製造業者の指定は業務所又は」に改め、同條第三号を同條第五号とし、同條第二号中「覚え、刑原料取扱者については、」を「覚え、刑原料取扱者については、」に改め、同條第四号と

同條第一号中「覚え、刑原料製造業者については、」を「覚え、刑原料製造業者については、」に改め、同條第三号

と、同号の前に次の二号を加える。

一 覚え、刑原料輸入業者については、医薬品製造業者、薬事法第二十二條第一項(輸入販売業の許可)の規定により医薬品の輸入販売業の許可を受けている者その他覚え、刑原料を輸入することを業としようとする者又は業務のため覚え、刑原料の輸入を必要とする者

二 覚え、刑原料輸出業者については、薬事法第五條第一項(薬局開設の許可)の規定により薬局開設の許可を受けている者(以下「薬局開設者」という。)、医薬品製造業者、同法第二十六條第一項(医薬品の一般販売業の許可)又は第二十八條第一項(薬種商販売業の許可)の規定により一般販売業又は薬種商販売業の許可を受けている者(以下この条において「医薬品販売業者」という。その他覚え、刑原料を輸出することを業としようとする者

第三十條の三第一項中「覚え、刑原料製造業者、」を「覚え、刑原料輸入業者、覚え、刑原料輸出業者、覚え、刑原料製造業者、」に、「覚え、刑原料製造業者については、」を「覚え、刑原料輸入業者、覚え、刑原料輸出業者又は覚え、刑原料製造業者については、」に改め、同條第二項中「覚え、刑原料製造業者」を「覚え、刑原料輸入業者、覚え、刑原料輸出業者、覚え、刑原料製造業者」に改める。

第三十條の四第一項中「覚え、刑原料製造業者が」を「覚え、刑原料輸入業者がその業務所における覚え、刑原料の輸入の業務を廃止したとき、覚え、刑原料輸出業者がその業務所における覚え、刑原料の輸出の業務を廃止したとき、覚え、刑原料製造業者が」に、「覚え、刑原料製造業者にあつては当該製造所を」を「覚え、刑原料輸入業者若しくは覚え、刑原料輸出業者又は覚え、刑原料製造業

者にあつては当該業務所又は製造所」に改め、同条第二項中「覚せい剤原料製造業者」を「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者」に改める。

第三十条の五前段中「覚せい剤原料製造業者」を「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者」に改め、同条後段中「覚せい剤原料製造業者」を「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料製造業者」に改め、「覚せい剤原料研究者」と、「の下に」に「第四項、第五項、第六項、第七項、第八項、第九項及び第十項、第十一項並びに第十二項第一項中製造所」とあるのは「業務所又は製造所」と、を、「第五項第一項中」の下に「当該製造業者」とあるのは「当該輸入業者、輸出業者又は製造業者」と、を加え、「第八項第一項」とあるのは「第三十条の三第一項」とを「第八項第一項指定の取消及び業務等の停止」若しくは「業務法第七十五条第一項（許可の取消し等）の規定」とあり、「第八項第一項の規定」とあるのは「第三十条の三第一項の規定」とに改める。

第三十条の六を次のように改める。

（輸入及び輸出の制限及び禁止）

第三十条の六 覚せい剤原料輸入業者が、厚生省令の定めるところにより厚生大臣の許可を受け、その業務のため覚せい剤原料を輸入する場合のほかは、何人も、覚せい剤原料を輸入してはならない。

2 覚せい剤原料輸出業者が、厚生省令の定めるところにより厚生大臣の許可を受けて、その業務のため覚せい剤原料を輸出する場合のほかは、何人も、覚せい剤原料を輸出してはならない。

い。第三十条の七中第十一号を第十三号とし、第七号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、同条第六号中「薬局」を「薬局、病院若しくは診療所」に改め、同号を同条第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 薬局開設者が医師、歯科医師又は獣医師の処方せんに基づき薬剤師が調剤した医薬品である覚せい剤原料及び当該調剤のために使用する医薬品である覚せい剤原料を所持する場合第三十条の七第五号を削り、同条第四号中「業務法第五項（薬局開設の許可）」の規定により薬局開設の許可を受けている者（以下「薬局開設者」という。）を、医薬品販売業者、を削り、同号を同条第六号とし、同条第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、同条第一号中「覚せい剤原料製造業者、覚せい剤原料製造業者又は医薬品製造業者」を「覚せい剤原料製造業者又は覚せい剤製造業者」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 覚せい剤原料輸入業者がその業務のため覚せい剤原料を所持する場合
二 覚せい剤原料輸出業者がその業務のため覚せい剤原料を所持する場合

第三十条の八第一号中「覚せい剤原料製造業者、覚せい剤製造業者又は医薬品製造業者」を「覚せい剤原料製造業者又は覚せい剤製造業者」に改める。第三十条の九第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第三十条の七第六号又は第七号に規定する者が、その業務のため、同条第一号又は第三号から第五号までに規定する者から医薬品である覚せい剤原料を譲り受ける場合

第三十条の九第三号中「薬局開設者」を「薬局開設者又は病院若しくは診療所の開設者」に改め、同条第四号中「第三十条の六（輸入及び輸出の制限及び禁止）」第一項各号に規定する者又は同条第二

項に規定する者が、同条に規定する「覚せい剤原料輸入業者又は覚せい剤原料輸出業者が、第三十条の六（輸入及び輸出の制限及び禁止）第一項又は第二項の規定による」に改める。

第三十条の十四第一項前段中「覚せい剤原料製造業者」を「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料製造業者」に改め、同項後段中「覚せい剤製造業者」を「覚せい剤製造業者であつた者」に、「覚せい剤原料製造業者」を「覚せい剤原料輸入業者であつた者、覚せい剤原料輸出業者であつた者、覚せい剤原料製造業者であつた者」に改め、「準用する第六号」と、「の下に」に「覚せい剤製造業者」とあるのは「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者」に改め、同条第二項中「第二十六号及び」を削り、「違法の覚せい剤の処分等」を「国庫に帰属した覚せい剤の処分」に改め、同条第三十条の十六とし、第五章の二中同条の次に次の一条を加える。

（帳簿）

第三十条の十七 第三十条の七（所持の禁止）第一号から第五号までに規定する者は、それぞれその業務所、製造所又は研究所ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記入しなければならない。

一 輸入し、輸出し、製造し、譲り渡し、譲り受け、又は業務若しくは研究のため使用した覚せい剤原料の品名及び数量並びにその年月日

二 第三十条の十四（事故の届出）の規定により届出をした覚せい剤原料の品名及び数量
前項に規定する者は、同項の帳簿を最終の記入をした日から二年間保存しなければならない。

第三十条の十三第一項各号列記以外の部分中「第五号」を「第七号」に、「三十日以内」に、その所有し、又は所持する覚せい剤原料について、譲渡、廃棄その他の必要な処分をしなければならない。

い。ただし、譲渡は、第三十条の七第一号から第四号までに規定する者への譲渡に限るを「十五日以内に、同条第一号から第三号までに規定する者にあつては当該覚せい剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に、その他の者にあつては当該覚せい剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事に当該事由が生じた際その者が所有し、又は所持していた覚せい剤原料の品名及び数量を報告しなければならない」に改め、同条第一号中「覚せい剤原料製造業者」を「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者」に改め、同条第二号中「医薬品製造業者、医薬品輸入販売業者又は医薬品販売業者がその業務」を「がその薬局」に改め、同条第四項中「第一項及び第二項」を「第二項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「第一項の規定」を「第二項又は第三項の規定」に、「同項又は前項」を「前三項に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「中譲渡及び処分に関する規定は、前項」を「譲渡は、第一項に、「同項」を「前三項」に、「譲渡」を「報告及び譲渡」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加え、同条第三十条の十五とする。

2 前項の場合において、当該報告をしなければならない者は、同項各号に掲げる事由が生じた日から三十日以内に、その所有し、又は所持する覚せい剤原料を第三十条の七第一号から第七号までに規定する者に譲り渡し、かつ、譲り渡した覚せい剤原料の品名及び数量並びに譲受人の氏名（法人にあつてはその名称）及び住所を、前項に規定する区分に従い都道府県知事を経て厚生大臣に又は都道府県知事に、報告しなければならない。

3 前項に規定する者が同項の期間内に当該覚せい剤原料を譲り渡すことができなかった場合には、その者は、すみやかに当該職員（の立会を求めその指示を受けて当該覚せい剤原料につき廃

昭和四十八年九月十七日 参議院會議録第三十四号 健康保険法等の一部を改正する法律案外五件

九四四

棄その他の処分をしなければならない。

第三十条の十二中「第五号まで」を「第七号まで」に、「及び第五号」を「第三号まで」に改め、同条を第三十条の十四とし、同条の前に次の一条を加える。

(廃棄)

第三十条の十三 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第七号までに規定する者は、その所有する覚せい剤原料を廃棄しようとするときは、当該覚せい剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事に届け出て当該職員の下に行なわなければならない。

第三十条の十一各号列記以外の部分中「第五号」を「第七号」に、「次条」を「第三十条の十四」に改め、同条第一号中「覚せい剤原料製造業者、覚せい剤製造業者又は医薬品製造業者」を「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者又は覚せい剤製造業者」に、「その製造所」を「その業務所若しくは製造所」に改め、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を削り、同条に次の一項を加え、同条を第三十条の十二とする。

2 前項の保管は、かぎをかけた場所において行なわなければならない。

第三十条の十第一号中「第一号から第三号」を「第三号から第五号」に改め、同条第二号中「第六号に規定する者が」を「第八号に規定する者が、その業務のため、」に改め、同条第三号中「薬局開設者」を「薬局開設者又は病院若しくは診療所の開設者」に改め、同条を第三十条の十一とし、同条の前に次の一条を加える。

(譲渡証及び譲受証)

第三十条の十 覚せい剤原料を譲り渡し、又は譲り受ける場合(前条第三号及び第四号の場合を除く)には、譲渡人は厚生省令で定める様式により作成した譲渡証に、譲受人は厚生省令で定める様式により作成した譲受証に、それぞれ必要な事項を記載し、かつ、印をおして相手方に

交付しなければならない。

2 前項の規定により譲渡証又は譲受証の交付を受けた者は、譲受け又は譲渡の日から二年間、これを保存しなければならない。

第三十一条中「第五号」を「第七号」に改める。

第三十二条第二項中「第三十条の十二」を「第三十条の十三」に、「第五号」を「第七号」に改める。

第三十三条第一項中「(指定失効の際に所有していた覚せい剤の処分)」の下に、「第三十条の十三(廃棄)、第三十条の十五第三項(指定失効の際に所有していた覚せい剤原料の処分)」を加え、同条第三項中「覚せい剤の処分」を「覚せい剤の処分若しくは第三十条の十三若しくは第三十条の十五第三項の指定による覚せい剤原料の処分」に改める。

第三十四条中「覚せい剤製造業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚せい剤製造業者又は覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者若しくは覚せい剤原料製造業者」に改める。

第三十八条第一項中「左の」を「次の」に、「当該各号に」を「当該各号の申請に対する審査に要する実費を勘案して政令で」に改め、「二千元」、「五百円」、「三百円」、「千円及び二百円」を削り、第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 覚せい剤原料輸入業者の指定の申請をする者

五 覚せい剤原料輸出業者の指定の申請をする者

第三十八条第二項中「第四号の」を「第四号から第六号までに掲げる者が納める」に、「第七号中覚せい剤製造業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証の再交付を申請する者の」を「第九号中覚せい剤原料製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証の再交付を申請する者が納める」に改める。

第四十一条第一項中「左の」を「次の」に、「五年以下の懲役又は十萬元以下の罰金」を「一年以上の

有期懲役」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、無期若しくは三年以上の懲役に処し、又は情状により無期若しくは三年以上の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第四十一条の五中「前四号」を「前五条」に改め、同条を第四十一条の六とし、第四十一条の二から第四十一条の四までを次のように改める。

第四十一条の二 次の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 第十四条第一項(所持の禁止)の規定に違反した者

二 第十七条第一項から第三項まで(譲渡及び譲受の制限及び禁止)の規定に違反した者

三 第十九条(使用の禁止)の規定に違反した者

四 第二十条第二項又は第三項(他人の診療以外の目的とする施用等の制限又は中毒の緩和若しくは治療のための施用等の制限)の規定に違反した者

五 第三十条の六(輸入及び輸出の制限及び禁止)の規定に違反した者

六 第三十条の八(製造の禁止)の規定に違反した者

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 第一項第二号から第六号まで及び前項(第一項第二号から第六号までに係る部分に限る。)の未遂罪は、罰する。

第四十一条の三 次の各号の一に該当する者は、七年以下の懲役に処する。

一 第二十条第一項(管理外覚せい剤の施用等の制限)の規定に違反した者

二 第二十条第五項(覚せい剤研究者について

の施用等の制限)の規定に違反した者

三 第三十条の七(所持の禁止)の規定に違反した者

四 第三十条の九(譲渡及び譲受の制限及び禁止)の規定に違反した者

五 第三十条の十一(使用の禁止)の規定に違反した者

2 営利の目的で前項第三号から第五号までの違反行為をした者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。

3 第一項第四号及び第五号並びに前項(第一項第四号及び第五号に係る部分に限る。)の未遂罪は、罰する。

第四十一条の四 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八条第一項(指定の取消及び業務等の停止)の規定による業務又は研究の停止の命令に違反した者

二 第十五条第三項(製造の制限)の規定に違反した者

三 第三十条の三第一項(指定の取消及び業務等の停止)の規定による業務又は研究の停止の命令に違反した者

2 前項第二号の未遂罪は、罰する。

第四十一条の五 第四十一条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項第五号若しくは第六号若しくは第二項(同条第一項第五号又は第六号に係る部分に限る。)の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役に処する。

第四十一条の六 次の二条を加える。

第四十一条の七 情を知つて、第四十一条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項第五号若しくは第六号若しくは第二項(同条第一項第五号又は第六号に係る部分に限る。)の違反行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、機械又は器具を提供した者は、五年以下の懲役

に処する。

第四十一条の八 第十七条又は第三十条の九（譲渡及び譲受の制限及び禁止）の規定により禁止される寛せい剤又は寛せい剤原料の譲渡と譲受けとの周旋をした者は、三年以下の懲役に処する。

第四十二條第一項中「左の」を「次の」に、「又は三万円以下の罰金に処する」を「若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改め、同項第十号中又は「を」を「若しくは」に、「の規定に違反した者」を「の規定又は同条第三項に関する第三十六條第二項（國又は地方公共団体の開設する覺せい劑施用機關における処分の義務者の變更）の規定に違反した者に改め、同項第十七号中「第三十條の十三第一項（指定の失効等の場合の措置義務）」を「第三十條の十五第三項（指定失効等の際に所有し又は所持していた覺せい劑原料の廃棄その他の処分）」に、「同條第二項」を「同條第四項」に、「指定の失効の場合の措置義務」を「死亡又は解散の場合における処分義務の転移」に改め、同号を同項第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

第二十一 第三十条の十七第一項（帳簿の備付け及び記入）の規定による帳簿の備付けをせず、又は帳簿の記入をせず、若しくは虚偽の記入をした者

第四十二条第一項第十六号中「第三十条の十二」を、第三十条の十四に改め、同号を同項第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 第三十条の十五第一項（指定失効等の際に所有し又は所持していた覚せい剤原料の品名及び数量の報告）若しくは第二項（指定失効等の際に所有し又は所持していた覚せい剤原料の譲渡及びその報告）又は同条第四項において準用する第二十四条第四項（死亡又は解散の場合における報告義務の転移）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十二条第一項第十五号中「第三十条の十一」

を「第三十条の十二」に改め、同号を同項第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 第三十条の十三（廃棄）の規定に違反した者

第四十二条第一項第十四号の次に次の一号を加える。

十五 第三十条の十第二項（譲渡証及び譲受証の交付）の規定に違反して譲渡証若しくは譲受証を交付せず、又はこれに虚偽の記載をした者

第四十二条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第四十二条の二 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 第九條（業務の廃止等の届出）又は同条第二項に關する第三十六條第一項（国又は地方公共団体の開設する覺せい剤施用機關における届出等の義務者の変更）の規定に違反した者
- 二 第十八條第二項（譲渡証及び譲受証の保存）の規定に違反した者
- 三 第二十八條第二項（帳簿の保存）の規定に違反した者

四 第三十条の四（業務の廃止等の届出）の規定に違反した者

五 第三十条の十第二項（譲渡証及び譲受証の保存）の規定に違反した者

六 第三十条の十七第二項（帳簿の保存）の規定に違反した者

七 第三十一条（報告の徴収）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第三十二條第一項又は第二項（立入検査、収去及び質問）の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十三条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「三万円」に改め、第一号を削り、同条第二号中「第三十六条第一項」の下に「(国又は地方公共団体

の開設する覺せい劑施用機關における届出等の義務者の變更」を加え、同号を同条第一号とし、同条中第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号及び第八号を削り、第九号を第五号とし、第十号を第六号とし、第十一号を第七号とし、第十二号及び第十三号を削る。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

第四十五條中「第四十一條から第四十一條の四まで及び第四十二條」を「第四十一條第二項若しくは第三項、第四十一條の二第二項若しくは第三項、第四十一條の三第二項若しくは第三項、第四

十一條の四、第四十二條又は第四十二條の二に改める。

(製造業の許可)又は第二十二條第一項(輸入販売業の許可)の規定により医薬品の製造業又は輸入販売業の許可を受けている者が、その業務のため、製造し、又は輸入した医薬品であつて、を削り、「五〇%」を「一〇%」に改め、同表第三号ただし書中「薬事法第十二條第一項又は第二十二條第一項の規定により医薬品の製造業又は輸入販売業の許可を受けている者が、その業務のため、製造し、又は輸入した医薬品であつて、を削り、「五〇%」を「一〇%」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際、現に、覚せい剤原料を

製造することを業とし、若しくは業務のため覺せい剤原料を製造している者又は覺せい剤原料を譲り渡すことを業とし、若しくは業務のため覺せい剤原料を使用している者（改正前の覺せい剤取締法（以下「旧法」という。）の規定により当該行為をすることができた者に限る。）であつ

て、この法律の施行後においては、改正後の覚せい剤取締法（以下「新法」という。）第三十条の二に規定する指定を受けた後でなければ当該行為をすることができないものについては、この法律の施行の日から三十日間は、それぞれ、同条の規定による覚せい剤原料製造業者又は覚せい剤原料取扱者の指定を受けた者とみなして、新法の規定を適用する。その者がその期間内に当該指定の申請をしている場合において、その期間を経過したときは、その申請について指定をするかどうかの処分があるまでの間も、同様とする。

3 前項の規定により覺せい剤原料製造業者又は覺せい剤原料取扱者の指定を受けた者とみなされた者（同項前段の期間内に覺せい剤原料製造業者又は覺せい剤原料取扱者の指定の申請をしている者であつて当該指定を受けたものを除く。）については、同項前段の期間が経過した場合（同項後段の場合において、当該期間が経過した後、当該申請に対する拒否の処分があつたときは、その処分があつた場合）に新法第三十条の十五第一項第一号に規定する事由が生じたものとみなし、同条の規定（これに係る罰則の規定を含む。）を適用する。

4 この法律の施行の際、現に、旧法第三十条の六第一項第一号又は第二号に規定する覚せい剤原料の輸入の許可を受けている者は、当該許可に係る覚せい剤原料の輸入、所持、譲渡又は譲受けについては、当該輸入の日から六十日間、新法第三十条の六第一項の規定により覚せい剤原料の輸入の許可を受けた覚せい剤原料輸入業者とみなして、新法の規定を適用する。

5 この法律の施行の際、現に、旧法第三十条の六第二項に規定する覚せい剤原料の輸出の許可を受けている者は、当該許可に係る覚せい剤原料の輸出、所持、譲渡又は譲受けについては、この法律の施行の日から三十日間は、新法第三十条の六第二項に規定する許可を受けた覚せい

剂原料輸出業者とみなして、新法の規定を適用する。

6 新法第三十条の十五の規定は、この法律の施行の日以後に同条第一項各号に掲げる事由に該当する者について適用し、同日前に旧法第三十条の十三第一項各号に掲げる事由に該当した者については、同条の規定の例による。

7 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により旧法第三十条の十三の規定の例によることとされるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

8 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第四十八号中「覚せい剤製造業者」の下に、「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者」を加える。

〔大橋和孝君登壇、拍手〕

○大橋和孝君 ただいま議題となりました六法律案につきまして、委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

健康保険法等の一部を改正する法律案は、健康保険、船員保険、国民健康保険等の改正を含んでおります。

まず、健康保険については、第一に、医療給付の改善として、家族療養費の給付率を五割から六

割に、さらに四十九年十月からは七割に引き上げるとともに、高額な医療については、一定限度を越える自己負担額を保険から給付すること。

第二に、現金給付の改善として、本人分べん費の最低保障額と配偶者分べん費を四万円に、家族埋葬料の額を二万円に引き上げること。

第三に、標準報酬の区分を二万円から二十万円までの三十五等級に改定すること。

第四に、保険料について、政府管掌健康保険の料率を七割から七・三割に改定し、あわせて従前からの定額国庫補助を定率制に改め、保険給付費の一〇割を補助すること。

第五は、いわゆる弾力調整措置であります。すなわち、政府管掌健康保険の保険料率について、給付の改善と診療費の改定が行なわれる場合に限り、厚生大臣が社会保険審議会の議を経た上、八割を上限として調整できる規定を設け、同時に、この措置によって保険料率が引き上げられた場合は、国庫補助の率を保険料一・一割について〇・六割ずつ増加すること。

第六に、健康保険組合について、保険料率の調整上限を九割とし、被保険者の負担料率の限度を四割に改定することを内容としております。

次に、船員保険は、その疾病部門について健康保険に準ずる改正を行なうことといたします。また、国民健康保険については、健康保険に準じた高額療養費の支給制度を新設いたします。なお、衆議院修正によって、政府原案にありま

した特別保険料を徴収する条項は削除されてまいりました。

委員会におきましては、慎重審議を続けて、十四日、質疑を終了いたしましたところ、自民党から修正案が提出されました。

その要旨は、第一、家族療養費の給付率を七割とする実施期日を四十八年十月一日からとすること。第二に、本人分べん費の最低保障額及び配偶者分べん費を六万円に引き上げること。第三、本人埋葬料の最低保障額及び家族埋葬料を三万円に引き上げること。第四、弾力調整措置によって保険料が引き上げられる場合に、国庫補助が増加される割合を、原案より〇・二割引き上げて〇・八割とすること。第五、保険料率を原案より〇・一割引き下げて七・二割とすることなどでありました。

次いで討論に入りましたところ、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党はいずれも修正案及び原案ともに反対、自由民主党は修正案及び修正部分を除く原案に賛成の意見が述べられました。

採決の結果、多数をもって原案を修正議決すべきものと決しました。

なお、医療制度の抜本的対策の樹立、政府管掌健康保険の運営に対する助成措置の強化、合理的な診療報酬、調剤報酬体系の確立、保健予防体制の確立、薬価調査のあり方及び薬価基準の算定方式の抜本的な検討、国民健康保険組合に対する助成、船員保険(疾病部門)に対する国庫補助の増額

等と内容とする附帯決議を全会一致をもって付することに決しました。

次に、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案は、厚生年金と船員保険の改正のほか、国民年金の改正を含みます。

まず、厚生年金及び船員保険にあつては、第一に、改正後新たに受給する標準的な老齢年金の水準について、最近の被保険者の平均標準報酬の六〇割に相当する額にまで引き上げる目途として、基本年金額の定額部分を大幅に引き上げるとともに、配偶者の加給年金額を引き上げます。また、従前の受給者については、その比例報酬部分の算出基礎となる四十六年以前の標準報酬を最近の水準をもとに再評価することとしております。その他障害年金、遺族年金の最低保障額の引き上げ、在職者に対する老齢年金の支給範囲の拡大をいたします。

第二に、スライド条項を新設して、年度平均の消費者物価指数が五割をこえて変動した場合に、年金額を自動的に改定することとしております。

第三に、標準報酬を賃金の実態に即して改定するとともに、保険料率を男子については千分の十二、女子については千分の十引き上げることとしたしております。

次に国民年金にあつては、第一に、拠出年金に

つては、二十五年加入の場合の年金額を、附加年金を含めて、厚生年金の標準的な年金額に見合う水準にするとともに、現に支給されている十年年金の額を四十九年一月から月額一万二千五百円に、五十年から支給が開始される五年年金の月額を八千円に引き上げることとし、その他、附加年金の額の引き上げ、障害年金の最低保障額、母子年金等の額の改善を行なうこととするほか、厚生年金に準じて物価の変動に見合う年金額の自動的改定の制度を導入いたします。他方、保険料を月額九百円に引き上げて、五十年一月以後も段階的に引き上げを行なうこととしております。

第二に、福祉年金については、老齢福祉年金を月額五千円に引き上げるほか、障害福祉年金を月額七千五百円に、母子福祉、準母子福祉年金を六千五百円に引き上げることとしております。

なお、衆議院において、六十七歳から六十九歳までの老人に対し、月額三千五百円の老齢特別給付金を支給する制度が新設され、また、障害等級が二級に該当する場合にも、障害福祉年金月額五千円を支給する制度が新たに設けられたほか、年金給付を担保に供する道を開くこととしております。

委員会においては、慎重審議の結果、老齢特別給付金の月額を四千円に増額すること等の修正を行なうこととし、多数をもって原案を修正議決すべきものと決しました。

なお、年金の財政方式に対する検討、財政再計算期の繰り上げ、各年金についての一その改善、積み立て金の管理運用の改善、厚生年金基金制度の合理的改善、二級障害者に対する障害福祉年金の支給を昭和四十九年一月を目途とすること等を内容とする附帯決議を全会一致をもって付することに決しました。

次に、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案は、療養給付と傷病手当金の給付期間を延長し、傷病手当金、出産手当金、埋葬料及び分べん費の給付額を引き上げるとともに、保険料日額を改定することを内容とするものであります。

委員会におきましては、十四日、質疑を終了しましたところ、施行期日を昭和四十八年十月一日に改める修正案が提出され、採決の結果、全会一致をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、健康保険の給付水準にまで引き上げ、財

政状況の推移による国庫負担の検討等を内容とする附帯決議を全会一致をもって付することに決しました。

次に、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案は、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の額を増額するとともに、他の公的年金との併給について制限の緩和措置を講ずることを内容とするものであります。

委員会におきましては、十四日、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の増額、所得制限の緩和を内容とする附帯決議を全会一致をもって付することに決しました。

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律案は、各種の化学物質が繊維製品等の家庭用品に使われるようになり、これら家庭用品の使用に伴う健康被害が発生しつつある事態に対処するため、家庭用品に使用される有害物質の含有量について必要な基準を定め、その基準に適合しない家庭用品の販売を禁止し、必要な場合はすでに販売されたものを回収できる措置を講ずることを内容とするものであります。

とするものであります。

覚せい剤取締法の一部を改正する法律案は、最近における覚せい剤犯罪の増加と悪質化にかんがみ、覚せい剤そのものに対する現行の規制に加えて、覚せい剤の原料に対しても規制を加えることとするほか、覚せい剤犯罪に対する罰則を麻薬取締法並みに引き上げることとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、二法案とも、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 健康保険法等の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。須原昭二君。

〔須原昭二君登壇、拍手〕

○須原昭二君 私は、日本社会党を代表いたし、ただいま大橋社会労働常任委員長より報告がありました政府提出の健康保険法等の一部を改正する法律案並びに自民党提出の同修正案に対し、強く反対の意思を明らかにするとともに、その討論を行わんとするものであります。

願ひますと、昭和三十年以来、わが国の高度

経済成長は国民の健康にどのような変化をもたらしてきたか。すでに政府統計によって明らかになり、過去十五年間で、たとえば大気汚染の拡大が引き金となつていられる呼吸器系の疾患、あるいはまた、過密都市の息詰まるような生活環境、職場の急激な変化による劣悪な労働条件などがおもな誘因と思われる精神障害は、その発生率においてほぼ四倍になつていたのであります。

さらに驚くべきことには、心身障害など先天性異常の発生率が何と五倍近くにふえていることは、すでに最近の若い夫婦の間で深刻に取りざたされているのであります。このような事態は、畜産における牛や豚、漁業におけるところの近海魚などの間で奇形が多発している傾向と決して無縁であるはずはございません。

これらの因果関係には、いまだ十分な説明が得られないとしても、企業による有害物質のたれ流し、農村労働力の不足を補う農業や人工肥料の大量使用、規制の手ぬるい食品添加物や人工着色料の乱用、さらに売薬医療とまで酷評される薬剤依存の医療のもとで、薬の大量投与、過剰投与などに見られるように、収益をあげるためには自然の環境や人間の健康に与える影響など、全く配慮す

るいとまを与えない現在の産業中心のメカニズムそのものが、最大の原因であると考えないわけにはまいりません。まさに生存の危機ここにありと言わざるを得ないのであります。

いま私たちは、かりに家族の中に一人の病人が出たと仮定いたしますときに、それがだれであらうと、看護が必要とあらば仕事を休んでもそれ当たり、金がなければ借金をしてでも、家財を投げ売つてでも、愛する肉親の命を取りとめ、かつ、その健康回復にすべてをかけて期待をするのであります。一つの家も、一つの国でも同じことではあります。はたして、わが国の政治の中に、国民の命と健康を、他のすべての政策に優先させていくという哲学がどこにあるでございましょう。はたして、その原則が確立しているといえるでございましょうか。

今日の政府が、この原則を打ち立てるために直ちに行動すべきことは、まず第一に、国民の健康阻害の要因を科学的に突きとめることとあります。第二には、突きとめた健康阻害の要因を取り除くとともに、すでに健康を害している者に、有効適切な医療を保障し、かつ、国民の健康水準を全体的に引き上げるためのマスタープランを策定

し、これを実行に移すこととあります。第三に、国民の健康保全の見地から、あらゆる企業活動や行政を民主的にチェックする機構をつくることとあります。そして第四には、これらのために必要な財政支出を、いわば借金をしてでも、家財を投げ売つてでも断行するという、き然とした態度が不可欠と考えるのであります。

かかる観点に立ちますと、このたびの政府提案及び自民党修正案をあらためて吟味いたしますと、その決定的な欠陥が浮き彫りにされてくるのであります。

すなわち、それは一つには、国の財政支出を極力節約しようとするあまり、保険料率の引き上げさえ行政権限で行なおうとする弾力条項の採用、このことは、負担先行、給付あと追い型のモデルというべき恥知らずの政策であり、第二には、医療機関と製薬企業とが、薬剤の大量使用を手だてとして利益を追求し得る構造こそが健保財政を破綻させている元凶であるにもかかわらず、これにメスをふるうことなく、いたずらに収入の面のみに追求することは、あたかもザルに水を注ぐがごときものであつて、健保財政の赤字解消につながらないどころか、患者の健康と各種医療担当者の技

術とを全く無視した政策といわなければならないのであります。

わが党は今国会で、このような政府の施策の重大な欠陥を余すところなく指摘してまいりましたが、実はこのような問題は、政府もまたつとに認めているところであります。たとえば、昭和四十二年の健保特例法の審議に際して、当時の佐藤総理は、健保制度の抜本改正を公約し、自來毎国会、歴代の総理大臣並びに厚生大臣が、医療供給体制の改革まで含めた総合的抜本的改正案の立案を約束してまいつたのであります。

このような経過を顧みますと、政府は昭和四十二年以来、実に七年間という長きにわたつて、公約を履行しないまま、保険あつて医療なしと呼ばれる状態に国民を置き去りにしてきたのであります。国民と国会を、かくも愚弄した政府の態度は断じて許すわけにはまいらないのであります。この間、わが党は、政府の怠慢に憤つて、ただ単なる批判ばかりを重ねてきたわけではございません。昨年の通常国会以来、医療保障基本法案をはじめ、医療法改正案など、公明、民社両党の賛同を得て提案し、いわゆる総合的、抜本的改革の具体的内容を、医療の社会化の方向において差し

示したことはすでに御案内のとおりであります。

片や政府は、昭和四十九年度を初年度とする社会保障長期計画を立案すると言明し、このため厚生大臣の諮問機関として社会保障懇談会を発足させ、また、ごく最近に至っては、自治体病院研究会なるものを設けました。私は、これらの政府の努力が、見せかけだけのものに終わったり、あるいはまた、実効ある政策立案を回避するための隠れみになったりすることを、断じて避けなければならぬと考えるものであります。

このため、政府に対しては、わが党が示した改革案を十分に尊重しつつ、実効ある計画案を促進することを強く要望するとともに、この際、この機会を通じて、各党に対して、本院に、仮称医療問題懇談会を発足させることを提案いたしたいと存じます。

この懇談会は、国民に広く公開された運営をしつつ、医療の総合的抜本的改革をめぐる国民のコンセンサスを求めることによって政府施策のおくれを取り戻し、その促進をはかることを主たる任務としたものであります。

環境と健康の破壊が著しく深刻化している今日、本院が国民医療の問題に専門的に取り組むこと

との意義は、すでに御理解がいただけたものと深く信じ、ぜひ御賛同を賜わりたいと存ずるものであります。

最後に、いま、三年越しの健保改正案がたとえ成立いたしたとしても、このままでは遠からず、わずかに三年を出ずして、必ず健保財政の赤字問題は再び燃え上がることであります。そして引き続き、三時間待つて三分診療はあとを断たないであります。ただ、救われないのは国民、被保険者であることをここに厳肅に予言をいたし、ひたすら政府、自民党の激しい反省、猛省を促しながら、私の反対討論を終わるものであります。

(拍手)

○議長(河野謙三君) 丸茂重貞君。

〔丸茂重貞君登壇、拍手〕

○丸茂重貞君 私は、ただいま議題となっております健康保険法等の一部改正案につきまして、自由民主党を代表いたしまして賛成の討論を行なうものであります。

いまだ申し上げるまでもなく、今回の改正案は、政府原案が、衆議院におきまして、政府管掌の被保険者、家族に対しまして一そう有利な一部

修正がなされまして、送付されたものでございます。したがって、このころから国民の多数は、ぜひとも本案は成立させてほしいという熱望がわき上がっておりますことは、皆さますでに御承知のとおりであります。(拍手)

特に、豊かな財源をもってほとんどの家族の十割給付を行なっておりますところの組合管掌健康保険あるいは各種共済組合健康保険の被保険者、家族に比べまして、恵まれなかった中小零細企業の従業員で構成されております政管健保の被保険者、家族に対しましては、今回の改正は、私は一大福音となることを確信しておりますのであります。これらの人たちにとりましては、衆議院送付の法案ですらたいへん歓迎されておるところでありますのに、参議院におきましては、さらに与野党が熱心に審議し、立場、主張の違いはありまして、究極的には、恵まれない中小企業の被保険者、家族のためということを含いことばにいたしまして、謙虚に意見の交換を密に行なった結果、七割給付を四十八年十月一日よりとし、あるいはまた弾力条項については、国庫負担の連動調整率をさらに〇・二%ふやしまして〇・八にす

る。また分統費は、四万円から大幅にさらに六万円に引き上げます。埋葬料につきましても、二万円を三万円にいたします。また、被保険者の負担能力にさらに思いをいたしまして、原案の保険料率よりも千分の一を減額いたしましたものであります。特に、私は、病人をかかえておりますところの政管健保等の家族にとりましては、おそらく今回の改正は、心の中で泣いて感謝をしている思いであらうと信ずるものであります。(拍手)

もともと国民の福祉増進を目的とする本法案のよりなものは、本来、与野党の対決というパターンで処理すべきものではないと考えております。したがって、この結論に達しますまでに、各方面の血のじむような御努力があった次第でありまして、とりわけ、修正による財政負担の増高に対しまして、粒々苦心の結果、最終的に協力された政府、特に終始あたたい御配慮を加えられた厚生大臣以下厚生省当局には深甚の謝意を表するものであります。(拍手)

また、当初の既定方針にもかかわらず、常に真剣に、被保険者、家族のためということで、大局的にわが党が提案いたしました修正案に対しまして深い御理解を示された野党各党にも、心から謝意を表する次第であります。私はここに、ほんと

うの参議院の良識とはいかなるものかということ
を今回内外に示したものの自負を痛感をするも
のであります。(拍手)

おそらく、重病人をかかえ、悪戦苦闘されてお
ります家庭は、三万円以上の医療費の重圧から
免れて、どんなに感謝しておられるか、はかり知
れないものがあると思います。また、臨月を間近
に控えた新婚夫婦にとりましては、六万円の手当
がどんなにお産を勇気づけるか、考えれば考える
ほど、私自身ほんとうにほのぼのとした気持ちに
なるのであります。実は、先日ある人が、私の家
内も妊娠中で、どんなにこの法案の通過を待つて
いたかわからなかったのでありますが、残念なが
ら先月生まれてしまって、みすみす四万円損をし
てしまいました、できるなら押えつけてでも待た
せたかったと、ユーモアまじりにこの話をされた
ときには、思わず私も笑ってしまったのですが、
まことにいともなごとも思ふのでありまし
て、全国にはこのような例がたくさんあるのでは
ないかと思つておる次第であります。

家族給付が七割になりますならば、今後はすい
ぶん医療費負担が軽減されまして、早期受診が励
行されて、疾病の治癒率が一段とよくなること

考えられるのであります。どこから見ましても、
被保険者、家族にとりまして、このようによいこ
とづくめの法律でありますので、たとえ保険料の
千分の二の負担増はありましても、それを上回り
ますところの国庫負担、給付の改善等がありま
すので、本案は画期的なものと言るのでありま
す。

私は、この意味におきまして、政管健保等の被
保険者、家族の方々の気持ちになり、再び関係各
方面に深甚の感謝の意を表しつつ、賛成討論を終
わらしていただきます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 柏原ヤス君。

〔柏原ヤス君登壇、拍手〕

○柏原ヤス君 私は、公明党を代表いたしまし
て、ただいま議題となりました健康保険法等の一
部を改正する法律案並びに同修正案に対し、反対
の意見を表明するものであります。

反対の第一の理由は、政府の医療に対する姿勢
が、国民の生命と健康を守ることよりも保険財政
の赤字対策を優先させているという点でありま
す。

国民は、いつ、どこでも、だれもが、容易に、医療

の恩恵に浴することを心から願つております。そ
れに反して、現状は、医療行政の無策と貧困の結果
が至るところにあらわれております。看護婦不足
で、せつかく建てられた病院が満員に活用されて
いなかったり、入院に際して、差額ベッド料や付
添看護料があるため入院できなかったり、辺地の
公立病院や良心的な診療所が、経営困難のため閉
鎖の危機にあつて一方、いまだに多数の無医
地区が存在しております。無医地区は過疎地帯だ
けかと思えば、夜間、休日には都会においても同
じであり、救急医療体制が不備なために、助かる
命も助からず、目をおおはかりの現状でありま
す。

健保改正が国会の議題になっているときはもち
ろん、絶えず、私たち公明党は、より根本的な制
度の欠陥は正こそ緊急の課題であると、数多くの
提案をしてきたのであります。たとえば、社会保
障の長期計画を策定すべきこと、その中でも、特
に医療保険制度については、まづ先に長期的な抜
本対策を立てるべきことを提案し、あるいは診療
報酬体系の是正、医療制度の確立、医療従事者対
策の充実などを取り上げてきました。また、最
近、医療のミスや薬の害により、健康をおかされ

ている例も数多く発生しております。さらに、原
因不明の難病や、治療方法もない公害病も、交通
災害や職場の災害とともに切実な問題として、国
民の身近に迫つてきております。このように、医
療に関する山積した諸問題に対して、政府は責任
と熱意を持つて取り組まなければならないのに、
それを避けて通ろうとするひきょうな、無慈悲な
態度は、国民の命と健康をないがしろにするもの
として、生命尊重を第一とする公明党としては、
断じて許すことはできません。したがって、憲法
第二十五条に保障された生存権に即した医療保障
あるいは健康保障を前提とした健保の改正でなけ
れば、本末転倒であり、これに賛成できないので
あります。

反対の第二の理由は、医療の原則は平等である
べきなのに、この法案は、格差を縮小する一面は
あるが、これを固定化するおそれがあるというこ
とであります。

この政管健保の加入者は、中小零細企業に働く
人たちであり、大企業に働く人たちに比べて、平
均給与額で二〇％は低く、労働条件や職場の環境
にも恵まれず、その上、中高年齢者が多い実情で
あります。今回の改正案は、この社会的弱者の立

場にある人たちに、政府はむしろどの保険よりも援助してこそ当然であると言えるのに、それを、相互扶助と受益者負担の原理を強調し、前時代的な保険主義を貫こうとしているのであります。つまり、国庫補助率を一〇%にとどめ、保険料率を上げることによって財政立て直しをはかっているのであります。このように相互扶助と受益者負担を主張するのであるならば、政管健保内での操作よりも、八つに大別されている各種保険の格差是正をこそ行なうのが先決であります。また、その格差是正のために国庫補助を行なっているとするならば、それにふさわしい二〇%前後の定率補助をするのが、医療を平等に受けられるようにする政府の責任として当然ではないでしょうか。それを

行なわずして、中小零細企業に働く人たちにのみ〇・二%の保険料値上げを決定づけ、その四倍以上の料率引き上げを弾力調整で可能にしたことは、他の各種保険との格差をさらに大きくするものとしてとうてい賛成できないのであります。しかも、この弾力調整には絶対反対です。今回に限らず、いままでの国会では、〇・二%とか〇・三%の保険料率を引き上げることと審議をしてきました。それを〇・八%の範囲という大幅な料率

の改定が、国会にかけずに、一厚生大臣の行政権によってできることは、国会審議軽視もはなはだしいものと言わざるを得ません。

反対の第三の理由は、保険財政の健全化をはかるとしながらも、それを裏づけるものは何一つとしてないということでありま。

健全財政にするという改正の趣旨であります。が、財政の安定というのは、収入面の措置とあわせて支出面の対策があつて初めて成立するわけでありま。ところが、今回の改正案は、ただ単に保険財政における総支出と総収入のつじつまを合わせる算術以外の何ものでもありません。これでは社会保障制度審議会の指摘を待つまでもなく、一兩年のうちに均衡を失うことは明らかであります。診療報酬改定が大幅に行なわれた場合には、弾力調整を〇・八%全部使っても赤字は吸収できないと言われているのです。過去十数年にわたる健保財政の構造的欠陥を放置し、赤字になる根本問題を解消せずして、場当たり的な収支計算の本案、しかも、中小、零細企業に働く人たちの負担がふえたというデメリットだけが残る今回の改正案であるということを主張して反対いたします。

反対の第四の理由は、国民の健康管理、予防等に対して配慮がきわめて不十分であります。

近年、疾病の構造が著しく変化し、死亡順位を見ると、結核とか肺炎、気管支炎といった炎症性の病気が上位であったのが、脳卒中、ガン、心臓病といういわゆる成人病に変わっています。その成人病に加えて、難病、公害病、職業病等、これらの現代病はすべて長期療養を必要とし、しかも治療のために非常に医療費が多くなります。この成人病は、早期発見、早期治療が最も重要なこと

とき、今日までなぜこのような低い状態に据え置かれていたかを十分に反省するとともに、今後、より一そう充実、改善を要求するものであります。

以上、政府の医療に対する基本姿勢の誤り、医療行政の無策ぶり、さらに予防給付に対する無認識をあげ、医療全体にわたる抜本改正に着手することが急務であることを強く要求し、健全財政をはかるとしながらも、その保証のない今回の改正案に対して、大局的な立場から反対の意を表明して討論を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) 中沢伊登子君。

〔中沢伊登子君登壇、拍手〕

○中沢伊登子君 私は、民社党を代表して、ただいま議題となつております健康保険法等の一部を改正する法律案及び修正案に対し、反対の討論を行ないます。

最後に、給付の改善についてであります。家族給付の七割実施、分べん費、埋葬料の改定、高額療養費の新設等、一歩前進として、これらはそれなりに評価したいと思ひます。しかし、家族給付の場合、病氣にかかりやすい子供や老人こそむしろ十割給付にすべきであると考へました

御承知のとおり、わが党は、立党以来一筋に福祉国家建設を目ざしてまいりました。政府におきましても、ようやく最近、人間尊重、福祉優先を目ざし、ことしは福祉元年だと宣伝をしてまいりました。そもそも福祉国家の第一の要件は、国民

昭和四十八年九月十七日 参議院会議録第三十四号 健康保険法等の一部を改正する法律案外五件

九五二

の生命と健康でございます。今日、その国民の健康と生命はきわめて憂慮すべき環境のもとにありながら、これを保障すべき医療供給体制が危機に直面をいたしております。

わが党は、今日まで健康保険制度の改正については、まず医療制度の抜本的な改革を先行すべきだと強く主張してまいりました。これに対して政府は、数度にわたって医療制度の抜本改正案の提出を公約しながら、いまだにその公約を実現しておりません。これは、まさしく国民の福祉を無視した政府の無策と怠慢の結果であると断ぜざるを得ないのであります。このため、わが国の医療制度は、国民にひとしく、いつでも、どこでも、最新の医学進歩に即応した医療を保障するという本来の使命を果たし得ないほど荒廃し切っているのであります。たとえば、国民皆保険下にありながら、医療サービスから全く見放されている国民が全国三千カ所に約八十八万人もおります。他方、都市部では、いまなお、三時間待って三分診療という状況下にあります。医師、看護師をはじめとする医療担当者の極度の不足が一段と深刻になっておるのであります。数年前から、社会労働委員会においても、各党ござってこの問

題については常に論議をし、政府を督促し、要望してきたにもかかわらず、依然として解決を見ないばかりか、さらに深刻の度を増しております。こうした医療担当者の不足は、病人にとって生死にかかわる重要な問題であるだけではありません。看護婦不足から、公的医療機関でさえ多数のあきベッドがある現状で、入院したくても入院のできない病人もおります。さらに、救急医療、休日、夜間医療はほとんど機能していないと言っても過言ではない実態にある今日、健康体の者にとっても、交通事故をはじめとして、いつ、いかなる事故や急病に遭遇しないものでもありません。考えてみればきわめて深刻な社会問題でございます。にもかかわらず、政府は、医療制度の抜本的改革に勇断をふるうこともせず、国民の切実な要求に背を向け続けています。私は、このような政府の無責任な姿勢を容認できないのであります。

次いで、今回の改正法案の具体的な内容について反対の理由を申し上げます。

その第一は、若干の給付改善がかなえられた部分についても、修正点についても、その施策が十分だということでありまして、

政府は、今回の改正案には、かつてない改善策を盛り込んだと宣伝しています。確かに、家族給付率の七割実施、分べん費、家族埋葬料の大幅引き上げ、高額医療費の健保給付等の改善策が盛り込まれました。しかし、これはわが党をはじめとし、野党各党の激しい追及と国民的要求があったからこそであります。さらに、医療保障の理念からすれば、本人と家族を差別すべきではなく、当然、家族の十割給付を実施すべきであります。すし、分べん費についても全額健保から給付すべきであります。また、家族の高額医療費についても、月三万円以上は保険から給付することとしておりますが、高額医療を要する疾病の多くは、本来長期の治療を要する疾病であり、一般勤労者の家庭の経済実態から考えますと、毎月三万円の負担がきわめて過重となることは明白な事実であります。政府が真に高額医療費負担であえいでいる国民のための施策を講じようとする姿勢があるならば、三カ月経過後はさらにこれを軽減、免除する等の積極的措置を講ずべきであります。同時に、今日の課題として大きな問題とされている差額ベッド、付添看護制度の改善をはからなければ、せっかくの高額医療制度も十分な機能を果た

し得ないと言っても過言ではありません。大多数の入院患者は差額ベッド、付添看護料の高額負担に苦悩しているのでございます。しかるに差額ベッド等の調査について、昭和四十三年度の資料しか持ち合わせがないと伺っては、あ然たるを得ないのであります。早急に差額ベッド料の改善をはかり、付添看護料を保険適用にすべきです。すなわち、今回の措置は、国が当然果たすべき責務をおくればせながら部分的に遂行せんとするにすぎず、多くの改善すべき問題を残しているのです。

その第二は、国庫負担を低く抑えて、逆に国民負担の増大をねらっていることでもあります。

今回の改正案では、従来の定額補助制度を改め、保険給付に要する費用の一〇％を国庫補助とする定率制に踏み切っておりますが、わが国の医療保険制度を真に社会保障の実態に沿った制度に組み直すためには、少なくとも二〇％の定率とすべきであります。かかる観点に立つてわが党は、今国会を通じて二〇％の国庫補助を実現し、国民負担となる保険料の引き上げ、特別保険料及び弾力条項の削除をはかるべきだと強く主張したのであります。しかるに政府は、特別保険料の削除、

反対の第一の理由は、いまでさえ多額の保険料

さらに、保険料の負担割合を見てまいりますと、国際的には、フランスやイタリアでは労働者の負担が軽減されておりますし、日本国内におき

そもそも、家族給付率の引き上げや保険料率の変更というのは法律事項であり、保険財政を含めて国会で十分審議をするべきものであるにもかかわらず、保険料率の決定を政府の一方的権限にしていくことは明らかに国会の審議権を侵害するものであります。組合健康保険、共済組合などの弾力

いるアメリカのキーパー委員会などの例があるのであります。しかるに自民党政府は、自由経済だから介入はできないとの理由を口実にいたし

昭和四十八年九月十七日 参議院会議録第三十四号 健康保険法等の一部を改正する法律案外五件

まして、大企業の原価や不当な利潤にメスを入れることを拒否しているのです。製薬大企業の独占利潤を放置し、赤字だからといって保険料を引き上げるとは、まさに政府の国民不在、大資本優先の姿勢を端的に示すものであります。

(拍手)

以上が本改正案に反対するおもな理由であります。

なお、本改正案には、国民の強い要求に押されて、家族給付は、七〇%の実施時期を本年十月実施への繰り上げ、分べん費、埋葬料の引き上げなど、政府原案に比べて若干の給付改善が行なわれましたが、なお国民の期待にこたえるものとは言えないのであります。

また、高額医療実施にあたって療養費払い制を導入するということは、健康保険制度の抜本的改善に通ずるものであり、これは当然現物給付にするべきであります。また、老人医療など公費負担医療の三万円以上を保険に肩がわりをさせていくということは、保険財政を圧迫していく原因をつくるものであります。公費負担医療は保険財政から切り離すべきであります。さらに、病氣中の生活保障として切実な要望がある傷病手当金の給付

期間や給付率の改善には全く触れられていないばかりか、ILO百二号条約、百三十号条約の批准の要件となる予防、リハビリテーションなどの給付もおくれているのであります。

以上、本改正案は、若干の給付改善と引きかえに保険料の値上げを行ない、しかも、弾力条項等により、将来も値上げを国民に押しつけようとするものであり、国民の要望する医療保険制度の抜本的改善とは無縁のものであります。

わが党は、政府管掌健康保険の当面の措置として、第一に、国庫補助率を二〇%以上にするのと、第二に、製薬大企業の蔵出し薬価を二〇%引き下げること、第三に、保険料の労使負担割合を三対七とし、中小企業の負担増は政府が肩がわりをすること、第四に、家族給付をさしあたり八〇%とすること、第五に、診療報酬を適正に引き上げ、医療従事者の待遇と医療機関の経営を改善すること、また、国公立病院の独立採算制を廃止して十分な財政援助をするなどの改善を直ちに実現することを強く要求するものであります。

いま国民は、だれでも、いつでも、どこでも、必要で十分な医療が受けられる医療保障制度の根本的改善を痛切に要求をしているのであります。

わが党は、国民の切実な要求実現のために今後引き続き戦うものであることを表明をいたしました。私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決をいたします。

まず、健康保険法等の一部を改正する法律案及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。両案の委員長報告はいずれも修正議決報告でございます。両案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、両案は委員長報告のとおり修正議決されました。(拍手)

成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって委員長報告のとおり修正議決されました。

○議長(河野謙三君) 次に、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案並びに有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 次に、覚せい剤取締法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時十二分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君
副議長 森 八三一君

議員
堀出 啓典君 野末 和彦君
山田 勇君 内田 善利君
藤原 房雄君 藤井 恒男君
青島 幸男君 原田 立君
沢田 実君 中村 利次君
高田 浩運君 上林 繁次郎君
矢追 秀彦君 三木 忠雄君
阿部 憲一君 木島 則夫君
萩原 幽香子君 玉置 猛夫君
今 春曉君 峯山 昭範君
田代 富士男君 柏原 ヤス君
黒柳 明君 松下 正寿君
中沢 伊登子君 熊谷 太三郎君
中尾 辰義君 渡谷 邦彦君
鈴木 一弘君 宮崎 正義君
田淵 哲也君 高山 恒雄君
温水 三郎君 濱田 幸雄君
多田 省吾君 白木 義一郎君
小平 芳平君 向井 長年君

村尾 重雄君 小山 邦太郎君
松岡 克由君 斎藤 十朗君
中西 一郎君 君 健男君
細川 護熙君 原 文兵衛君
橋本 繁蔵君 中村 禎二君
棚田 四郎君 竹内 藤男君
永野 鎮雄君 山崎 五郎君
長屋 茂君 若林 正武君
松垣 徳太郎君 小林 国司君
亀井 善彰君 長田 裕二君
石本 茂君 佐藤 隆君
林田 修紀夫君 安田 隆明君
源田 実君 二木 謙吾君
丸茂 重貞君 河口 陽一君
玉置 和郎君 山内 一郎君
宮崎 正雄君 小笠 公昭君
堀本 宜実君 大森 久司君
白井 勇君 植木 光教君
青木 一男君 植竹 春彦君
木内 四郎君 杉原 荒太君
上原 正吉君 松平 勇雄君
堀田 十一郎君 古池 信三君
鈴木 亨弘君 重宗 雄三君
鬼丸 勝之君 鈴木 省吾君
大松 博文君 矢野 登君
高橋 邦雄君 古賀 雷四郎君
黒住 忠行君 河本 嘉久蔵君
初村 瀧一郎君 渡辺 一太郎君

山崎 竜男君 世耕 政隆君
斎藤 寿夫君 星野 重次君
上田 稔君 高橋 雄之助君
菅野 儀作君 佐田 一郎君
佐藤 一郎君 中津井 真君
寺本 広作君 久保田 藤麿君
木村 睦男君 柳田 桃太郎君
船田 譲君 町村 金五君
橋 直治君 高橋 文五郎君
岡本 悟君 徳永 正利君
鹿島 俊雄君 米田 正文君
柴田 栄君 大谷 藤之助君
大竹 平八郎君 江藤 智君
平井 太郎君 安井 謙君
西田 信一君 後藤 義隆君
郡 祐一君 迫水 久常君
吉武 恵市君 堀見 俊二君
鍋島 直紹君 山本 敬三郎君
船嶺 一郎君 寺下 岩蔵君
田 英夫君 川野 辺 静君
金井 元彦君 片山 正英君
堀木 又三君 上田 哲君
工藤 良平君 鳴崎 均君
今泉 正三君 戸田 菊雄君
前川 旦君 杉原 一雄君
山本 茂一郎君 藤田 正明君
平泉 渉君 野々山 一三君
大橋 和孝君 杉山 善太郎君

楠 正俊君 土屋 義彦君
内藤 三郎君 西村 尚治君
松永 忠二君 森中 守義君
西村 関一君 林 虎雄君
平島 敏夫君 山本 利壽君
山下 春江君 山崎 昇君
新谷 寅三郎君 前田 佳都男君
増原 恵吉君 田口 長治郎君
八木 一郎君 羽生 三七君
加藤 シヅエ君 藤原 道子君
鶴岡 哲夫君 鈴木 強君
片岡 勝治君 佐々木 静子君
須原 昭二君 香脱 タケ子君
小谷 守君 神沢 浄君
鈴木 美枝子君 宮之原 貞光君
加藤 進君 竹田 四郎君
安永 英雄君 小笠原 貞子君
田中 寿美子君 川村 清一君
中村 波男君 鈴木 力君
森 勝治君 塚田 大順君
星野 力君 松本 賢一君
小林 武君 瀬谷 英行君
矢山 有作君 瀧ヶ久保 重光君
渡辺 武君 須藤 五郎君
竹田 現照君 占部 秀男君
横川 正市君 大矢 正君
戸叶 武君 小柳 勇君
河田 賢治君 岩間 正男君

加瀬 完君	小野 明君	運輸委員	竹内 藤男君	逋信委員	小笠原貞子君	修正議決報告書
田中 一君	成瀬 幡治君	同	川村 清一君	建設委員	熊谷太三郎君	児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案可決報告書
藤田 進君	秋山 長造君	同	田淵 哲也君	同	上田 稔君	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律案可決報告書
野坂 参三君	春日 正一君	逋信委員	野坂 参三君	同	竹内 藤男君	律案可決報告書
國務大臣		建設委員	鬼丸 勝之君	決算委員	寺下 岩藏君	同日左の質問主意書を内閣に転送した。
厚生 大臣	齋藤 邦吉君	同	柴立 芳文君	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	戸田 菊雄君	同日左の質問主意書を内閣に転送した。
運輸 大臣	新谷寅三郎君	同	菅野 儀作君	災害対策特別委員	村田 秀三君	中南米移住者の実態及び対策に関する質問主意書(植木光教君提出)
		決算委員	斎藤 寿夫君	科学技術振興対策特別委員	杉山善太郎君	同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
議長の報告事項		同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	小谷 守君	同		
去る十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。			片山 正英君	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。		
内閣委員	鶴園 哲夫君	内閣委員	柴立 芳文君	災害対策特別委員	中村 英男君	農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案
地方行政委員	志村 愛子君	同	鬼丸 勝之君	科学技術振興対策特別委員	大橋 和幸君	公有水面埋立法の一部を改正する法律案
同	上田 稔君	同	野坂 参三君	同日決算委員会において当選した理事は左の通りである。	森 元治郎君	工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案
同	熊谷太三郎君	大蔵委員	寺下 岩藏君	理事 塚田 大願君(塚田大願君の補欠)		大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案
法務委員	吉武 恵市君	同	川村 清一君	同日議員から左の修正案が提出された。		雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案
同	渡辺 武君	同	田淵 哲也君	国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案(米田正文君外一名提出)		労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案
大蔵委員	船田 謙君	同	渡辺 武君	同日委員長から左の報告書が提出された。		船員保険法の一部を改正する法律案
同	伊部 真君	文教委員	志村 愛子君	健康保険法等の一部を改正する法律案修正議決報告書		同日衆議院から、左の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。
同	栗林 卓司君	社会労働委員	吉武 恵市君	厚生年金保険法等の一部を改正する法律案修正議決報告書		同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
同	塚田 大願君	同	船田 謙君			同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
文教委員	片山 正英君	同	鶴園 哲夫君			
社会労働委員	君 健男君	同	塚田 大願君			
同	寺下 岩藏君	運輸委員	菅野 儀作君			
同	小谷 守君	同	伊部 真君			
農林水産委員	小笠原貞子君	同	栗林 卓司君			

知した。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律

公有水面埋立法の一部を改正する法律

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律

雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

船員保険法の一部を改正する法律

同日議長は、ミクロン・ベレストーチーハンガリー人民共和国国民議会副議長の逝去に対して弔意を表するため、同国民議会議長宛、左の弔電を送した。

ミクロン・ベレストーチー国民議会副議長
の突然の訃報に接し、まことに哀惜の念にたえません。ここにつつしんで、哀悼の意を表します。

第三十二号中正誤

ベシ 段 行 誤 正

八七 二 終わり 終始

八六 二 三 終止 悲願

八六 四 二 末 非願 國務大臣

内閣総理大臣

昭和四十八年九月十七日 参議院会議録第三十四号

九五八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円
(送料別)

発行所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷
電話 東京 五八二 四四二一(大代)